

令和 6 年度

子ども・子育て支援等推進調査研究事業

外国人乳幼児が多い認可外保育施設における

指導監督基準の特例措置の効果検証等に関する調査研究

事業報告書

令和 7 年 3 月

PwC コンサルティング合同会社

概要

【事業目的】

本調査研究は、外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例措置(以下、特例措置という)について、有効性や効果、課題、全国展開の必要性の検証を行うことを目的としている。

認可外保育施設の指導監督基準のうち、保育に従事する者の数及び資格については、「保育に従事する者の概ね3分の1以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること。」という基準が定められている。

一方、特定の要件に該当する場合は、これらの資格を有する者が保育に従事する者の3分の1未満であっても、「概ね3分の1」以上であると判断し、当該基準を満たすものと取り扱って差し支えないとする特例措置が設けられている。

こども家庭庁の審議会においては、特例措置が、保育に従事する者の数及び資格の基準を緩和することから、特例措置を活用している保育施設について、保育の質を懸念する声がある。

このため、本調査研究において、自治体及び特例措置を活用している保育施設、その他関係施設等へのアンケート調査及びヒアリング調査を通じて、特例措置の活用における実態及び課題を把握した。また、特例措置を活用している自治体及び特例措置を活用している保育施設の取組を収集し、事例集に取りまとめた。

【調査方法】

目的達成のため、下記7つの調査を実施した。

1. 自治体への意向調査
2. 特例措置を活用している保育施設へのアンケート調査
3. 特例措置を活用している保育施設に子どもが在籍する保護者へのアンケート調査
4. 特例措置を活用している自治体へのヒアリング
5. 特例措置を活用している保育施設へのヒアリング
6. 特例措置を未活用であるが外国人乳幼児の在籍数が多い保育施設へのヒアリング
7. 特例措置を活用している保育施設の近隣に位置し、外国人児童の在籍数が多い小学校へのヒアリング

なお、下記文言については、今後以下の通り省略する。

- 特例措置を活用している自治体：以下、「特例措置活用自治体」という
- 特例措置を活用している保育施設：以下、「特例措置活用保育施設」という

- 特例措置活用保育施設に子どもが在籍する保護者：以下、「保護者」という
- 特例措置を未活用であるが外国人乳幼児の在籍数が多い保育施設：以下、「特例措置未活用保育施設」という
- 特例措置活用保育施設の近隣に位置し、外国人児童の在籍数が多い小学校：以下、「小学校」という

【本調査研究の成果・考察】

本調査研究のアンケート調査及びヒアリング調査から、自治体は、特例措置の活用により、日本語を話さない保護者及び外国人乳幼児と、保育施設の間で円滑なコミュニケーションがとれることを期待していることが分かった。また、特例措置の活用により、保育無償化の措置が適用されることで、外国人乳幼児が特例措置活用保育施設に入園しやすくなり、結果的に地域の待機児童の解消に貢献しているといった意見も挙がった。

一方で、特例措置未活用の自治体における、特例措置の活用意向は低く、保育の安全面や質の確保において、懸念を有していることが明らかになった。

また、特例措置活用自治体については、地域の産業構造や、特例措置活用保育施設の特色等の違いにより、特例措置の有効性及び特例措置の活用によって生じうる課題に差があることが分かった。

特例措置活用自治体のうち、沖縄県は、外国人乳幼児が5割以上を占める保育施設が18施設あり、保護者は、保育の質や保育内容等を重視して保育施設を選択する傾向にあった。また、基本的には、保護者が比較的短期で帰国することを前提とした職業に従事していることから、日本社会に中長期的に溶け込んで生活していくことへのニーズが薄いことが明らかになった。

他方、愛知県岡崎市は、外国人乳幼児が5割以上を占める保育施設は1施設のみで、保護者は、保育施設の選択余地が少ない中で、「母国語での保育が可能か」「保育費用が抑えられるか」といった観点が、保育施設の選択理由や保育施設への満足度に影響していることが分かった。また、保護者が、滞在期限が定められていない職業に従事していることから、子どもは、卒園後は地域の小学校に進学するケースが多く、卒園後に言葉や文化の違いによる日本社会への適応の困難さが生じている場合もあった。

更に、特例措置活用保育施設が採用する、「外国人乳幼児の保育に知見を有する人材」が有している資格及び経験の違いにより、保育施設が抱える、保育の安全性における課題感に差が見受けられた。

アンケート調査及びヒアリング調査で明らかになった課題を踏まえ、今後、特例措置の活用における自治体の関与・役割を明確にするとともに、全国展開について

は、今回明らかになった課題への対応策を関係者がしっかりと準備したうえで検討することが必要と考える。

全国展開の時期として、現在特例措置の対象外であり、「基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する経過措置」を活用している自治体が、経済的不利益等を被らないように配慮し、遅くとも、当該経過措置が終了する令和 11 年度末までに、改めて方向性を見定めることが必要と考える。

なお、特例措置の理解促進のため、本調査研究において事例集を作成した。当事例集の積極的な発信により、特例措置の解像度を高め、必要な自治体が活用を検討するきっかけの創出が期待できると考える。

目次

1. 事業概要	1
(1) 事業の背景	1
(2) 調査方法	2
(3) スケジュール	3
2. 事業検討委員会委員・議事	4
(1) 検討委員メンバー	4
(2) 議事	5
3. 調査	6
(1) 自治体に対する意向調査	6
(2) 特例措置活用保育施設に対するアンケート調査	26
(3) 保護者に対するアンケート調査	38
(4) 特例措置活用自治体に対するヒアリング	47
(5) 特例措置活用保育施設に対するヒアリング調査	51
(6) 特例措置未活用保育施設に対するヒアリング調査	58
(7) 小学校に対するヒアリング調査	62
4. まとめ	66
(1) 本研究の成果・考察	66
付録	74
付録1 自治体に対する意向調査 項目一覧	74
付録2 特例措置活用保育施設に対するアンケート調査 項目一覧	77
付録3 保護者に対するアンケート調査 項目一覧	80
付録4 保護者に対するアンケート調査 地域別調査結果(抜粋)	82

1. 事業概要

本章では、本調査研究の背景と目的、スケジュールについて記載する。

(1) 事業の背景

特例措置の背景

- 認可外保育施設に対する指導監督基準

認可外保育施設には認可保育所のような設置基準はないが、監査において遵守すべき項目が指導監督基準として定められている。このうち、保育に従事する者の数及び資格については、

- 保育に従事する者の数は、主たる開所時間である 11 時間(施設の開所時間が 11 時間を下回る場合にあっては、当該時間)については、概ね児童福祉施設設備及び運営基準に定める数以上であること。ただし、2 人を下回ってはならないこと。また、11 時間を超える時間帯については、現に保育されている児童が 1 人である場合を除き、常時 2 人以上配置すること。
- 保育に従事する者の概ね 3 分の 1 (保育に従事する者が 2 人の施設及び 1. における 1 人が配置されている時間帯にあっては 1 人) 以上は、保育士又は看護師の資格を有する者であること。

と規定されている。

- 外国人乳幼児が多い地域の特例措置

「国家戦略特別区域の区域内に所在する認可外保育施設であって当該施設を利用する乳幼児の全て又は多くが外国人であるものに係る認可外保育施設指導監督基準の取扱いについて」(令和 5 年 12 月 13 日付けこ成保第 202 号こども家庭庁成育局保育政策課長通知) 等に基づき、保育士又は看護師の資格を有する者が保育に従事する者の 3 分の 1 未満であっても、特定の要件に該当する場合は「概ね 3 分の 1」以上であると判断し、当該基準を満たすものと取り扱って差し支えないとする特別措置がなされている。

(2) 調査方法

①. 目的

(1) の背景を踏まえ、本調査研究では、下記 3 点のリサーチクエスチョンの解を出すことを目的とし、自治体、特例措置活用保育施設の実態把握、及び事例集の作成を行った。

図表 1 リサーチクエスチョン

- | |
|---|
| ① 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が、特例措置についてどのように考えているかを把握 |
| ② 特例措置の効果検証 |
| ③ 特例措置活用の今後の方向性の検討 |

②. 全体像

本調査研究の目的を達成するため、実態把握を目的とした全国の都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市に対するアンケート調査及び特例措置活用保育施設、保護者へのアンケート調査を実施するとともに、課題把握及び事例集作成を目的とした特例措置活用自治体、特例措置活用保育施設、特例措置未活用保育施設、小学校に対するヒアリングを実施した。

図表 2 調査の種類

調査の種類	概要
自治体意向調査	全国の都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市を対象とした意向調査を行い、特例措置に関する認知度や活用意向、外国人の乳幼児への対応についての実状を把握する。
特例措置活用保育施設へのアンケート調査	特例措置活用の実態を把握するため、特例措置活用保育施設における外国人乳幼児の在籍状況や保育実態をアンケートにて収集する。
保護者へのアンケート調査	特例措置活用における課題の検証にあたり、外国人乳幼児の家族の状況や、特例措置活用保育施設に対する評価を把握する。
特例措置活用自治体へのヒアリング調査	特例措置活用の実態把握及び事例集作成にあたり、特例措置の導入背景、指導監督状況等を深堀する。
特例措置活用保育施設へのヒアリング調査	特例措置活用の実態把握及び事例集作成にあたり、「外国人乳幼児の保育に知見を有する人材」の詳細や外国人乳幼児への対応状況、特例措置の効果・課題を深堀する。
特例措置未活用保育施設へのヒアリング調査	特例措置活用における課題の検証にあたり、特例措置未活用保育施設の取組や課題をヒアリングにて収集する。
小学校へのヒアリング調査	特例措置活用における課題の検証にあたり、特例措置活用保育施設出身の児童が在籍する、もしくは外国人児童が多い小学校に対し、課題及び外国人児童への対応をヒアリングにて収集する。

(3) スケジュール

本調査研究は令和6年9月2日に事業の内示を受け、令和7年3月31日まで、図表3に示すとおりの経過で事業を実施した。

図表3 事業経過

		事業実施状況		
令和6年 9月				
10月				
11月	★第1回 委員会	自治体等調査 調査設計	保育施設等 ヒアリング 調査設計	
12月		自治体等調査 実施	保育施設等 ヒアリング 調査実施	事例集 構成検討
令和7年 1月		集計・分析		事業報告書 構成検討
2月	★第2回 委員会		とりまとめ・分析	執筆
3月	★第3回 委員会			修正

2. 事業検討委員会委員・議事

事業検討委員会は、保育分野の学識経験者や子ども・子育て支援等分科会委員、特例措置活用自治体及び特例措置活用意向のある自治体の職員を委員とし、調査項目や調査の分析結果について議論するとともに、事例集の内容について検討した。

(1) 検討委員メンバー

検討委員会委員は次のとおりである。

図表4 検討委員会委員

氏名	所属
倉石 哲也	武庫川女子大学心理・社会福祉学部教授
佐藤 好美	産経新聞社論説委員
寺本 美幸	沖縄県こども未来部子育て支援課
樋渡 俊江	保育園を考える親の会
堀出 裕明	滋賀県子ども若者部子育て支援課
◎松田 茂樹	中京大学現代社会学部教授

(五十音順、敬称略、◎は座長)

図表5 検討委員会オブザーバー

氏名	所属
大部 沙絵子	こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室 室長
小泉 大吾	こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室 室長補佐
宮本 里香	こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室 指導監査官
鈴木 彰	こども家庭庁成育局保育政策課認可外保育施設担当室 係長
元木 要	内閣府地方創生推進事務局国家戦略特別区域 参事官
山崎 さなえ	内閣府地方創生推進事務局国家戦略特別区域 参事官補佐
中田 夏葉	内閣府地方創生推進事務局国家戦略特別区域 担当

(敬称略)

本調査研究を実施した事務局は下記のとおりである。

図表6 事務局

氏名	所属
古屋 智子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 ディレクター
当新 卓也	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 マネージャー
近藤 明香里	PwC コンサルティング合同会社 テクノロジー・メディア・情報通信 シニアアソシエイト
渡邊 実樹	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 アドミニストレイティブ
松井 優香	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 スペシャリスト

(2) 議事

検討委員会は図表7に示すとおりの議事で実施した。

図表7 事業検討委員会議事

開催日	主な議事(案)
第1回(11月)	<ul style="list-style-type: none">・事業概要の説明・アンケート調査・ヒアリング調査設計の検討・自治体へのヒアリング
第2回(2月)	<ul style="list-style-type: none">・アンケート調査・ヒアリング調査結果の説明・調査結果を踏まえた分析・自治体へのヒアリング
第3回(3月)	<ul style="list-style-type: none">・アンケート調査結果における追加分析の説明・報告書案の検討・事例集案の検討

3. 調査

本章では、外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例措置に関する自治体意向調査の結果について詳細を記載する。

(1) 自治体に対する意向調査

全国の都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市へのアンケート調査により、地域の特色や特例措置への認識、外国人乳幼児への対応の実態を把握した。

①. 調査概要

調査の概要は図表 8 のとおり。

図表 8 施設アンケート調査の概要

調査対象	全国の都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市（138 自治体）
調査方法	Microsoft Forms による Web 調査
調査期間	令和 6 年 12 月 5 日～令和 7 年 1 月 10 日
調査項目	<ol style="list-style-type: none">1. 基本事項<ol style="list-style-type: none">① 自治体の名称② 担当部署③ 担当者様の連絡先2. 保育に係る情報<ol style="list-style-type: none">① 地域内の保育施設の総数② 地域内の認可外保育施設の総数③ 地域内の外国人乳幼児の入所率が半数を超える認可外保育施設の総数④ 地域内における最新の乳幼児の人数⑤ 地域内における最新の外国人乳幼児の人数3. 特例措置に係る認識<ol style="list-style-type: none">① 本特例措置について知っているか② 本特例措置の活用意向の有無③ 上記活用意向に対する理由④ 本特例措置の活用により、想定される保育施設のメリット⑤ 本特例措置の活用により、想定される保育施設の課題・懸念

- | | |
|--|--|
| | <p>4. 外国人乳幼児への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 保育施設における外国人乳幼児への対応にあたり、困りごとの有無 ② 保育施設における外国人乳幼児への対応につき、留意している点 ③ 外国人乳幼児に特化した保育施設を設立してほしいという声の有無 ④ (保育施設設立の要望があった場合、)要望があった先 ⑤ 本特例措置の活用による、指導監督基準への意識への影響 ⑥ 上記意識への影響についての理由 |
|--|--|

②. 集計結果

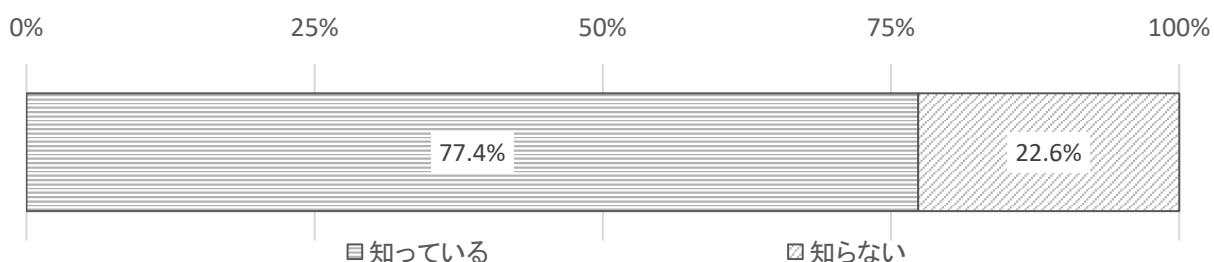
有効回答数は 106 であった（回収率 76.8%）。以降、集計結果の概要を述べる。

なお、構成割合については少数第 2 位を四捨五入しているため、単一回答の設問であっても合計が 100% とならない場合がある。

A) 単純集計

1. 特例措置に係る認識
- 本特例措置について、「知っている」と回答した自治体は 77.4%、「知らない」と回答した自治体は 22.6% であった。

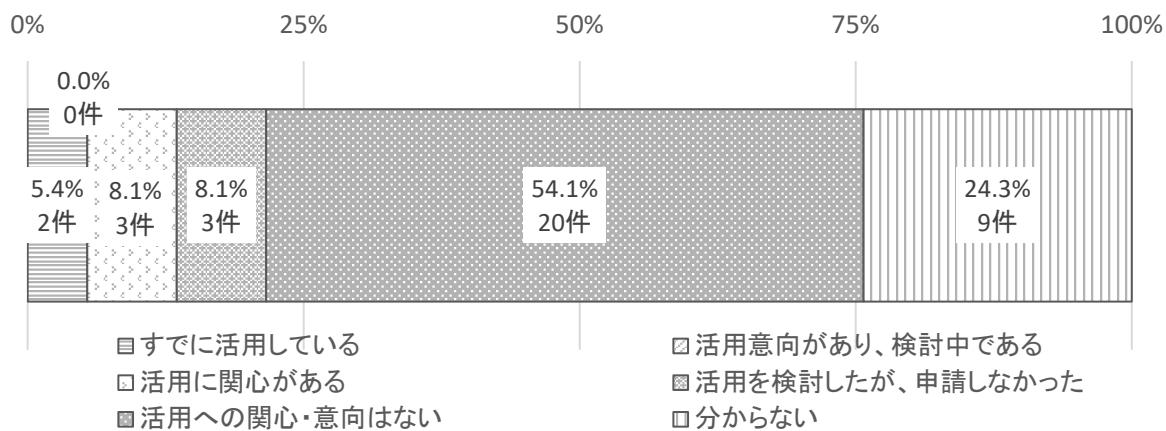
図表 9 本特例措置について知っているか(n=106)



2. 特例措置の活用意向(国家戦略特別区域自治体)

- 国家戦略特別区域に指定された自治体における、本特例措置の活用意向について、「活用に関心がある」が 8.1%、「活用の関心・意向はない」が 54.1%、「分からない」が 24.3%であった。

**図表 10 国家戦略特別区域内の保育施設に対し、
本特例措置を活用する意向があるか(n=37)**

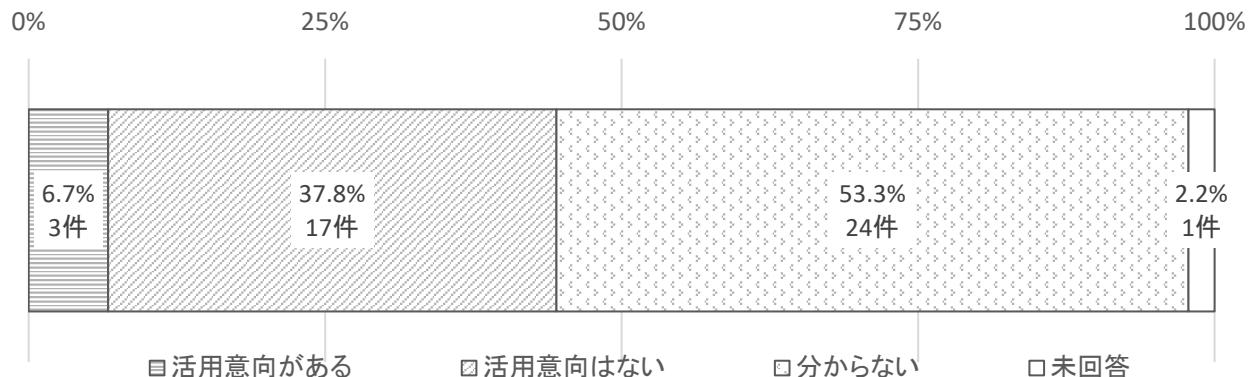


※n は、「1. 本特例措置について知っているか」の設問に対し、「知っている」と回答した自治体のうち、国家戦略特別区域に指定された自治体

3. 特例措置の活用意向(国家戦略特別区域外自治体)

- 本特例措置を知っている自治体のうち、国家戦略特別区域に指定されていない自治体における、本特例措置の活用意向について、「活用意向がある」が 6.7%、「活用意向はない」が 37.8%、「分からない」が 53.3%であった。

**図表 11 本特例措置が、国家戦略特別区域以外でも活用可能となった場合、
活用する意向があるか(n=45)**



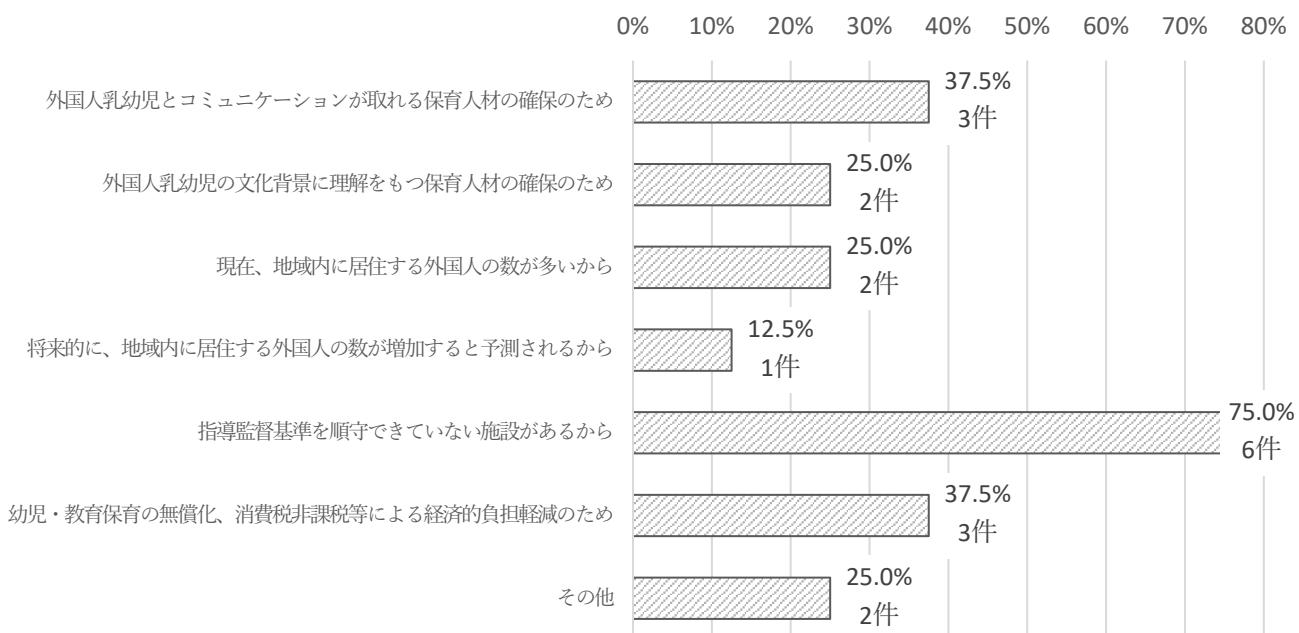
※n は、「1. 本特例措置について知っているか」の設問に対し、「知っている」と回

答した自治体のうち、国家戦略特別区域ではない自治体

4. 特例措置の活用を検討している理由

- 本特例措置活用検討の理由について、「指導監督基準を順守できていない施設があるから」が75%と最も多く、次いで「外国人乳幼児とコミュニケーションが取れる保育人材の確保のため」「幼児教育・保育の無償化、消費税非課税等による経済的負担軽減のため」が37.5%と続いた。その他には、「既に現行の認可外保育施設で外国人乳幼児の保育をしている施設が数カ所あり、母国の保育士資格や看護師資格を取得し、また、母国語での保育関係の研修にも積極的に参加しレベルアップを図っている事例があるため」「外国人乳幼児が多くないから」といった回答があった。

図表 12 本特例措置の活用を検討した、もしくはしている理由(n=8)



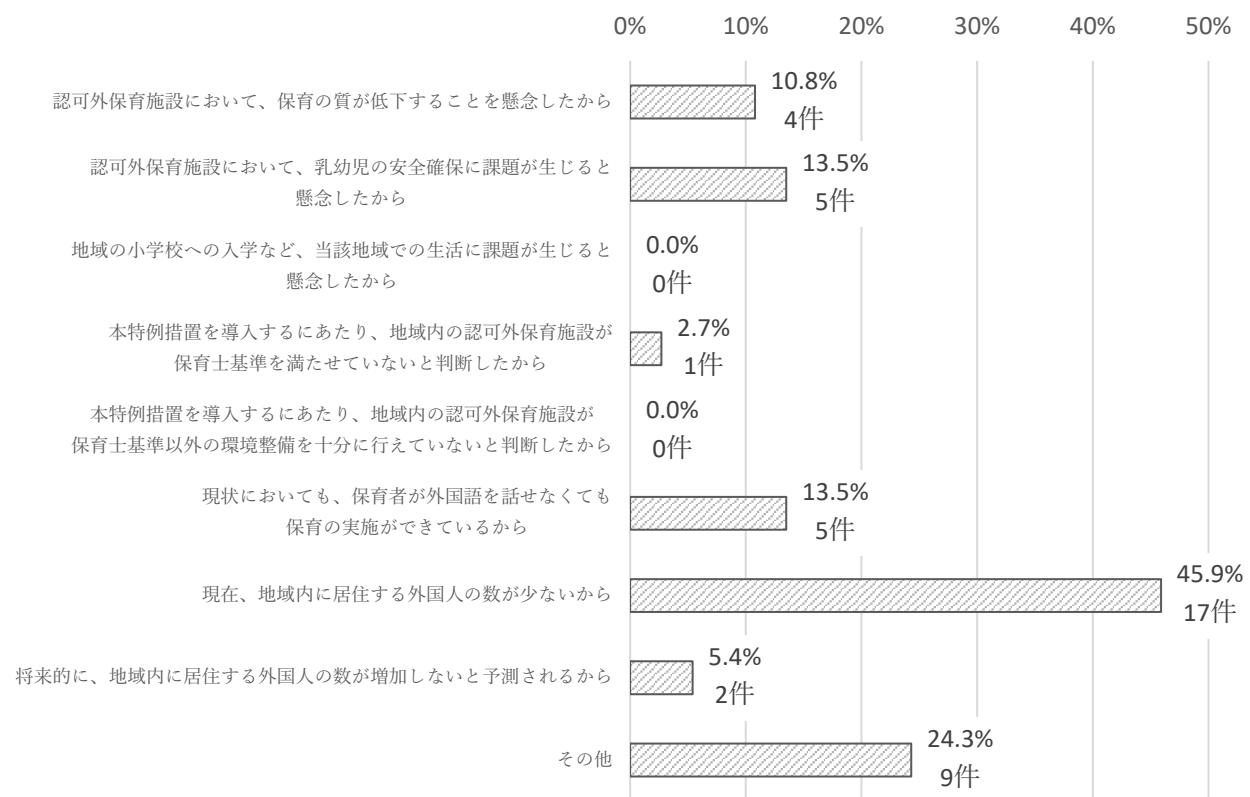
※n は、「2. 国家戦略特別区域内の保育施設に対し、本特例措置を活用する意向があるか」の設問に対し、「すでに活用している」または「活用意向があり、検討中である」または「活用に関心がある」と回答した自治体、もしくは「3. 本特例措置が、国家戦略特別区域以外でも活用可能となった場合、活用する意向があるか」の設問に対し、「活用意向がある」と回答した自治体

5. 特例措置の活用意向がない理由

- 活用意向がない理由について、「現在、地域内に居住する外国人の数が少ないから」が45.9%と最も多く、次いで「その他」が24.3%、「認可外保育施設において、乳幼児の安全確保に課題が生じると懸念したから」「現状においても、保育者が外国語を話せなくても保育の実施ができるから」が13.5%と続いた。「その他」には、「特

に活用を必要とする施設がないと把握しているため」「認可外での外国人の預かりが0人であるため」「外国籍を有する子どもが少ないため」といった回答があった。

図表 13 本特例措置の活用意向がない理由(n=37)

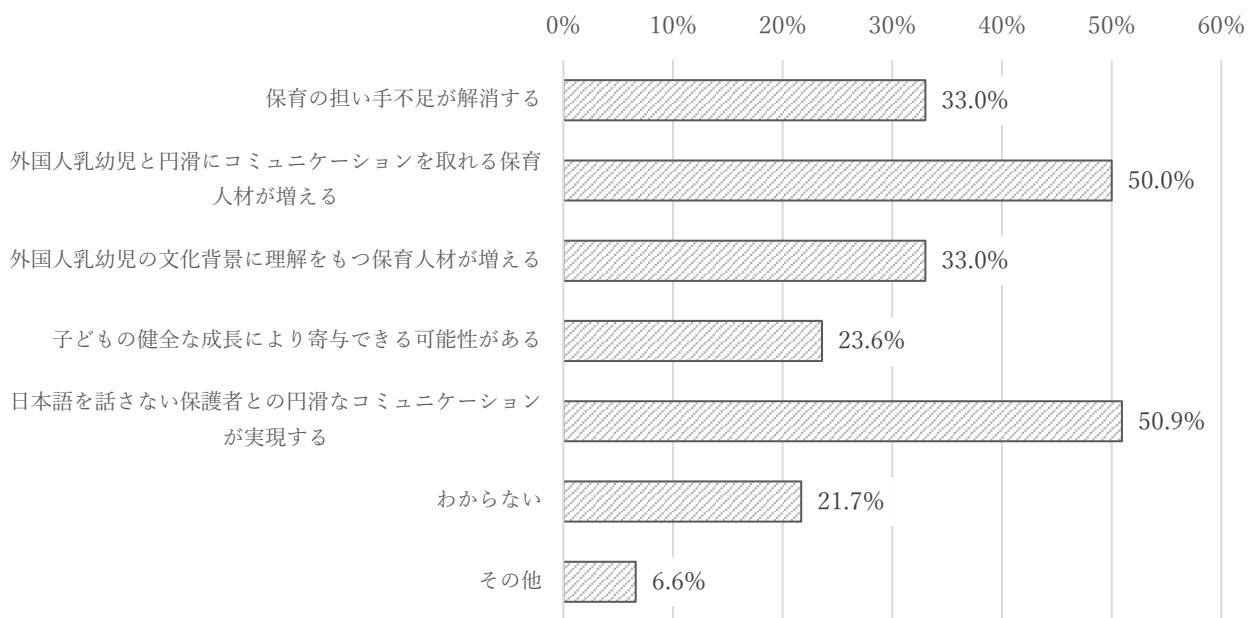


※n は、「2. 国家戦略特別区域内の保育施設に対し、本特例措置を活用する意向があるか」の設問に対し、「活用への関心・意向はない」と回答した自治体、もしくは「3. 本特例措置が、国家戦略特別区域以外でも活用可能となった場合、活用する意向があるか」の設問に対し、「活用意向はない」と回答した自治体

6. 特例措置の活用による保育施設のメリット

- 本特例措置の活用による保育施設のメリットについて、「日本語を話さない保護者との円滑なコミュニケーションが実現する」が 50.9%と最も多く、次いで「外国人乳幼児と円滑にコミュニケーションを取れる保育人材が増える」が 50%と続いた。「その他」には、「適合できなかった施設が適合できる」「保育の無償化となることで施設の経営が安定する」「指導監督基準への適合及び保育の無償化対象施設となること」といった回答があった。

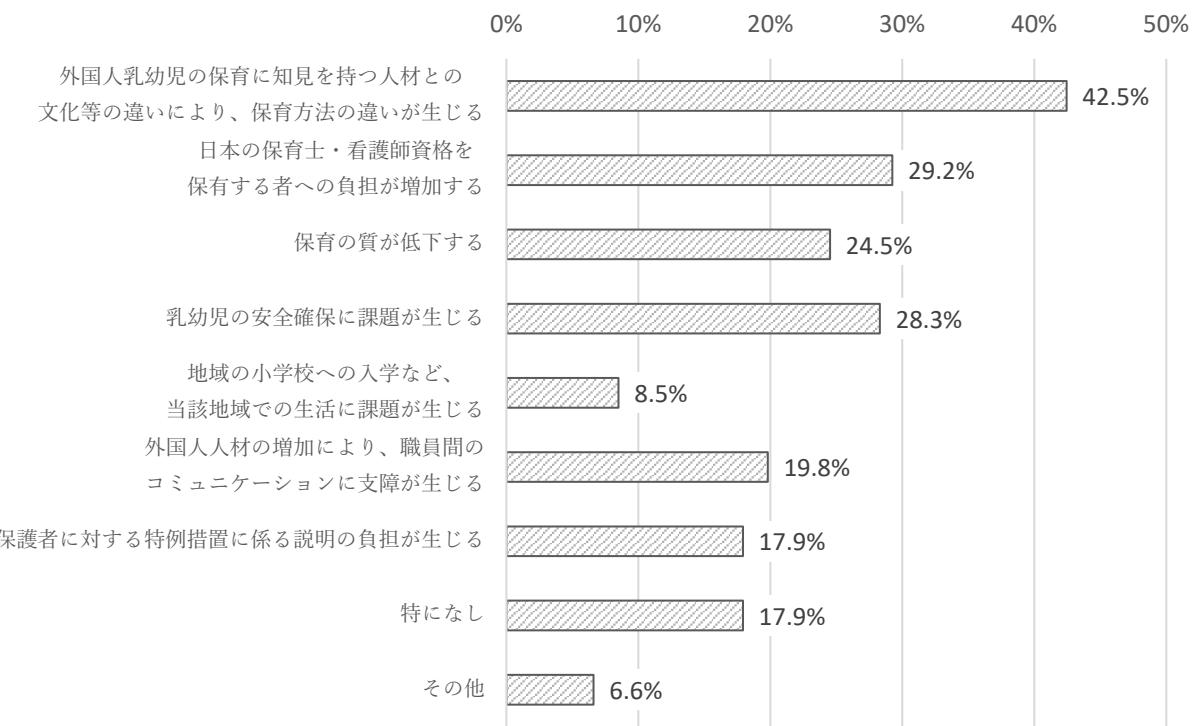
**図表 14 本特例措置の活用により、保育施設に
どのようなメリットがもたらされることを期待しているか(n=106)**



7. 特例措置の活用による保育施設の課題

- 本特例措置の活用による、懸念される課題について、「外国人乳幼児の保育の知見を持つ人材との文化等の違いにより、保育方法の違いが生じる」が 42.5%と最も多く、次いで「日本の保育士・看護師資格を保有する者への負担が増加する」が 29.2%と続いた。「その他」には、「有資格者の負担増が懸念され、有資格者の確保がより困難になる」「自治体とのコミュニケーションに支障が生じる」「不適切保育や虐待に対する理解の違いが懸念され、それに伴い管理者や同僚職員による理解促進や改善指導の取組みに課題が生じる」といった回答があった。

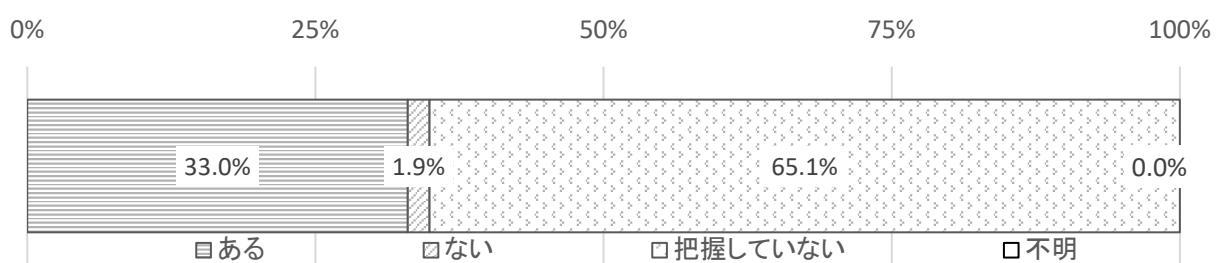
**図表 15 本特例措置の活用により、保育施設に
どのような課題が発生しうることを懸念しているか(n=106)**



8. 外国人乳幼児の保育における困りごとの有無

- 外国人乳幼児の保育における困りごとの有無について、「ある」が 33.0%、「ない」が 1.9%、「把握していない」が 65.1%であった。

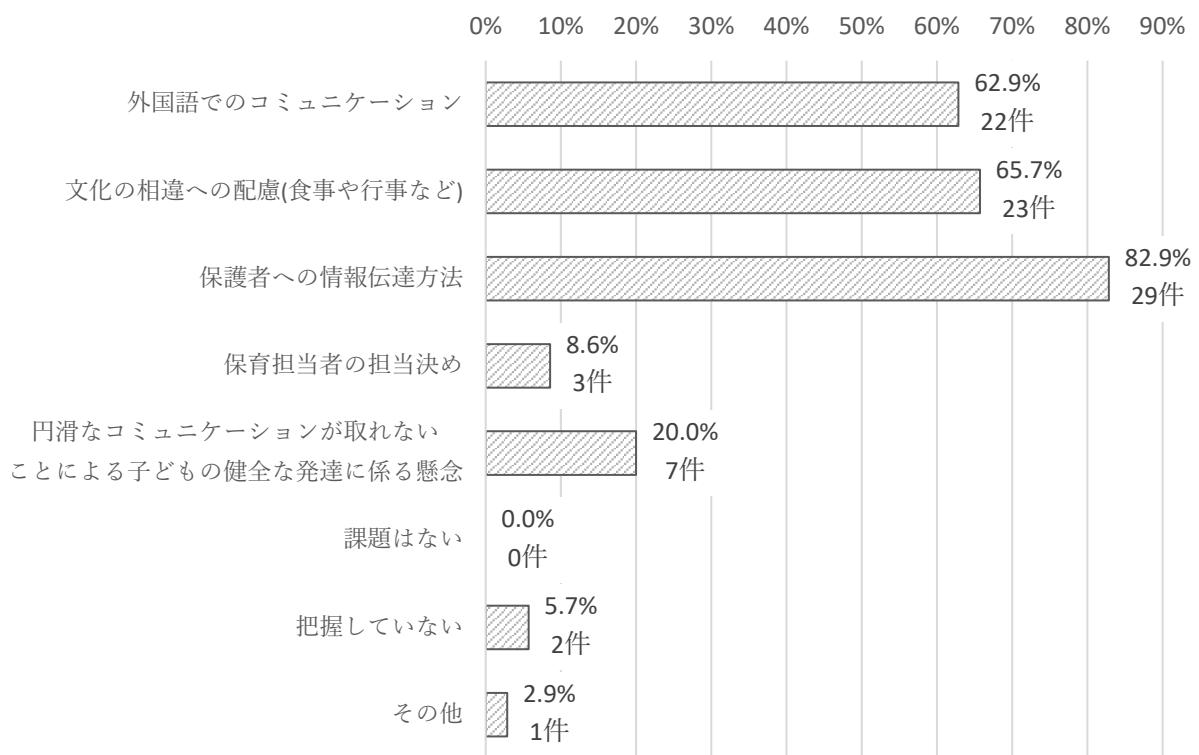
**図表 16 地域内の保育施設における外国人乳幼児への対応にあたっての困りごとの有無
(n=106)**



9. 外国人乳幼児の保育における課題

- 外国人乳幼児の保育における課題について、「保護者への情報伝達方法」が 82.9%と最も多く、次いで「文化の相違への配慮(食事や行事など)」が 65.7%と続いた。

図表 17 地域内の保育施設における外国人乳幼児の保育にあたり、現在どのような課題があるか(n=35)

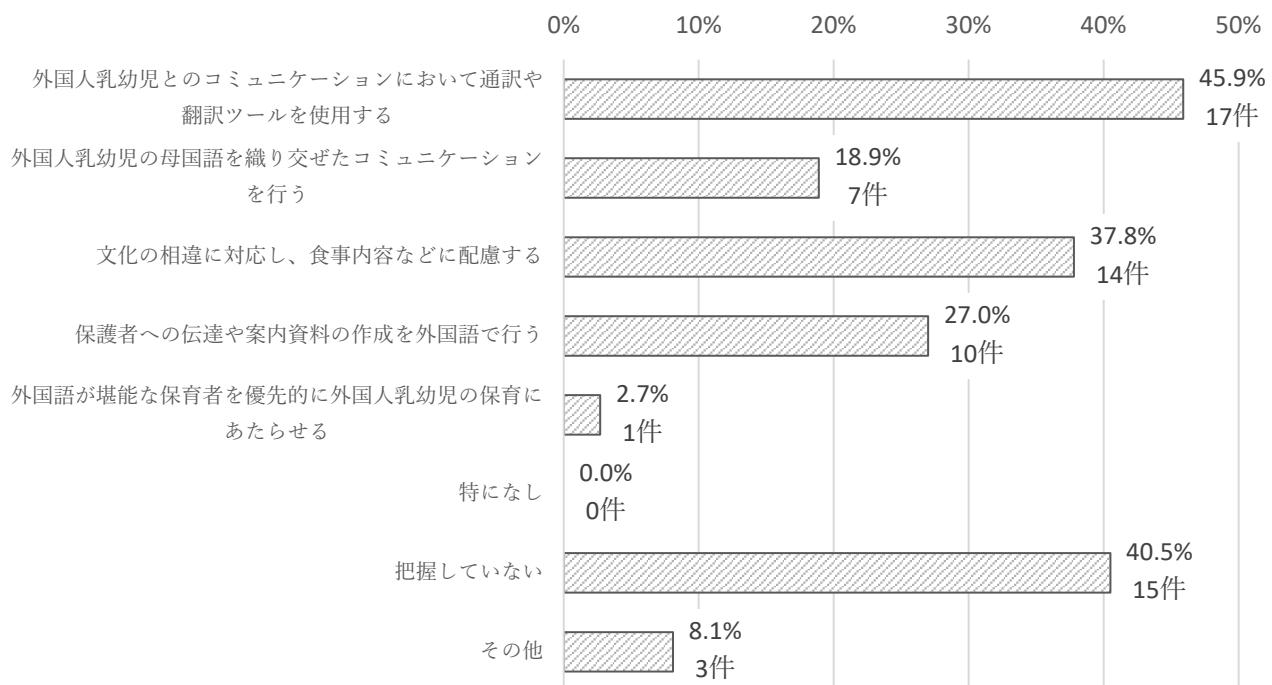


※nは、「8. 外国人乳幼児の保育における困りごとの有無」の設問に対し、「ある」と回答した自治体

10. 外国人乳幼児の対応における留意点

- 外国人乳幼児への対応における留意点について、「外国人乳幼児とのコミュニケーションにおいて通訳や翻訳ツールを使用する」が 45.9%と最も多く、次いで「把握していない」が 40.5%と続いた。「その他」には、「地域の方に通訳を依頼」「翻訳ツールが使えるよう紙で渡している事例あり、日本語が母国語ではない保護者に対しても対面でのコミュニケーションを大切にしている」といった回答があった。

**図表 18 地域内の保育施設における
外国人乳幼児への対応につき、留意している点(n=37)**

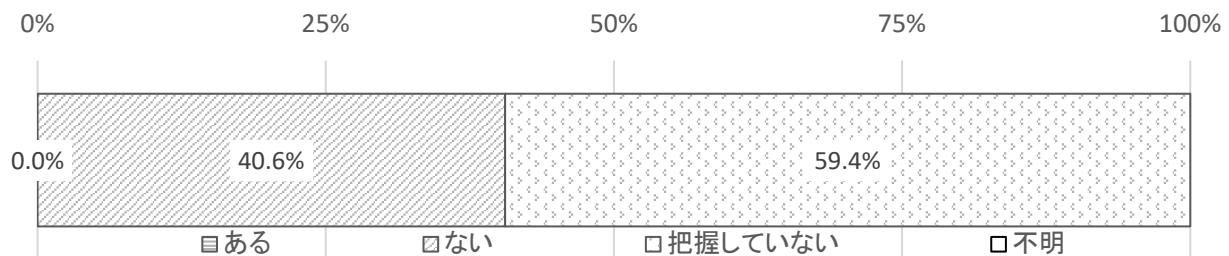


※n は、「8. 外国人乳幼児の保育における困りごとの有無」の設問に対し、「ある」または「ない」と回答した自治体

11. 保育施設設立希望の有無

- 外国人乳幼児に特化した保育施設設立の希望について、「ある」が 0 %、「ない」が 40.6 %、「把握していない」が 59.4 %であった。

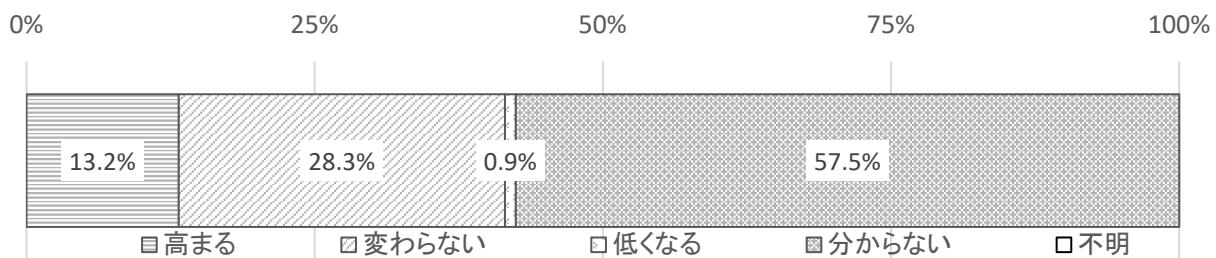
**図表 19 外国人乳幼児に特化した保育施設を
設立してほしいという声が上がったことはあるか(n=106)**



12. 本特例措置活用による指導監督基準への意識

- 本特例措置活用による指導監督基準への意識について、「高まる」が 13.2 %、「変わらない」が 28.3 %、「分からない」が 57.5 %であった。

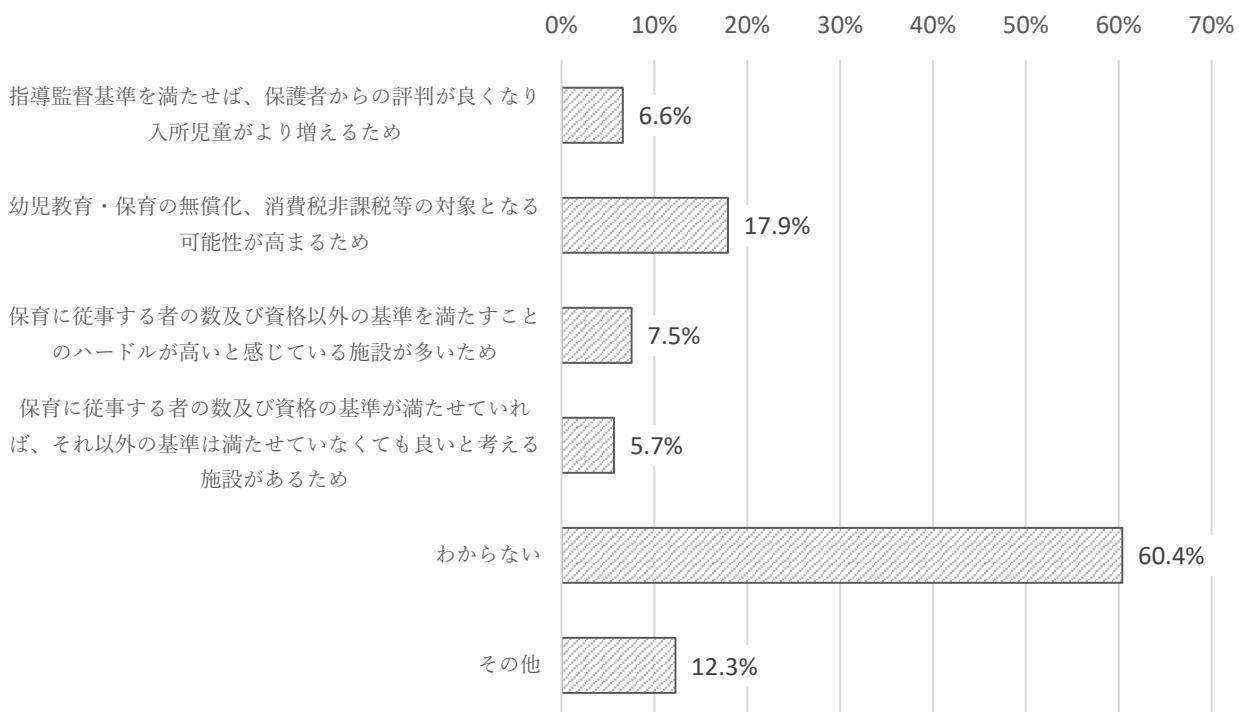
**図表 20 本特例措置の活用により、各認可外保育施設において、
保育に従事する者の数及び資格以外の基準を満たす意識が高まると考えるか(n=106)**



13. 指導監督基準に対する意識についての考え方

- 指導監督基準への意識に対する考え方について、「わからない」が 60.4%と最も多く、次いで「幼児教育・保育の無償化、消費税非課税等の対象となる可能性が高まるため」が 17.9%と続いた。「その他」には、「施設が基準を満たすべきであるといふ意識は、特例の有無に影響されるものではない」「保育に従事する者の数及び資格の項目のみを満たさないという施設は現状ないため、この項目のみ緩和されたからといって意識が高まるとは考え難い」「現在保育に従事する人数で困っている施設については、ハード面等の基準はクリアしているものと考えるため」といった回答があった。

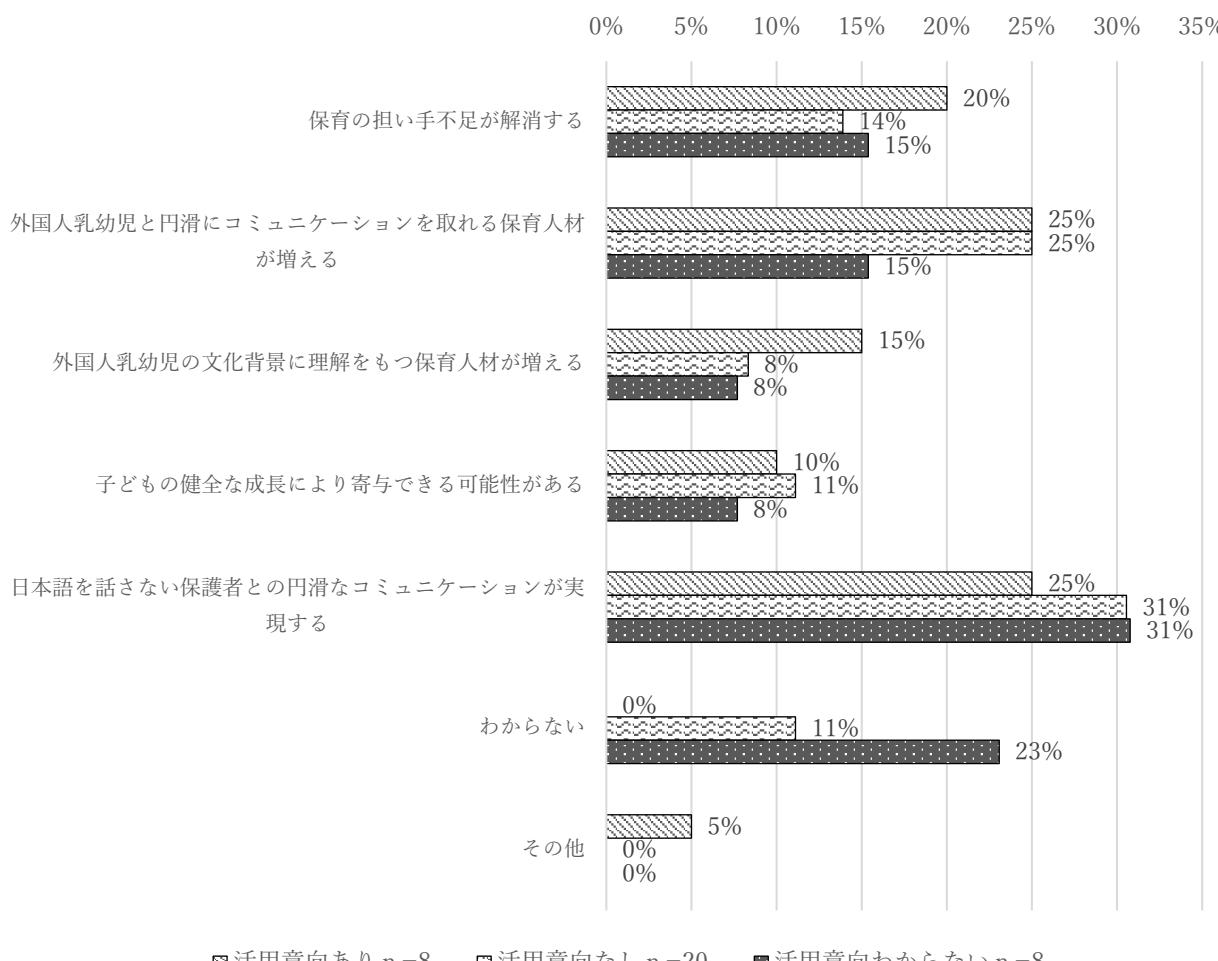
**図表 21 設問 12 で選択した回答内容について、
指導監督基準に対する意識への考え方についてご回答ください。(n=106)**



B) クロス集計

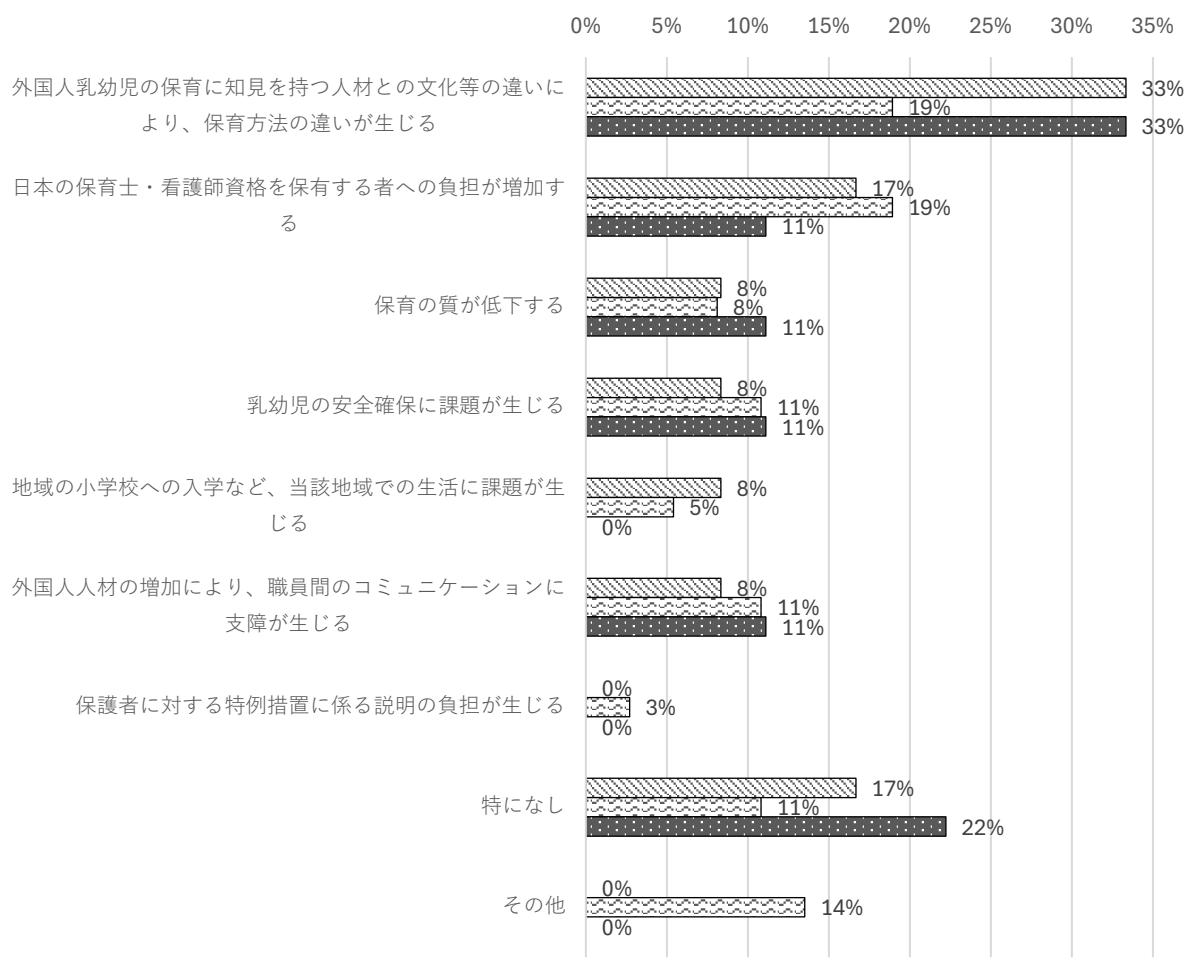
1. 国家戦略特別区域自治体における本特例措置を活用する意向の有無×特例措置活用により、保育施設にもたらされるメリット
- 国家戦略特別区域自治体における本特例措置の活用意向がある自治体において、特例措置活用により、保育施設にもたらされるメリットは「日本語を話さない保護者との円滑なコミュニケーションが実現する」「外国人乳幼児と円滑にコミュニケーションを取れる保育人材が増える」が高く、25%であった。
 - 国家戦略特別区域自治体における本特例措置の活用意向がない自治体において、特例措置活用により、保育施設にもたらされるメリットは「日本語を話さない保護者との円滑なコミュニケーションが実現する」が最も高く、31%であった。
 - 国家戦略特別区域自治体における本特例措置の活用意向が未定の自治体において、特例措置活用により、保育施設にもたらされるメリットは「日本語を話さない保護者との円滑なコミュニケーションが実現する」が最も高く、31%であった。

**図表 22 国家戦略特別区域自治体における本特例措置を活用する意向の有無
×特例措置活用により、保育施設にもたらされるメリット**



2. 国家戦略特別区域自治体における本特例措置を活用する意向の有無×特例措置活用により、保育施設に発生しうる課題
- ・ 国家戦略特別区域自治体における本特例措置の活用意向がある自治体において、特例措置活用により、保育施設に発生しうる課題は「外国人乳幼児の保育に知見を持つ人材との文化等の違いにより、保育方法の違いが生じる」が最も高く、33%であった。
 - ・ 国家戦略特別区域自治体における本特例措置の活用意向がない自治体において、特例措置活用により、保育施設に発生しうる課題は「外国人乳幼児の保育に知見を持つ人材との文化等の違いにより、保育方法の違いが生じる」「日本の保育士・看護師資格を保有する者への負担が増加する」が最も高く、19%であった。
 - ・ 国家戦略特別区域自治体における本特例措置の活用意向が未定の自治体において、特例措置活用により、保育施設に発生しうる課題は「外国人乳幼児の保育に知見を持つ人材との文化等の違いにより、保育方法の違いが生じる」が最も高く、33%であった。

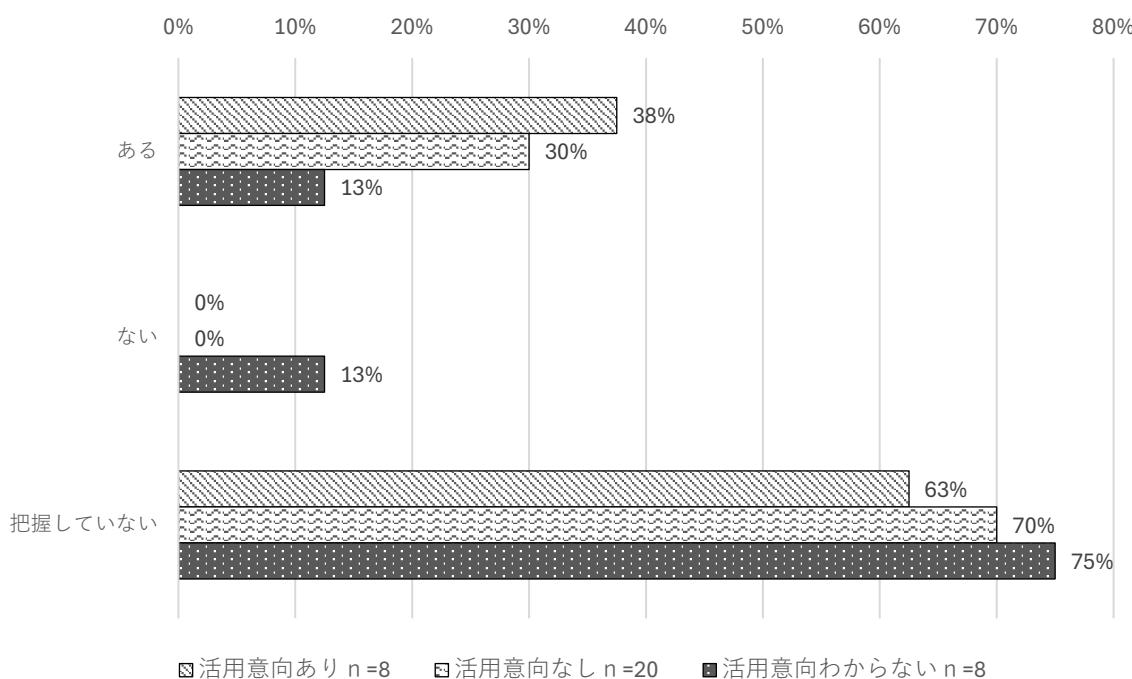
**図表 23 国家戦略特別区域自治体における本特例措置を活用する意向の有無
×特例措置活用により、保育施設に発生しうる課題**



▣ 活用意向あり n=8 □ 活用意向なし n=20 ■ 活用意向わからない n=8

3. 国家戦略特別区域自治体における本特例措置を活用する意向の有無×外国人乳幼児の保育にあたっての困りごとの有無
- ・ 国家戦略特別区域自治体における本特例措置の活用意向がある自治体において、外国人乳幼児の保育にあたっての困りごとの有無は「把握していない」が最も高く63%であった。
 - ・ 国家戦略特別区域自治体における本特例措置の活用意向がない自治体において、外国人乳幼児の保育にあたっての困りごとの有無は「把握していない」が最も高く、70%であった。
 - ・ 国家戦略特別区域自治体における本特例措置の活用意向が未定の自治体において、外国人乳幼児の保育にあたっての困りごとの有無は「把握していない」が最も高く、75%であった。

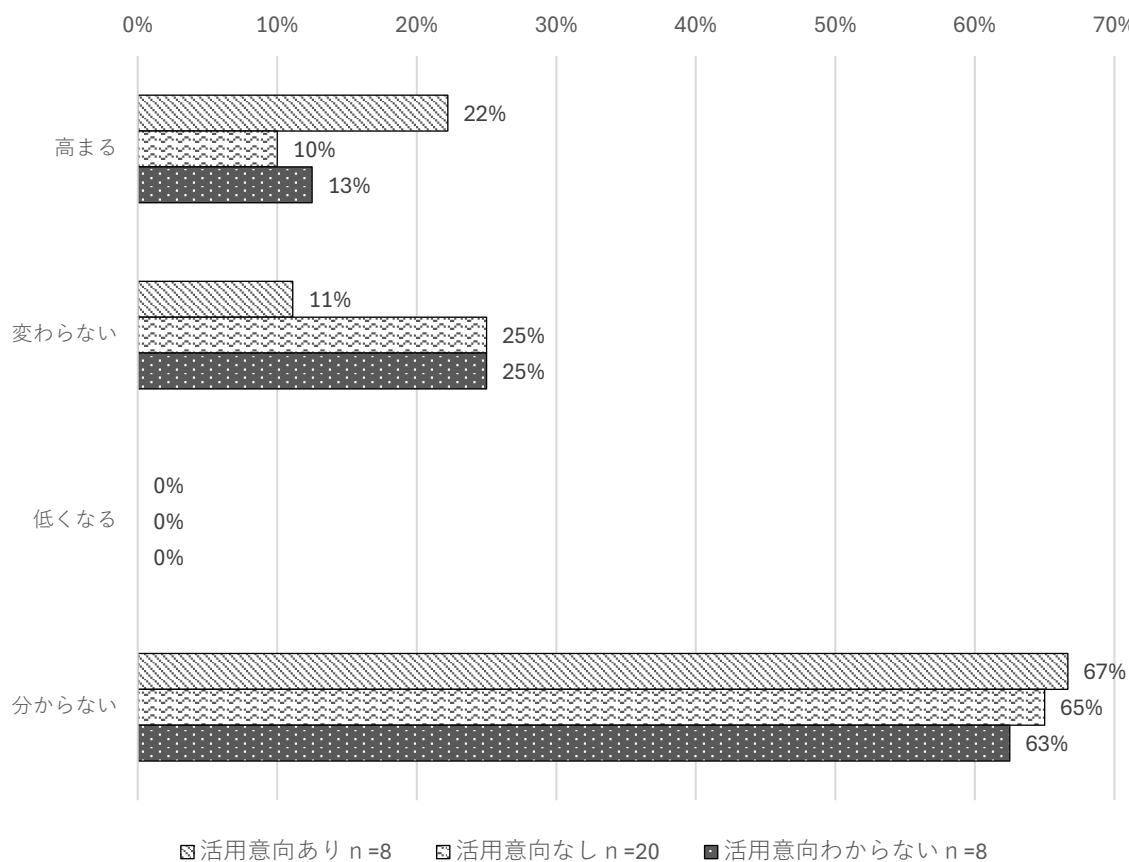
**図表 24 国家戦略特別区域自治体における本特例措置を活用する意向の有無
× 外国人乳幼児の保育にあたっての困りごとの有無**



4. 国家戦略特別区域自治体における本特例措置を活用する意向の有無×特例措置活用による、指導監督基準に対する意識の変化の有無
- ・ 国家戦略特別区域自治体における本特例措置の活用意向がある自治体において、特例措置活用による、指導監督基準に対する意識の変化の有無は「分からぬ」が最も高く、67%であった。
 - ・ 国家戦略特別区域自治体における本特例措置の活用意向がない自治体において、特例措置活用による、指導監督基準に対する意識の変化の有無は「分からぬ」が最も高く、65%であった。

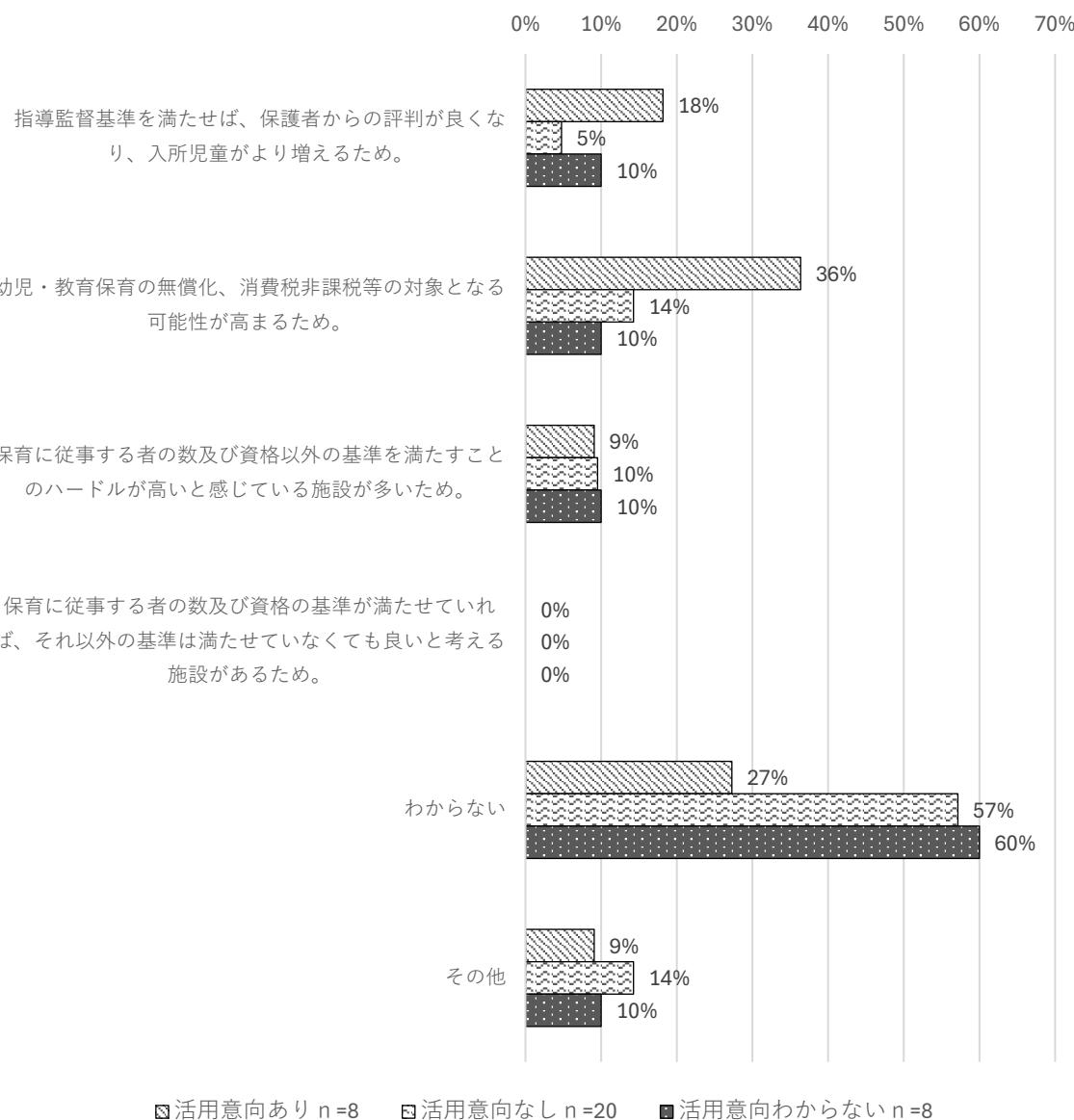
- ・ 国家戦略特別区域自治体における本特例措置の活用意向が未定の自治体において、特例措置活用による、指導監督基準に対する意識の変化の有無は「分からぬ」が最も高く、63%であった。

**図表 25 国家戦略特別区域自治体における本特例措置を活用する意向の有無
×特例措置活用による、指導監督基準に対する意識の変化の有無**



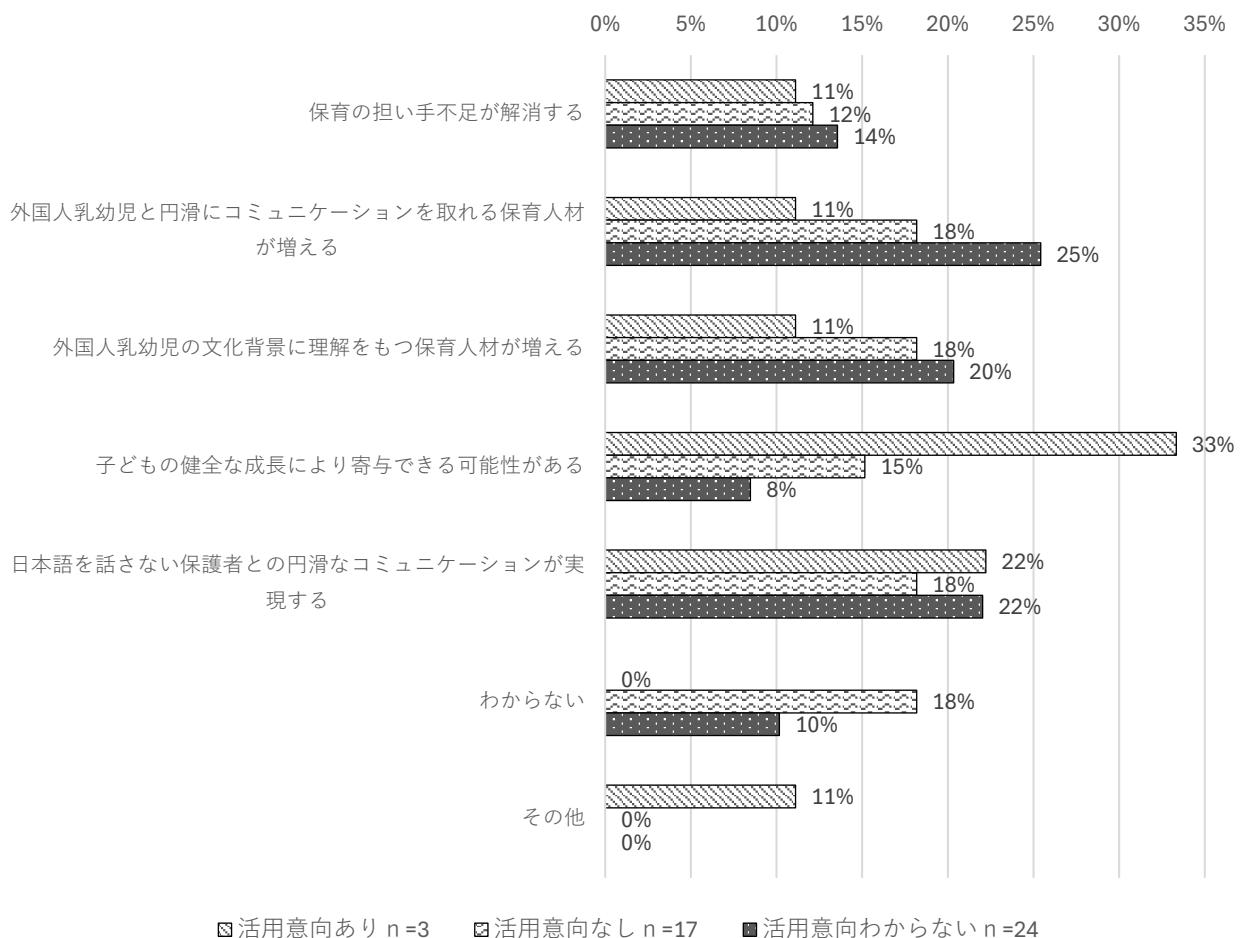
5. 国家戦略特別区域自治体における本特例措置を活用する意向の有無×指導監督基準に対する意識への考え方
- ・ 国家戦略特別区域自治体における本特例措置の活用意向がある自治体において、指導監督基準に対する意識への考えは「幼児教育・保育の無償化、消費税非課税等の対象となる可能性が高まるため。」が最も高く、36%であった。
 - ・ 国家戦略特別区域自治体における本特例措置の活用意向がない自治体において、指導監督基準に対する意識への考えは「わからない」が最も高く、57%であった。
 - ・ 国家戦略特別区域自治体における本特例措置の活用意向が未定の自治体において、指導監督基準に対する意識への考えは「わからない」が最も高く、60%であった。

**図表 26 国家戦略特別区域自治体における本特例措置を活用する意向の有無
×指導監督基準に対する意識への考え方**



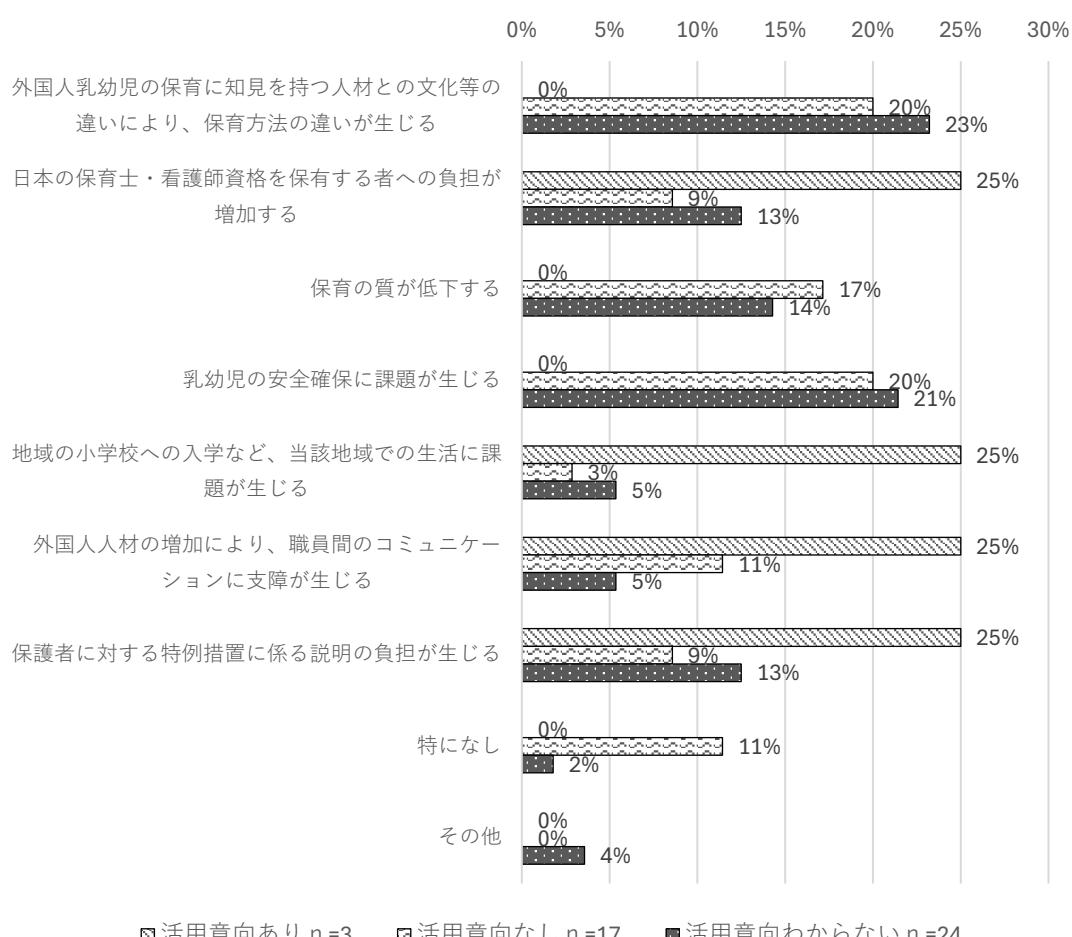
6. 国家戦略特別区域以外における本特例措置を活用する意向の有無×特例措置活用により、保育施設にもたらされるメリット
- ・ 国家戦略特別区域以外における本特例措置の活用意向がある自治体において、特例措置活用により、保育施設にもたらされるメリットは「子どもの健全な成長により寄与できる可能性がある」が33%であった。
 - ・ 国家戦略特別区域以外における本特例措置の活用意向がない自治体において、特例措置活用により、保育施設にもたらされるメリットは「外国人乳幼児と円滑にコミュニケーションを取れる保育人材が増える」「外国人乳幼児の文化背景に理解をもつ保育人材が増える」「日本語を話さない保護者との円滑なコミュニケーションが実現する」「わからない」が高く、18%であった。
 - ・ 国家戦略特別区域以外における本特例措置の活用意向が未定の自治体において、特例措置活用により、保育施設にもたらされるメリットは「外国人乳幼児と円滑にコミュニケーションを取れる保育人材が増える」が最も高く、25%であった。

**図表 27 国家戦略特別区域以外における本特例措置を活用する意向の有無
×特例措置活用により、保育施設にもたらされるメリット**



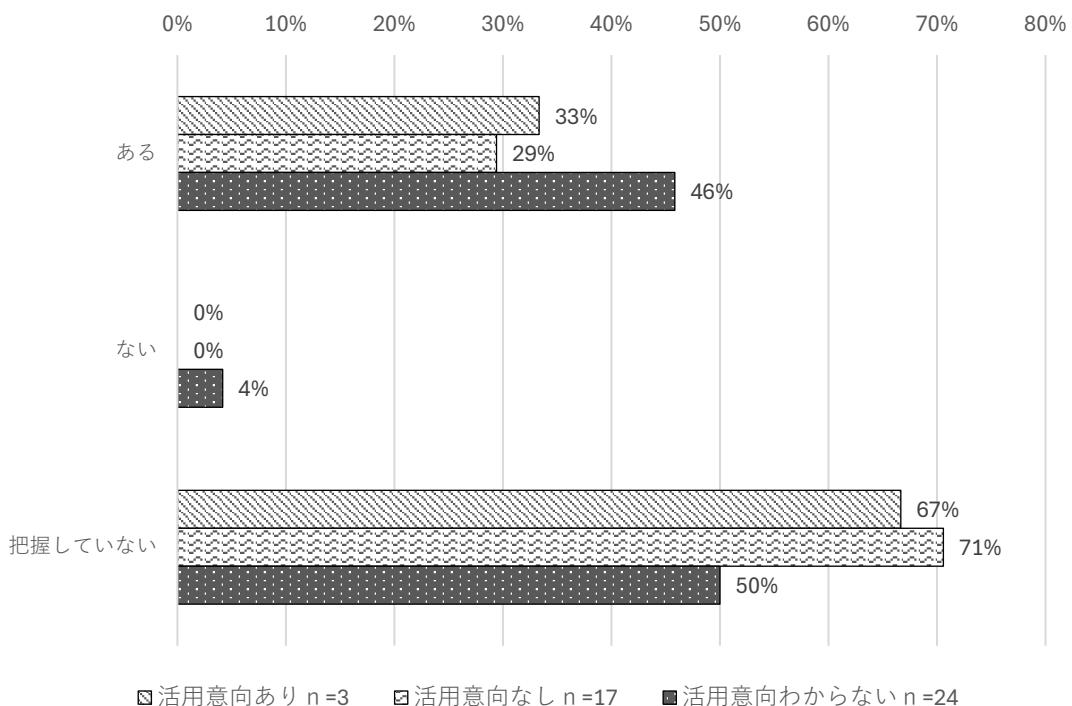
7. 国家戦略特別区域以外における本特例措置を活用する意向の有無と特例措置活用により、保育施設に発生しうる課題
- 国家戦略特別区域以外における本特例措置の活用意向がある自治体において、特例措置活用により、保育施設に発生しうる課題は「日本の保育士・看護師資格を保有する者への負担が増加する」「地域の小学校への入学など、当該地域での生活に課題が生じる」「外国人人材の増加により、職員間のコミュニケーションに支障が生じる」「保護者に対する特例措置に係る説明の負担が生じる」が25%であった。
 - 国家戦略特別区域以外における本特例措置の活用意向がない自治体において、特例措置活用により、保育施設に発生しうる課題は「外国人乳幼児の保育に知見を持つ人材との文化等の違いにより、保育方法の違いが生じる」「乳幼児の安全確保に課題が生じる」が高く、20%であった。
 - 国家戦略特別区域以外における本特例措置の活用意向が未定の自治体において、特例措置活用により、保育施設に発生しうる課題は「外国人乳幼児の保育に知見を持つ人材との文化等の違いにより、保育方法の違いが生じる」が最も高く、23%であった。

**図表 28 国家戦略特別区域以外における本特例措置を活用する意向の有無
×特例措置活用により、保育施設に発生しうる課題**



8. 国家戦略特別区域以外における本特例措置を活用する意向の有無×外国人乳幼児の保育にあたっての困りごとの有無
- ・ 国家戦略特別区域以外における本特例措置の活用意向がある自治体において、特例措置活用により、外国人乳幼児の保育にあたっての困りごとの有無は「把握していない」が最も高く、67%であった。
 - ・ 国家戦略特別区域以外における本特例措置の活用意向がない自治体において、特例措置活用により、外国人乳幼児の保育にあたっての困りごとの有無は「把握していない」が最も高く、71%であった。
 - ・ 国家戦略特別区域以外における本特例措置の活用意向が未定の自治体において、特例措置活用により、外国人乳幼児の保育にあたっての困りごとの有無は「把握していない」が最も高く、50%であった。

**図表 29 国家戦略特別区域以外における本特例措置を活用する意向の有無
× 外国人乳幼児の保育にあたっての困りごとの有無**

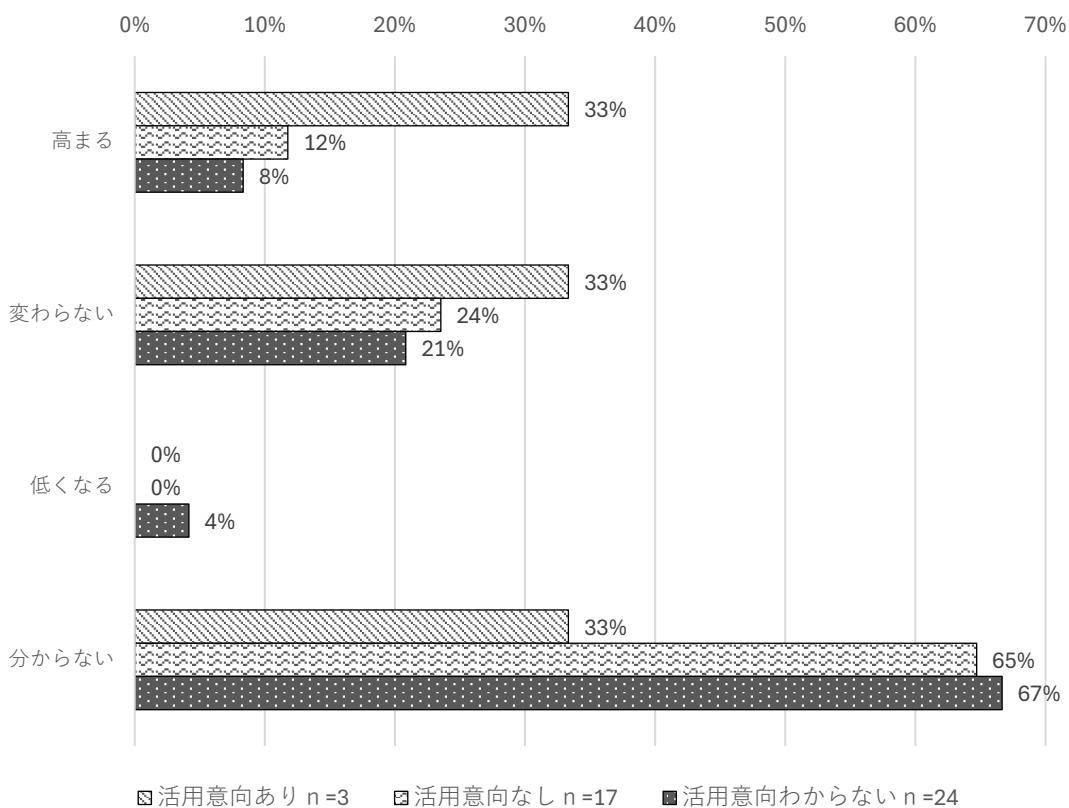


9. 国家戦略特別区域以外における本特例措置を活用する意向の有無×特例措置活用による、指導監督基準に対する意識の変化の有無
- ・ 国家戦略特別区域以外における本特例措置の活用意向がある自治体において、特例措置活用により、指導監督基準に対する意識の変化の有無は「高まる」「変わらない」「分からない」が33%であった。
 - ・ 国家戦略特別区域以外における本特例措置の活用意向がない自治体において、特例措置活用により、指導監督基準に対する意識の変化の有無は「分からない」が最も高

く、65%であった。

- ・ 国家戦略特別区域以外における本特例措置の活用意向が未定の自治体において、特例措置活用により、指導監督基準に対する意識の変化の有無は「わからない」が最も高く、67%であった。

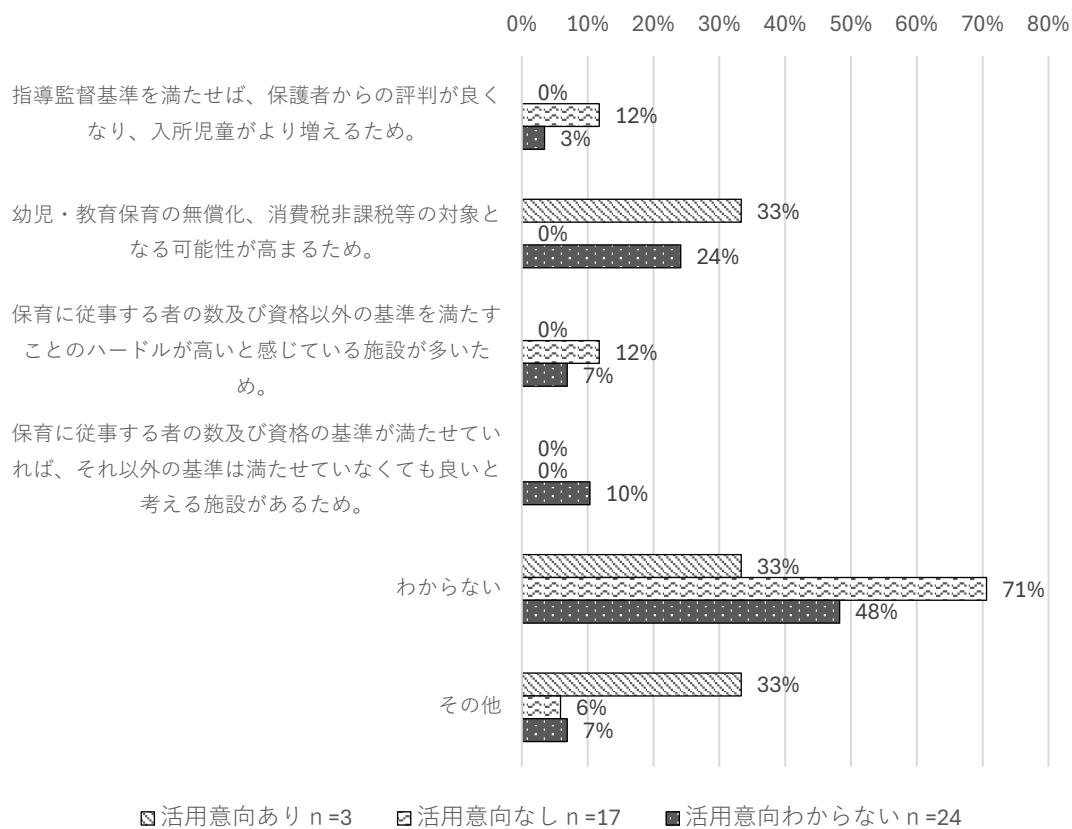
**図表 30 国家戦略特別区域以外における本特例措置を活用する意向の有無
×特例措置活用による、指導監督基準に対する意識の変化の有無**



10. 国家戦略特別区域以外における本特例措置を活用する意向の有無×指導監督基準に対する意識への考え方

- ・ 国家戦略特別区域以外における本特例措置の活用意向がある自治体において、特例措置活用により、指導監督基準に対する意識への考えは「幼児教育・保育の無償化、消費税非課税等の対象となる可能性が高まるため。」「わからない」「その他」が 33% であった。
- ・ 国家戦略特別区域以外における本特例措置の活用意向がない自治体において、特例措置活用により、指導監督基準に対する意識への考えは「わからない」が最も高く、71%であった。
- ・ 国家戦略特別区域以外における本特例措置の活用意向が未定の自治体において、特例措置活用により、指導監督基準に対する意識への考えは「わからない」が最も高く、48%であった。

**図表 31 国家戦略特別区域以外における本特例措置を活用する意向の有無
× 指導監督基準に対する意識への考え方**



▣ 活用意向あり n=3 □ 活用意向なし n=17 ■ 活用意向わからない n=24

(2) 特例措置活用保育施設に対するアンケート調査

特例措置活用保育施設へのアンケート調査により、保育施設における職員配置や特例措置の活用状況、外国人乳幼児への対応の実態を把握した。

①. 調査概要

調査の概要は図表 32 のとおり。

図表 32 特例措置活用保育施設アンケート調査の概要

調査対象	特例措置を活用している保育施設（3施設）
調査方法	Microsoft Forms による Web 調査
調査期間	令和 6 年 12 月 17 日～令和 7 年 1 月 17 日
調査項目	<ol style="list-style-type: none">1. 基本事項<ol style="list-style-type: none">① 施設の名称② 乳幼児の定員数③ 入所している乳幼児の人数、うち外国人乳幼児の人数④ 外国人乳幼児の出身地域⑤ 職員構成2. 施設職員に係る情報<ol style="list-style-type: none">① 外国人乳幼児とコミュニケーションが取れる職員を採用する際に重視した点② 外国人乳幼児とコミュニケーションが取れる職員に対する研修の実施状況3. 特例措置の活用状況と効果<ol style="list-style-type: none">① 特例措置の活用前後における、職員の増員状況② 特例措置の活用開始前後における、乳幼児の属性の変化③ 特例措置の活用における効果④ 特例措置の活用における課題4. 外国人乳幼児への対応<ol style="list-style-type: none">① 外国人乳幼児への対応につき、留意している点② 地域の小学校との情報連携の有無

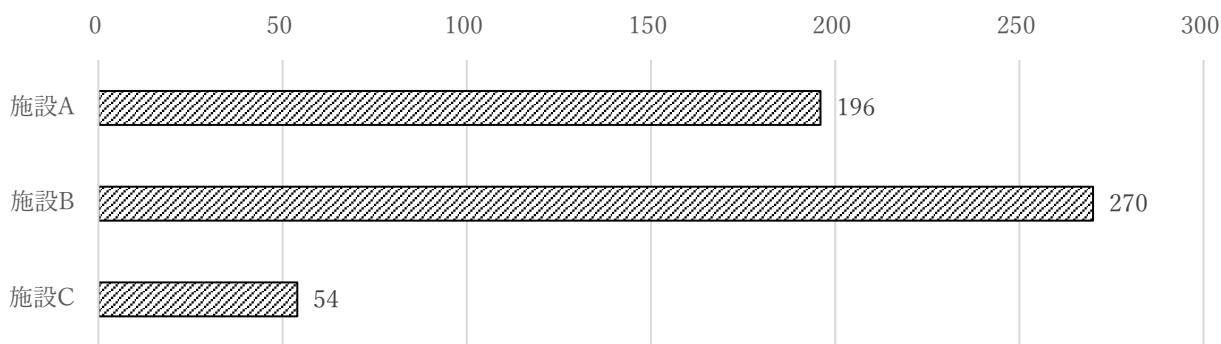
②. 集計結果

● 単純集計

1. 施設で受け入れている乳幼児の定員数

- 回答した特例措置活用保育施設の定員数はそれぞれ 196 人、270 人、54 人であった。

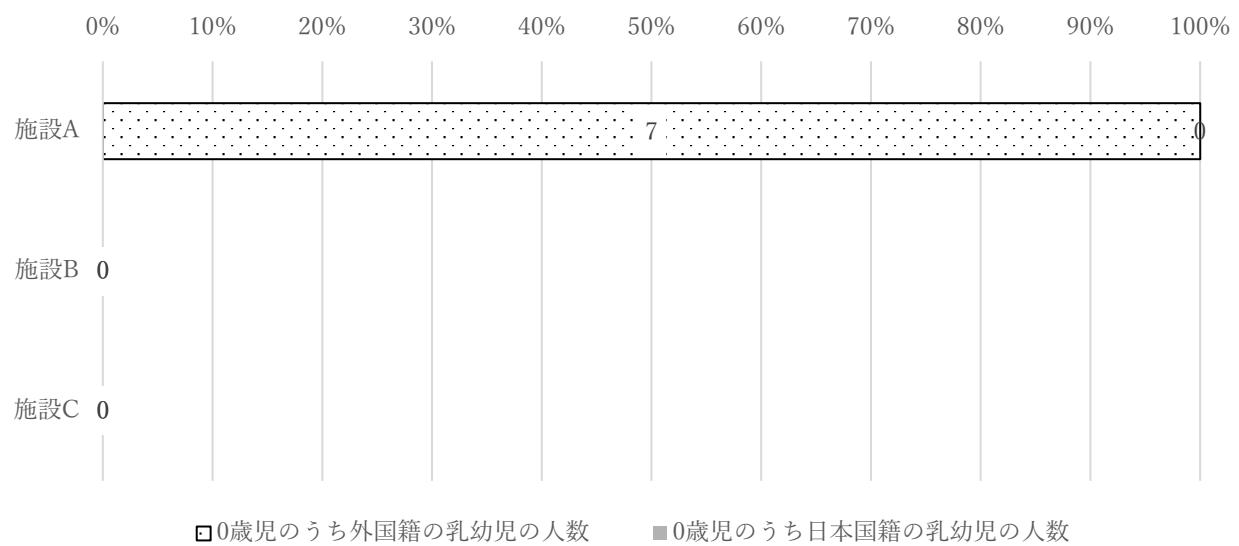
図表 33 施設で受け入れる乳幼児の定員数



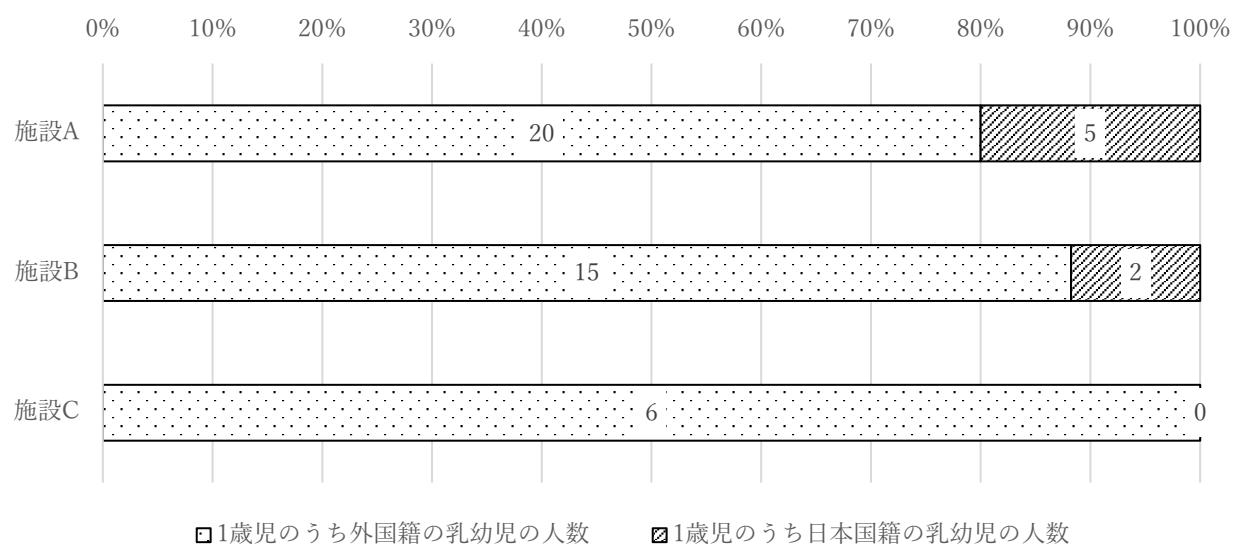
2. 乳幼児の人数

- 施設 A では、0歳児 7 人中 7 人が外国籍、他 2 施設では 0 歳児は 0 人であった。
- 施設 A では、1歳児 25 人中 20 人、施設 B では 17 人中 15 人、施設 C では 6 人中 6 人が外国籍であった。
- 施設 A では、2歳児 36 人中 30 人、施設 B では 44 人中 43 人、施設 C では 6 人中 6 人が外国籍であった。
- 施設 A では、3歳児 44 人中 31 人、施設 B では 58 人中 53 人、施設 C では 4 人中 4 人が外国籍であった。
- 施設 A では、4歳以上は 65 人中 42 人、施設 B では 107 人中 91 人、施設 C では 25 人中 25 人が外国籍であった。

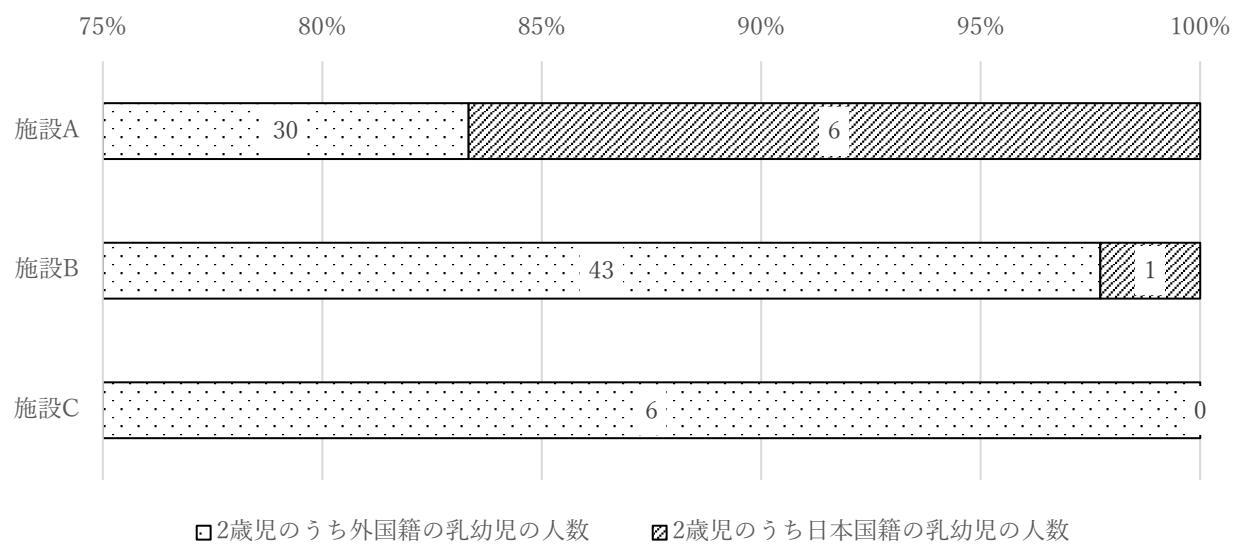
図表 34 乳幼児の人数（0歳児）



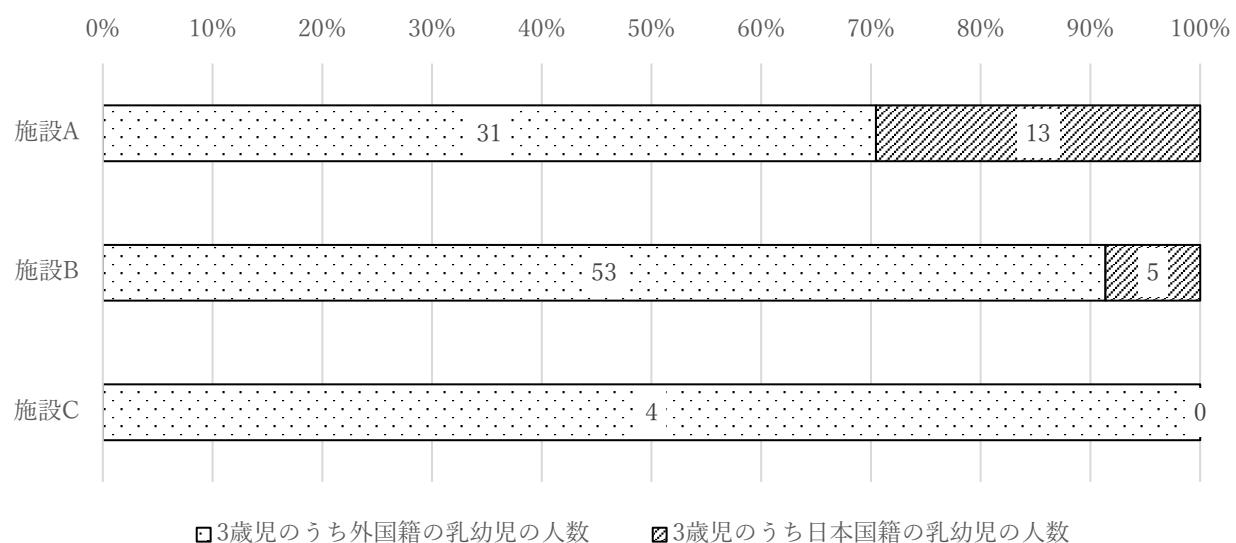
図表 35 乳幼児の人数（1歳児）



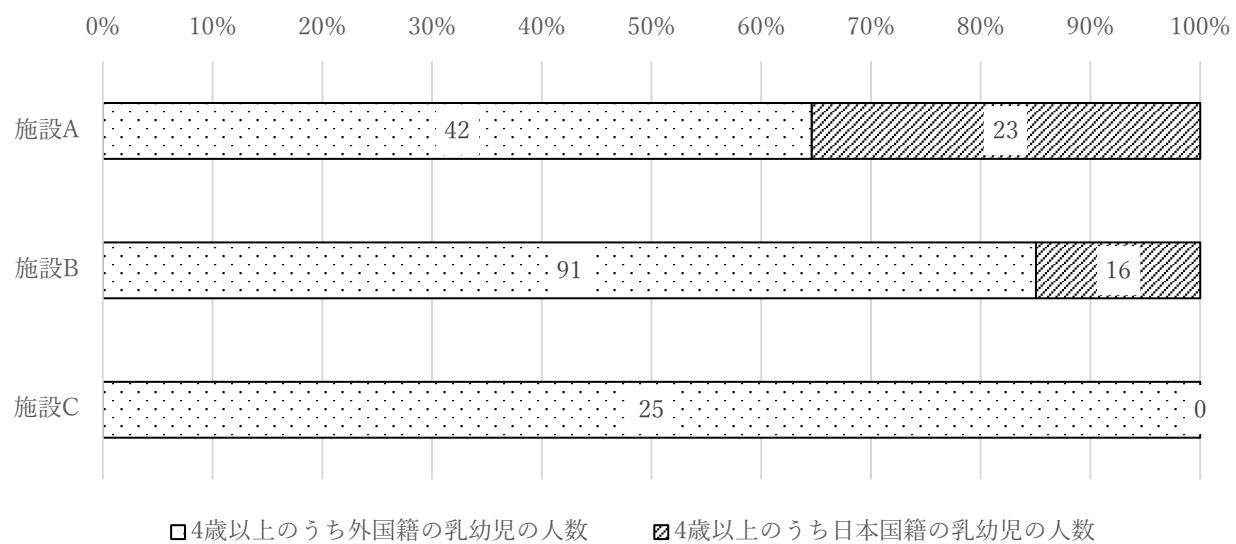
図表 36 乳幼児の人数（2歳児）



図表 37 乳幼児の人数（3歳児）



図表 38 乳幼児の人数（4歳以上）



3. 外国人乳幼児の出身地域

- 外国人乳幼児の出身地域は、施設 A ではアメリカ、施設 B では中国・アメリカ、施設 C ではフィリピン・ブラジルと回答があった。

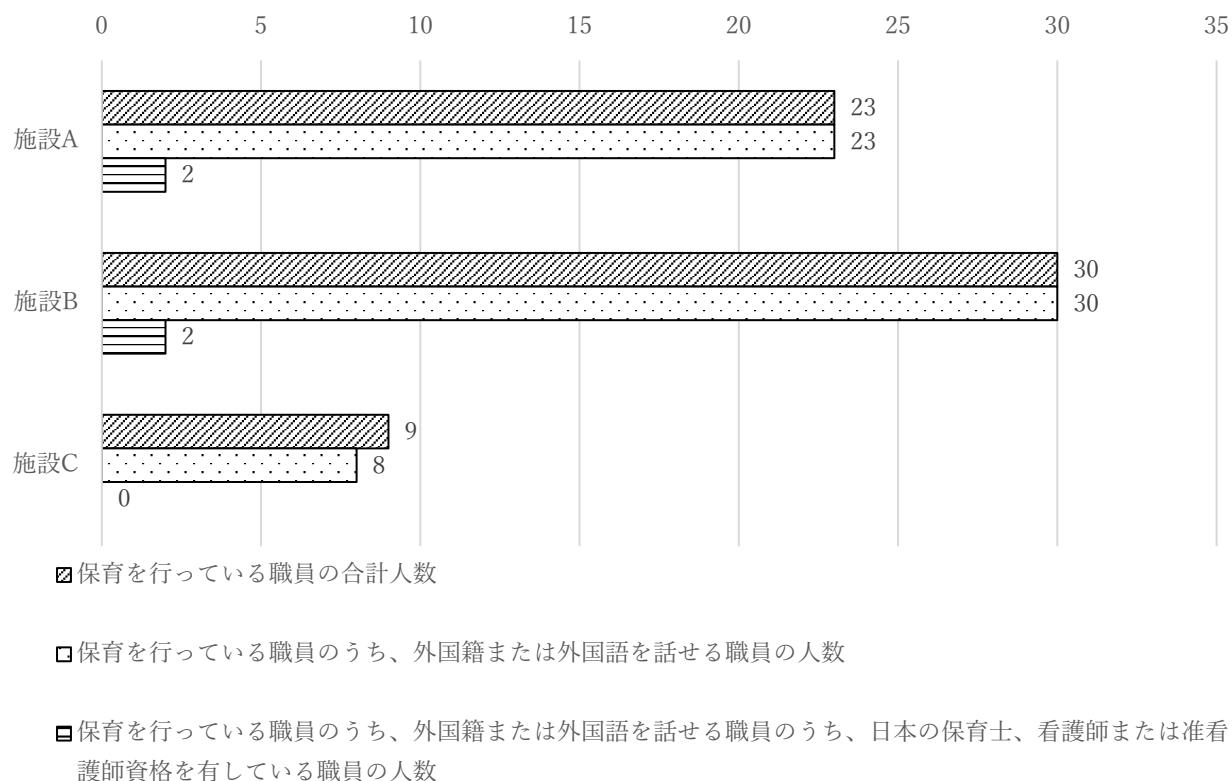
図表 39 外国人乳幼児の出身地域

施設 A	アメリカ
施設 B	中国、アメリカ
施設 C	フィリピン、ブラジル

4. 外国籍または外国語を話せる職員の人数

- 施設 A は、23 人中 23 人が外国籍または外国語を話せる職員であり、うち 2 人が日本の保育士、看護師または准看護師資格を有していた。
- 施設 B は、30 人中 30 人が外国籍または外国語を話せる職員であり、うち 2 人が日本の保育士、看護師または准看護師資格を有していた。
- 施設 C は、9 人中 8 人が外国籍または外国語を話せる職員であり、日本の保育士、看護師または准看護師資格を有する職員はなしであった。

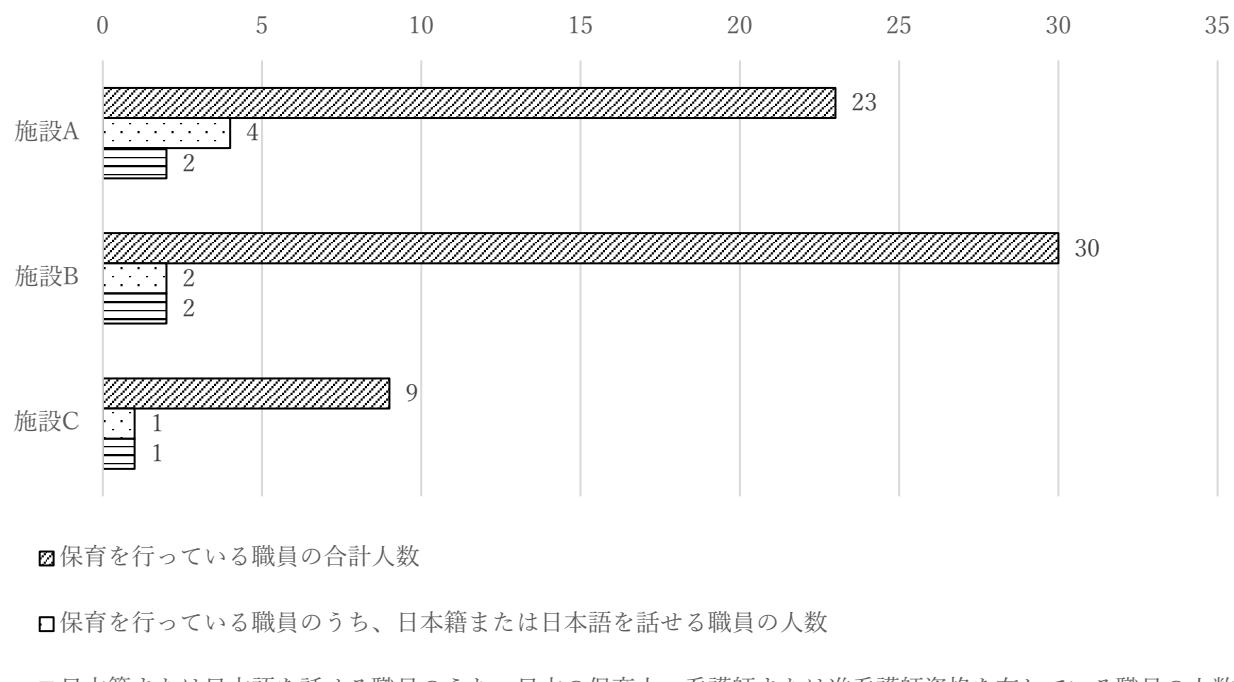
図表 40 外国籍または外国語を話せる職員の人数



5. 日本籍または日本語を話せる職員の人数

- 施設 A は、23 人中 4 人が日本籍または日本語を話せる職員であり、うち 2 人が日本の保育士、看護師または准看護師資格を有していた。
- 施設 B は、30 人中 2 人が日本籍または日本語を話せる職員であり、うち 2 人が日本の保育士、看護師または准看護師資格を有していた。
- 施設 C は、9 人中 1 人が日本籍または日本語を話せる職員であり、うち 1 人が日本の保育士、看護師または准看護師資格を有していた。

図表 41 日本籍または日本語を話せる職員の人数



※施設 C は、アンケートでは「日本籍または日本語を話せる職員のうち、日本の保育士、看護師または准看護師資格を有している職員の人数」を 0 名と回答していたが、ヒアリングにて 1 名の在籍確認が取れたため、ヒアリングに合わせてグラフの数値を修正している

6. 外国語を話せる職員を採用する際に重視した点

- 外国語を話せる職員を採用する際に重視した点は図表 42 のとおり。その他の回答は「モンテッソーリ資格がある」。また、本設問に該当する職員のうち、最も保育歴が短い職員の保育に係る通算業務経験年数は、施設 A から 10 年と回答があった。

図表 42 外国語を話せる職員を採用する際に重視した点

施設 A	日本で保育経験がある/外国での保育経験がある/外国における保育に 関連する資格を有している/その他
施設 B	外国での保育経験がある/外国における保育に関連する資格を有してい る
施設 C	日本における保育に関連する資格を有している/外国における保育に関 連する資格を有している

7. 保有している外国の資格詳細

- 保有している外国の資格詳細は図表 43 のとおり。その他の回答は「モンテッソーリ
資格」。

図表 43 保有している外国の資格詳細

施設 A	保育士資格/幼稚園教諭資格/小学校教諭資格/看護師、准看護師等の資 格/その他
施設 B	保育士資格/幼稚園教諭資格/小学校教諭資格/中学校教諭資格
施設 C	保育士資格/幼稚園教諭資格/小学校教諭資格

8. 研修実施状況

- 研修実施状況は図表 44 のとおり。

図表 44 研修実施状況

施設 A	保育施設独自で実施している
施設 B	保育施設独自で実施している/民間団体の研修等を利用している
施設 C	保育施設独自で実施している

9. 実施している研修内容

- 実施している研修内容は図表 45 のとおり。

図表 45 実施している研修内容

施設 A	乳幼児の生活と遊びについて/乳幼児の発育チェックなどの健康管理/事故防止と事故対応方法/児童虐待等について/緊急時の安全確保とリスクマネジメント/保育に従事する者の健康管理及びその他指導
施設 B	乳幼児の生活と遊びについて/乳幼児の発育チェックなどの健康管理/食品衛生及び栄養管理/事故防止と事故対応方法/児童虐待等について/緊急時の安全確保とリスクマネジメント/保育に従事する者の健康管理及びその他指導
施設 C	事故防止と事故対応方法/緊急時の安全確保とリスクマネジメント

10. 研修頻度

- 研修頻度は図表 46 のとおり。

図表 46 研修頻度

施設 A	月に 1 回
施設 B	月に 1 回
施設 C	月に 1 回

11. 研修対象者の受講率

- 研修対象者の受講率は図表 47 のとおり。

図表 47 研修対象者の受講率

施設 A	100%
施設 B	100%
施設 C	100%

12. 特例措置の活用前後を比較した職員の増員状況

- 特例措置の活用前後を比較した職員の増員状況は図表 48 のとおり。その他には「日本の保育資格を持つ日本人の職員を増員した」と回答があった。

図表 48 特例措置の活用前後を比較した職員の増員状況

施設 A	外国の保育資格を持つ外国人の職員を増員した
施設 B	その他
施設 C	増員していない

13. 特例措置の活用前後における乳幼児の属性の変化

- 特例措置の活用前後における乳幼児の属性の変化は図表 49 のとおり。

図表 49 特例措置の活用前後における乳幼児の属性の変化

施設 A	日本語を話す日本人の乳幼児が増えた
施設 B	特に変化していない
施設 C	特に変化していない

14. 特例措置活用後の効果

- 特例措置活用後の効果は図表 50 のとおり。その他には「英語教育を受けさせたい保護者からの問い合わせが多くなった」と回答があった。

図表 50 特例措置活用後の効果

施設 A	保育の担い手不足が解消した/子どもの健全な成長により寄与できる可能性が高まった/日本語を話さない保護者との円滑なコミュニケーションが実現した/その他
施設 B	子どもの健全な成長により寄与できる可能性が高まった
施設 C	特に変化していない;

15. 特例措置活用後の課題

- 特例措置活用後の課題は図表 51 のとおり。

図表 51 特例措置活用後の課題

施設 A	特になし
施設 B	特になし
施設 C	特になし

16. 外国人乳幼児への対応で留意している点

- 外国人乳幼児への対応で留意している点は図表 52 のとおり。

図表 52 外国人乳幼児への対応で留意している点

施設 A	特になし
施設 B	保護者への伝達や案内資料の作成を外国語で行う/外国語が堪能な保育者を優先的に外国人乳幼児の保育にあたらせる/乳幼児が日本社会に適応しやすいような環境を作る
施設 C	外国人乳幼児の母国語を織り交ぜたコミュニケーションを行う/文化の相違に対応し、食事内容などに配慮する/保護者への伝達や案内資料の作成を外国語で行う/外国語が堪能な保育者を優先的に外国人乳幼児の保育にあたらせる/乳幼児が日本社会に適応しやすいような環境を作る

17. 小学校への情報連携の実施有無

- 小学校への情報連携の実施有無は図表 53 のとおり。

図表 53 小学校への情報連携の実施有無

施設 A	実施していない
施設 B	実施している
施設 C	実施している

18. 小学校との連携時に共有している情報の種類

- ・ 小学校との連携時に共有している情報の種類は図表 54 のとおり。その他には「当園での成績や生活態度」と回答があった。

図表 54 小学校との連携時に共有している情報の種類

施設 A	連携なし
施設 B	外国人乳幼児とのコミュニケーション方法/外国人乳幼児の文化的背景 /その他
施設 C	外国人乳幼児とのコミュニケーション方法/外国人乳幼児の文化的背景 /外国人乳幼児と日本人乳幼児のコミュニケーション方法

(3) 保護者に対するアンケート調査

保護者へのアンケート調査により、保育施設の選定理由や保育施設とのコミュニケーションの実態を把握した。

①. 調査概要

調査の概要は図表 55 のとおり。

図表 55 保護者アンケート調査の概要

調査対象	特例措置を活用している保育施設に子どもを通園させている保護者
調査方法	Microsoft Forms による Web 調査
調査期間	令和 6 年 12 月 17 日～令和 7 年 1 月 17 日
調査項目	<ol style="list-style-type: none">1. 基本事項<ol style="list-style-type: none">① 出身国② 日本における居住年数③ 保育園の利用期間④ 子どもが通う予定の小学校⑤ 保護者の方とお子様の間でコミュニケーションをどのように実施しているか2. お子様が通う保育施設を選んだ理由<ol style="list-style-type: none">① 保育施設の選定理由② 指導監督基準の充足状況を保育施設の選定時に考慮したか3. 保育施設状況<ol style="list-style-type: none">① 保育施設に対する満足度とその理由② 子どもと保育施設の職員のコミュニケーション方法③ 保護者と保育施設の職員のコミュニケーション方法

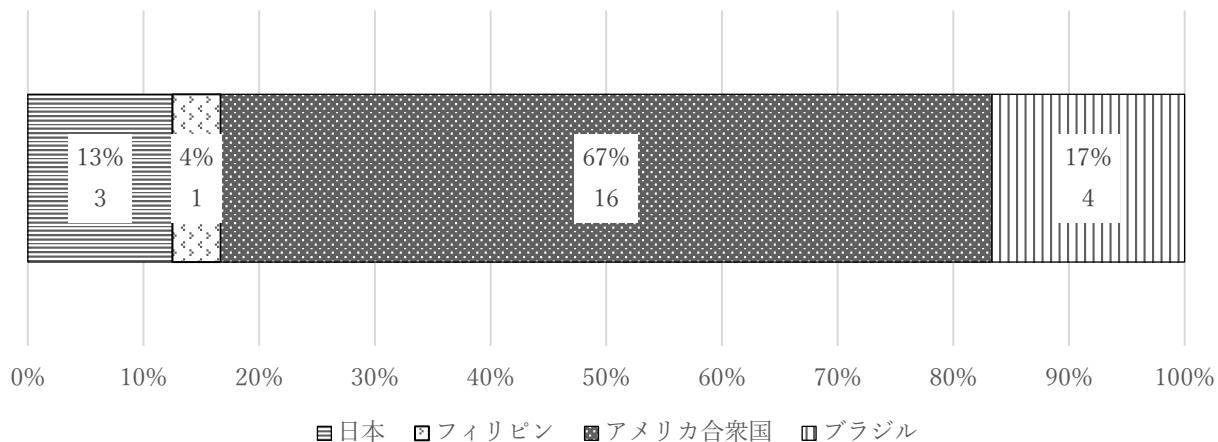
②. 集計結果

● 単純集計

1. 出身国

- 出身国について、最も多かったのは「アメリカ」67%、次いで「ブラジル」が 17% であった。

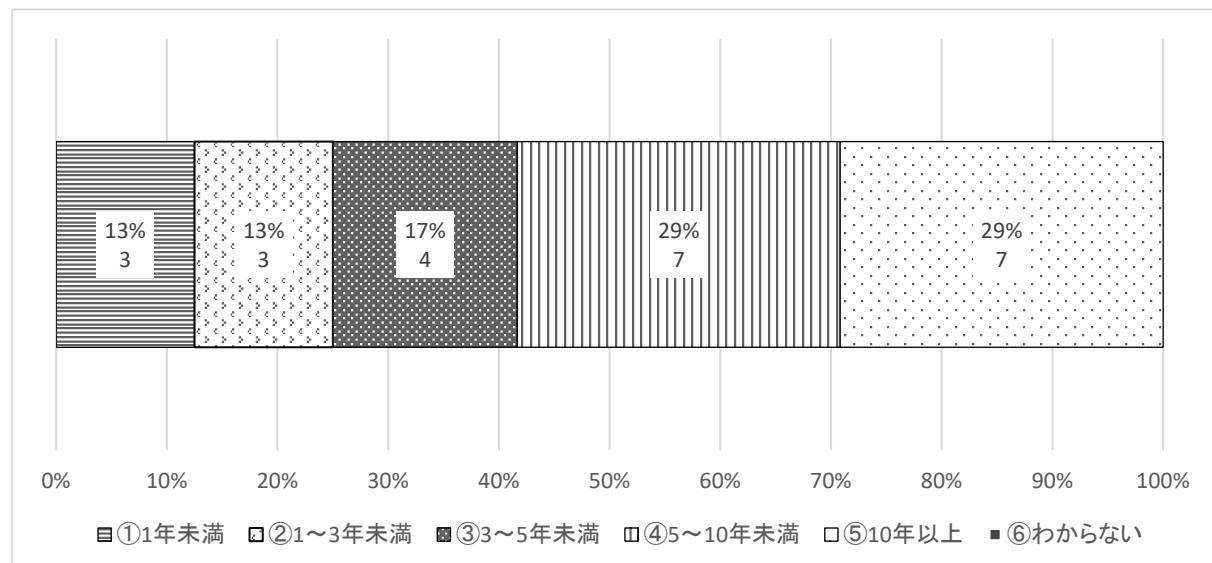
図表 56 出身国(n=24)



2. 日本の居住年数

- 日本の居住年数について、最も多かったのは「5～10年未満」と「10年以上」の同率29%、次いで「3～5年未満」が17%であった。

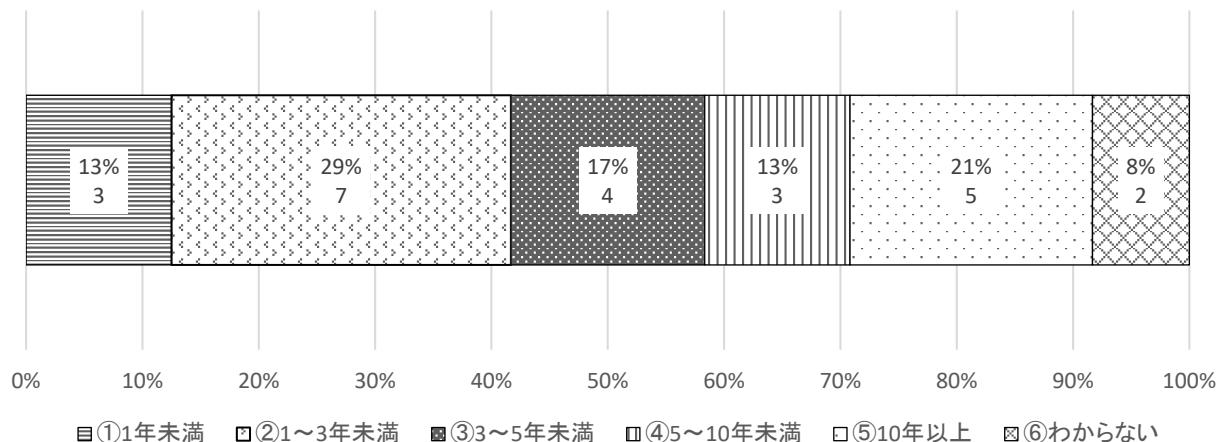
図表 57 日本の居住年数(n=24)



3. 今後日本国内の想定居住年数

- 今後日本国内の想定居住年数について、最も多かったのは「1～3年未満」29%、次いで「10年以上」が21%であった。

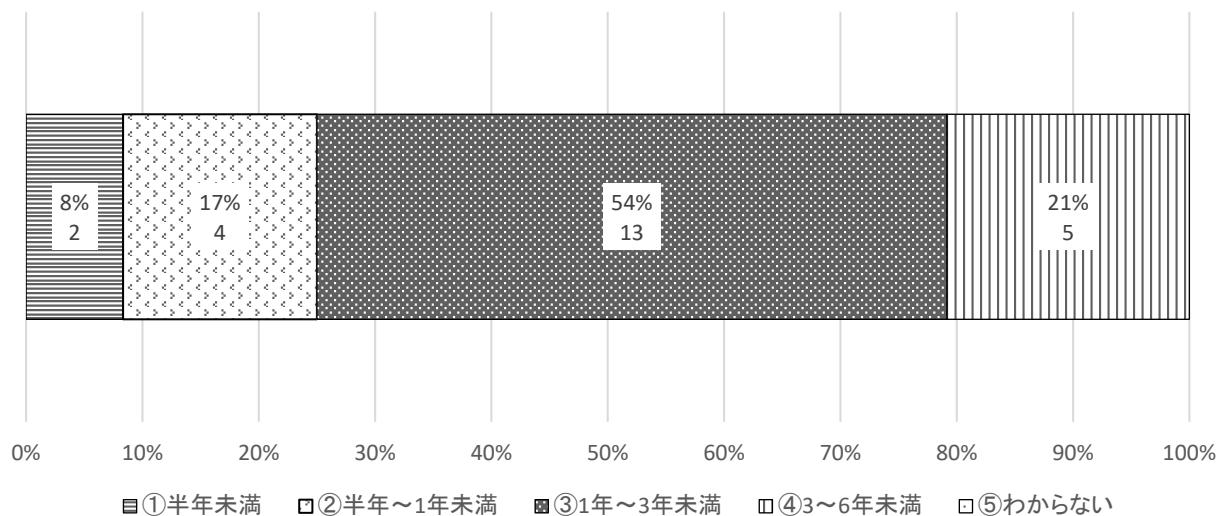
図表 58 今後日本国内の想定居住年数(n=24)



4. 保育園の利用期間

- 保育園の利用期間について、最も多かったのは「1～3年未満」54%、次いで「3～6年未満」が21%であった。

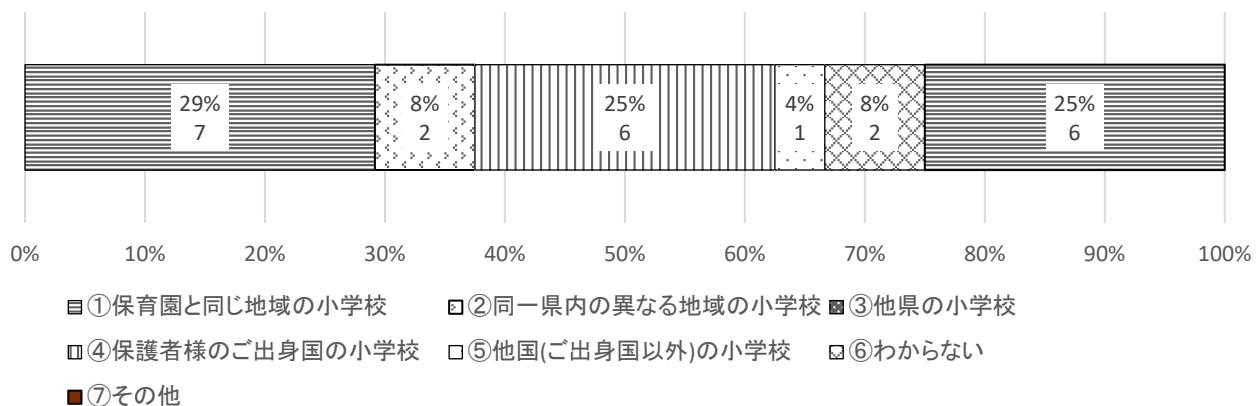
図表 59 保育園の利用期間(n=24)



5. 通学予定の小学校

- 通学予定の小学校について、最も多かったのは「保育園と同じ地域の小学校」29%、次いで「保護者様の出身国的小学校」、「その他」が同率25%だった。

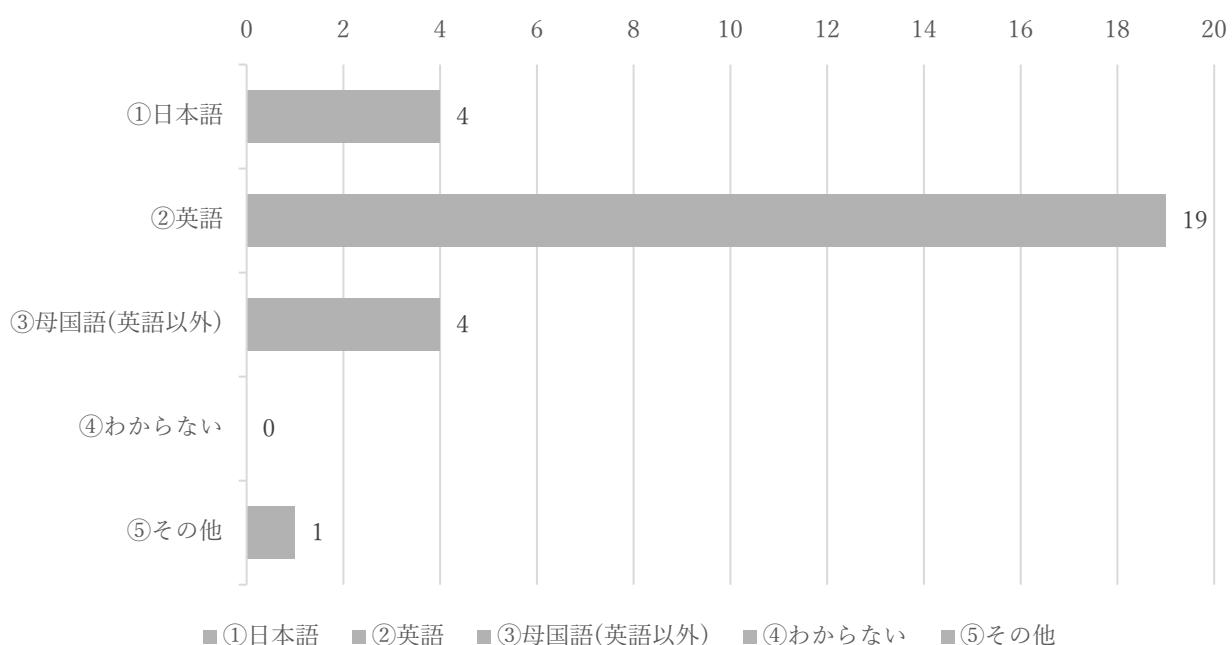
図表 60 通学予定の小学校(n=24)



6. 保護者と子どもとのコミュニケーション言語

- 保護者と子どもとのコミュニケーション言語について、最も多かったのは「英語」19件、次いで「母国語(英語以外)」、「日本語」が4件であった。

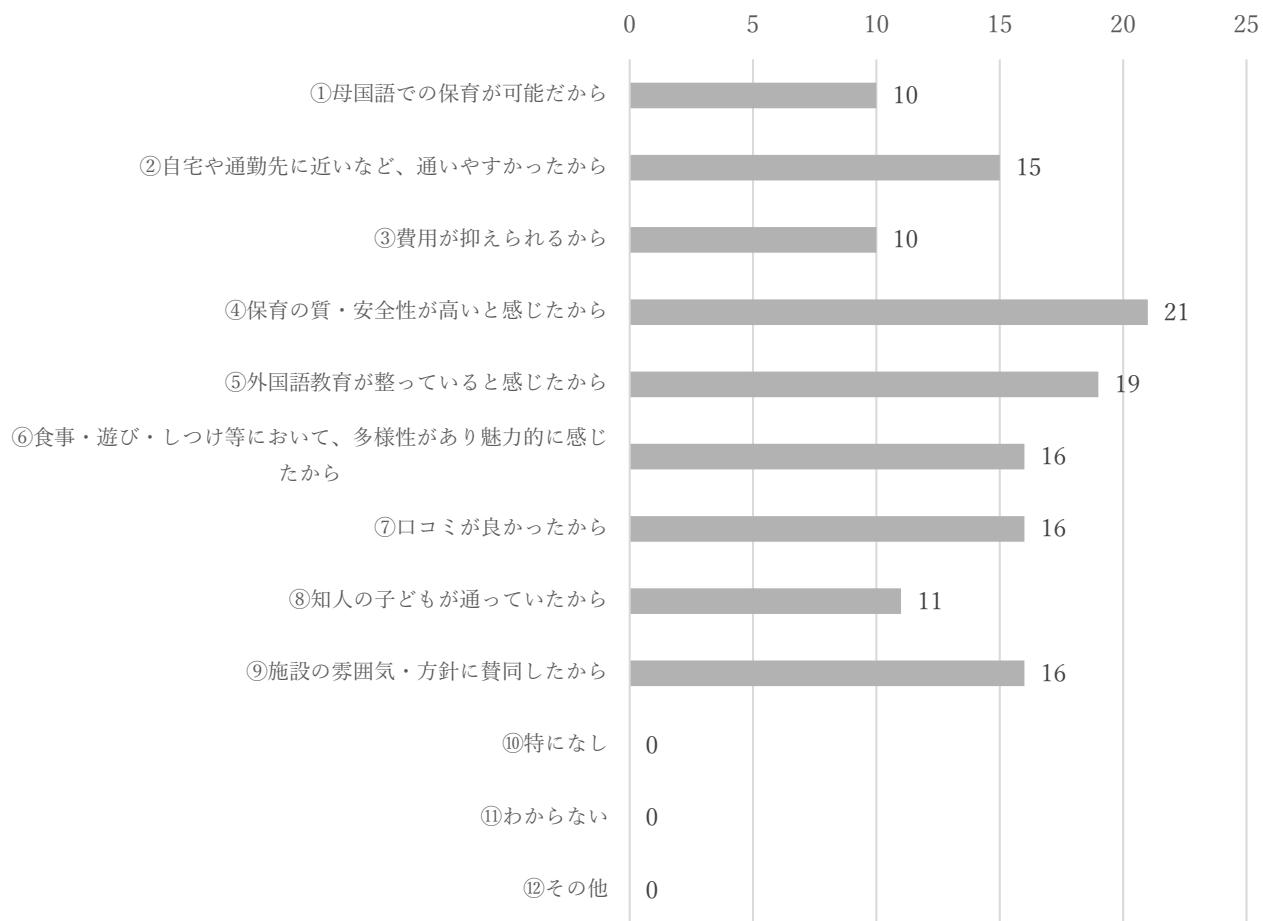
図表 61 保護者と子どもとのコミュニケーション言語(n=24)



7. 保育施設を選択した理由

- 保育施設を選択した理由について、最も多かったのは「保育の質・安全性が高いと感じたから」21件、次いで「外国語教育が整っていると感じたから」が19件であった。

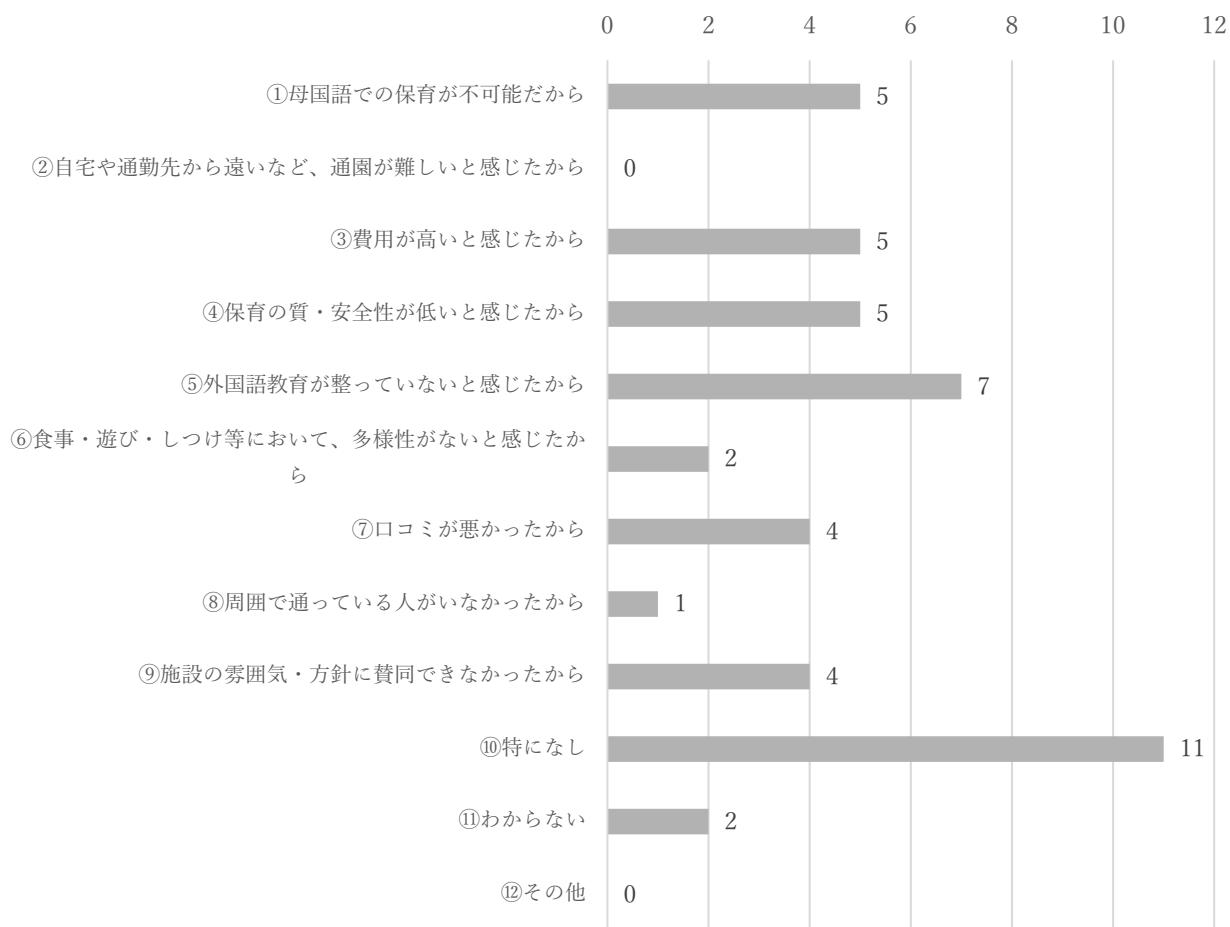
図表 62 保育施設を選択した理由(n=24)



8. 認可・非特例保育施設を選ばなかった理由

- 認可・非特例保育施設を選ばなかった理由について、最も多かったのは「特になし」11件、次いで「外国語教育が整っていないと感じたから」が7件であった。

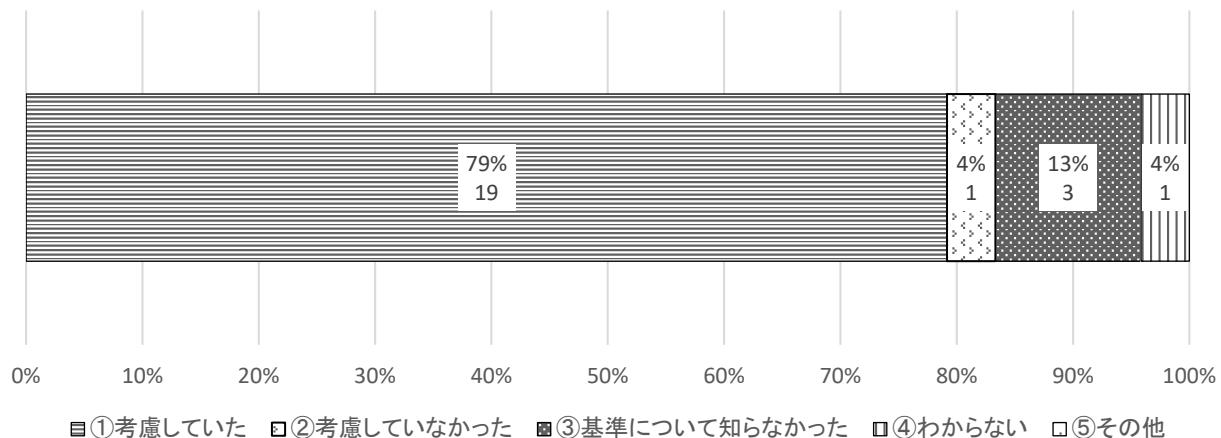
図表 63 認可・非特例保育施設を選ばなかった理由(n=24)



9. 保育施設選択時の基準考慮状況

- 保育施設選択時の基準考慮状況について、最も多かったのは「考慮していた」79%、次いで「基準について知らなかった」が13%であった。

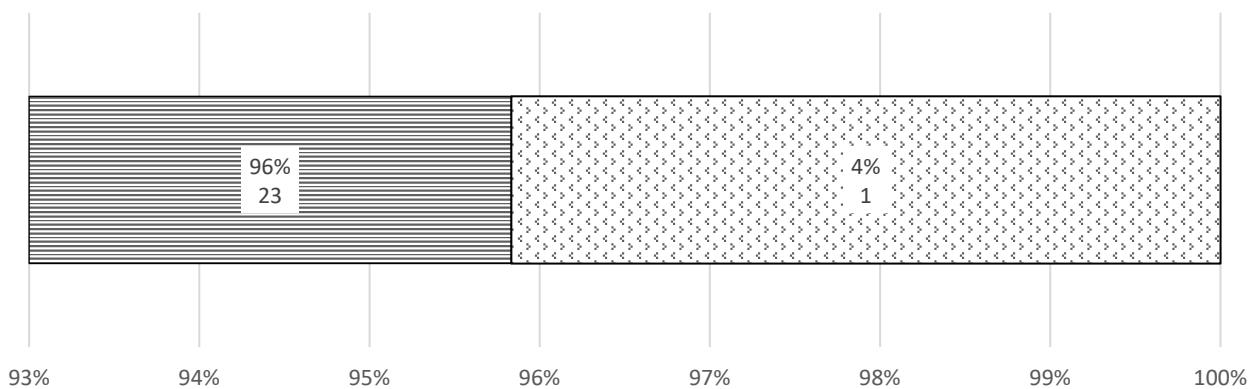
図表 64 保育施設選択時の基準考慮状況(n=24)



10. 保育施設に対する満足度

- 保育施設の満足度については、「非常に満足」96%、「やや満足」が4%で、100%の保護者が「満足している」であった。

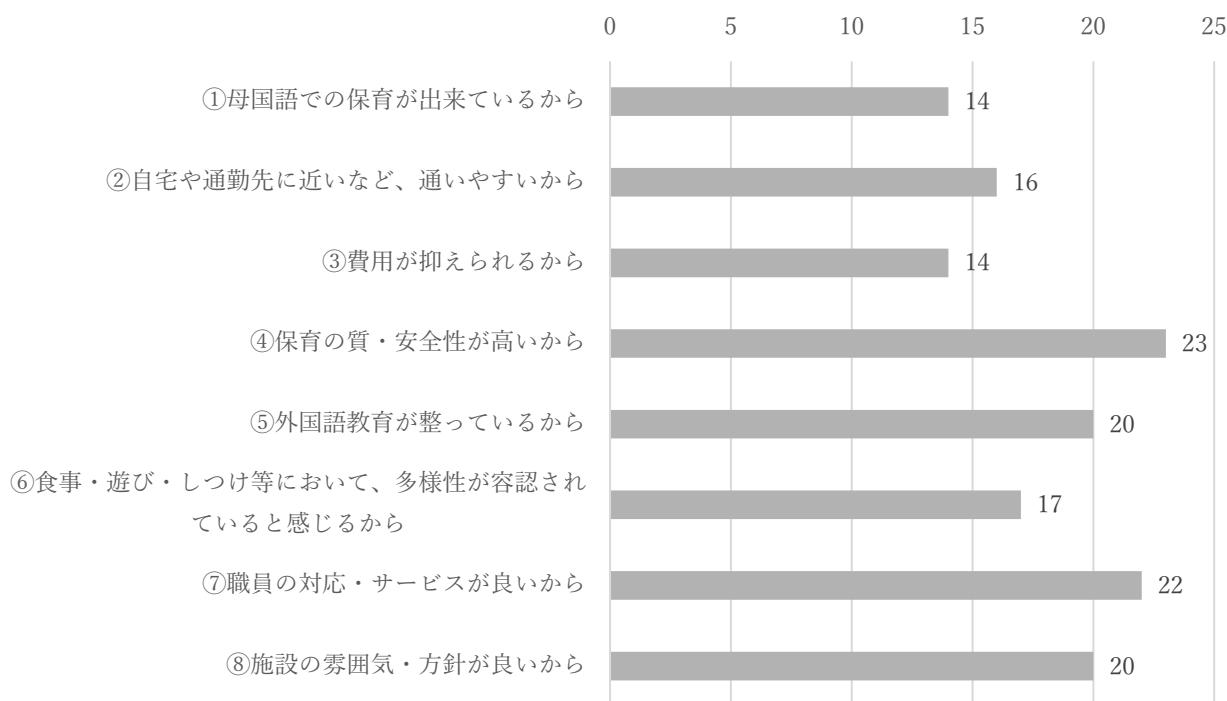
図表 65 保育施設に対する満足度(n=24)



11. 保育施設満足理由・不満理由

- 保育施設満足理由・不満理由について、最も多かったのは「保育の質・安全性が高いから」23件、次いで「職員の対応・サービスが良いから」22件であった。

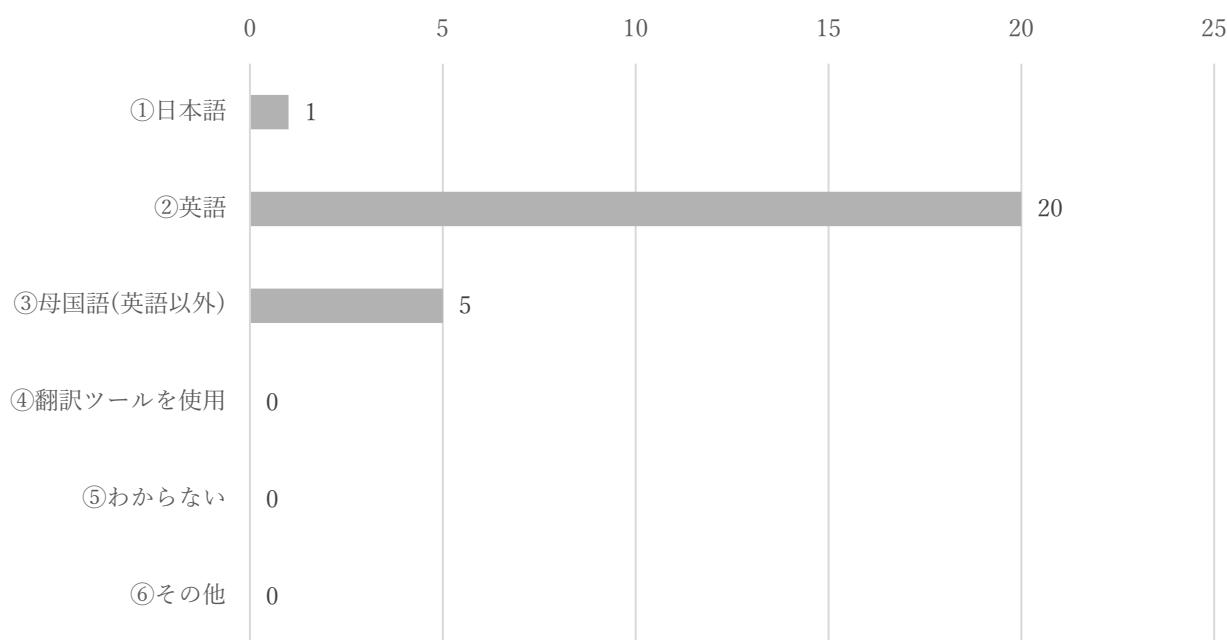
図表 66 保育施設満足理由・不満理由(n=24)



12. 保育施設でのコミュニケーション言語

- 保育施設でのコミュニケーション言語について、最も多かったのは「英語」20 件、次いで「母国語(英語以外)」が 5 件、「日本語」は 1 件であった。

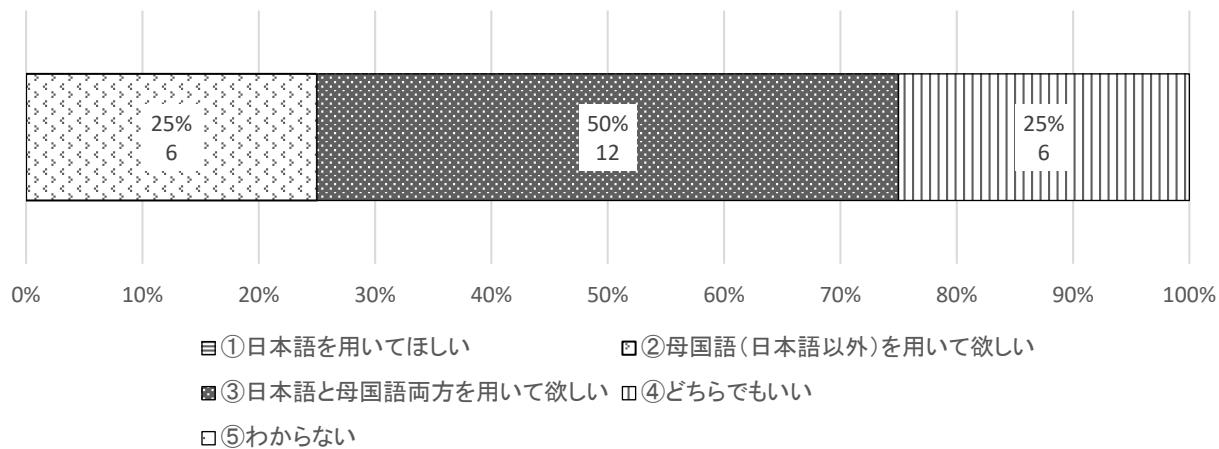
図表 67 保育施設でのコミュニケーション言語(n=24)



13. 保育施設での希望言語

- 保育施設での希望言語について、最も多かったのは「日本語と母国語両方を用いて欲しい」50%、次いで「母国語(日本語以外)を用いて欲しい」と「どちらでもいい」が同率25%であった。

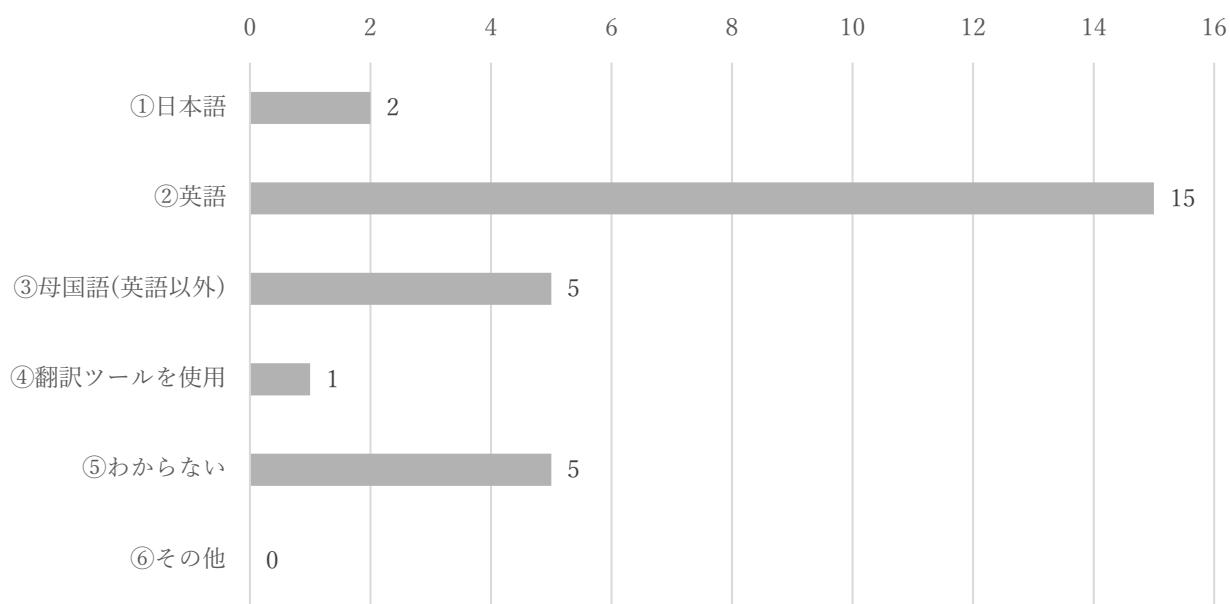
図表 68 保育施設での希望言語(n=24)



14. 保護者と保育施設とのコミュニケーション言語

- 保護者と保育施設とのコミュニケーション言語について、最も多かったのは「英語」15件、次いで「母国語(日本語以外)を用いて欲しい」と「わからない」が同数で5件であった。

図表 69 保護者と保育施設とのコミュニケーション言語(n=24)



(4) 特例措置活用自治体に対するヒアリング

特例措置の活用実態把握及び事例集作成のため、特例措置活用自治体の事例を収集した。

①. 調査概要

調査の概要は図表 70 のとおり。

図表 70 自治体ヒアリング調査の概要

調査対象 選定方法	特例措置を活用している自治体
調査方法	オンライン会議によるインタビュー
調査期間	令和5年11月～令和6年2月
調査項目	<ol style="list-style-type: none">1. 導入の背景<ol style="list-style-type: none">① 地域に外国人乳幼児が多い背景② 自治体、保育施設、保護者が有していた課題③ 特例措置導入にあたっての障壁2. 特例措置の活用状況<ol style="list-style-type: none">① 特例措置活用施設の選定の観点② 指導監督にあたり、日本人乳幼児が多い認可外保育施設との指摘事項の違いや、指導監督における留意点③ 特例措置運用における課題

②. ヒアリング結果

ヒアリング結果概要は図表 71～図表 72 のとおり。

図表 71 自治体 A のヒアリング概要

カテゴリ	自治体 A のヒアリング概要
地域に外国人乳幼児が多い背景	<ul style="list-style-type: none">・当市がある地域は製造業が多く、工場を中心にブラジル人等の外国人労働者が多い地域である。2024年12月現在の外国人市民は1万3千758人、人口に占める割合は3.7%となり、本市で過去最多を更新している。
自治体、保育施設、保護者が有していた課題	<ul style="list-style-type: none">・自治体の課題としては、地域に待機児童がいることである。また、外国人乳幼児への良好な保育環境の提供も課題であった。・保育施設の課題としては、無償化対象から外れることにより、在籍している乳幼児の転園や新規の入園希望者の減少に繋がり、保

	<p>育施設の長期的運営への影響が生じる可能性があることである。また、指導監督基準の要件が障壁となり、受け入れ児童の縮小も懸念された。</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者の課題としては、他の保育施設では母国語でのコミュニケーションが難しいことである。仮に、保育無償化の経過措置期間が終了した場合、経済的な理由から子どもを保育施設に預けることが難しくなり、就労機会の損失や生活の質低下といった懸念が生じる。結果として、子どもたちに良好な保育環境を提供できず、健全な発育や母国語の発達等への影響を懸念していた。
特例措置導入にあたっての障壁	<ul style="list-style-type: none"> 他の保育施設と比較すると、言葉の壁が存在した。日常的な連絡や立ち入り調査に加え、特例措置の申請に係る準備についても、通訳を介する必要があり、準備や共通理解の醸成に一定の負荷を要した。当初は特区制度の認識に齟齬があったため、複数回説明したが、通訳にとっても制度が複雑かつ専門用語等もあり、保育施設に正しく伝えることが難しいという印象を持った また、対象の保育施設に、保育に従事する者の数及び資格要件以外の指導監督基準を満たしていただくため、指導や助言を繰り返し行った。特に、本特例措置の活用にあたっては、日本の保育士資格を持つ者が1名以上いることが必須要件だったため、体制を持續していただけるように十分に説明した。
特例措置活用施設の選定の観点	<ul style="list-style-type: none"> 岡崎市内に、外国人乳幼児の数が半数を超える施設が1施設だったため、当該保育施設の、特例措置活用の要件の充足状況で判断した。今回は、以下①～④の要件の充足が見通せたことから、保育無償化の経過措置の期限が切れる前に当該保育施設と話し合い、特例措置活用申請を進めた。 <ul style="list-style-type: none"> ① 「保育施設を利用する乳幼児のうち、外国人乳幼児がおおむね1/2以上」 <ul style="list-style-type: none"> 当該保育施設の乳幼児数は全てブラジル人であった。 ② 「外国乳幼児の保育について十分な知識経験を有すると認められる者を十分に配置している」 <ul style="list-style-type: none"> 9名中7名がブラジルの保育資格を有していた。資格証明書の写しを提出いただき、自治体内の多文化共生分野の通訳がブラジルの国家資格に該当するものか確認したうえで認定した。 ③ 「日本の保育士資格を有する者を1名以上配置している」 <ul style="list-style-type: none"> 1名の保育士を確保していることを確認した。

	<p>④ 「適切な保育状況の把握調査に積極的に協力している」</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年の立ち入り調査に通訳者の手配や事前の書類準備等、対応状況は常に良好な状態であった。
指導監督にあたり、日本人乳幼児が多い認可外保育施設との指摘事項の違いや、指導監督における留意点	<ul style="list-style-type: none"> 他の施設と特段違いを感じることはなかった。 口頭指摘事項も迅速に対応され、日本人乳幼児の多い他保育施設と遜色なかった。 保育施設の運営にあたっては、保育施設の特色を保ちながら、日本の保育施設基準に対応いただいている。
特例措置運用における課題	<ul style="list-style-type: none"> 日本の有資格者の継続的な確保が課題である。市全体としても保育士確保が難しい中で、外国人乳幼児の保育を主とした施設が勤務先として選ばれるのは簡単ではない。

図表 72 自治体 B のヒアリング概要

カテゴリ	自治体 B のヒアリング概要
地域に外国人乳幼児が多い背景	<ul style="list-style-type: none"> 認可外保育施設は県内に 401 施設あり、県内にある保育施設の 3 割を占める。 外国人乳幼児が 5 割以上を占める保育施設は 18 施設あり、多くが米軍基地関係者の子ども等が利用する認可外保育施設である。認可外施設を利用している外国人乳幼児数は 800 人程度である 米軍基地関係者が多いことから、外国人乳幼児の主な母語は英語で、滞在期間は数年程度である。卒園後は、米軍基地内の小学校に進学するケースが多いが、中国や東南アジア圏出身の外国人乳幼児は、公立小学校に進学するケースも増えている。
自治体、保育施設、保護者が有していた課題	<ul style="list-style-type: none"> 県内に米軍基地が多数あり、外国人乳幼児を多く取り扱う保育施設が多く存在しているものの、地域内に日本の保育士資格を持つ人材が不足しており、英語で乳幼児とコミュニケーションを取れる有資格者を新たに確保することが困難なことから、特例措置の活用を検討した。 期待効果として、外国人乳幼児の保育の知見を有する人材が入ることで、乳幼児・保護者との円滑なコミュニケーションを図ることができ、保育に良い効果をもたらすと考えている。また、指導監督基準を満たす旨の証明書を発行できることで、保育の無償化対象施設となり、施設及び保護者に経済的恩恵を与えられることを期待した。
特例措置活用施	<ul style="list-style-type: none"> 本特例措置は、保育の有資格者数の緩和を行うものであり、付隨

設の選定の観点	<p>する安全面の担保は自治体でも留意すべき事項と認識しているため、保育従事者の資格に関する基準を除く、全ての指導監督基準を満たした施設にのみ特例措置を活用し、証明書を発行している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 当県においては、例えばモンテッソーリ教育の研修を受け、修了証明書を所持している方を、外国人乳幼児の保育に知見を持つ人材として認めている。 自治体としても、安全面の担保に向けた施策を打っており、認可外保育施設における入所児童の処遇向上及び保育の質の向上を図ることを目的に、県主催で年に1度、認可外保育施設を対象とした研修を実施している。
指導監督にあたり、日本人乳幼児が多い認可外保育施設との指摘事項の違いや、指導監督における留意点	<ul style="list-style-type: none"> 外国人乳幼児が多い保育施設は、外国の文化や手法をそのまま持ち込んで保育にあたっているケースが多いため、日本の基準との乖離が時折見受けられる。例えば、日本基準での保育の場合、乳幼児がおもらしをした場合は、職員がデリケートゾーンを拭いておむつや下着を交換すると思うが、外国基準での保育の場合は、訴訟等のリスクも踏まえ、デリケートゾーンを触らないようにしているため、おむつを交換していないケースがある。 上記対応が原因で、保護者からクレームが入った事例もあり、保育施設から保護者に対し、入園前に、施設の理念や対応方針等を明確にお伝えするよう、指導を実施したことがある。
特例措置運用における課題	<ul style="list-style-type: none"> 自治体としても、日本の基準に適合するように指導を行っているが、文化やコミュニケーション方法の違いから、乳幼児の安全・衛生面の質の確保に課題があると感じている。

(5) 特例措置活用保育施設に対するヒアリング調査

特例措置の活用実態把握及び事例集作成のため、特例措置活用保育施設の事例を収集した。

①. 調査概要

調査の概要は図表 73 のとおり。

図表 73 特例措置活用保育施設ヒアリング調査の概要

調査対象 選定方法	特例措置を活用している認可外保育施設
調査方法	オンライン会議によるインタビュー
調査期間	令和6年11月～令和7年2月
調査項目	<ol style="list-style-type: none">1. 特例措置活用の活用状況<ol style="list-style-type: none">① 外国人乳幼児の保育に知見を有する人材の募集方法② 外国人乳幼児の保育に知見を有する人材の資格・知見③ 外国人乳幼児の保育に知見を有する人材と、日本の保育士資格を有する人材の役割分担④ 特例措置の効果・課題2. 乳幼児への対応・課題<ol style="list-style-type: none">① 外国人乳幼児の保育における課題(外国における保育基準とのギャップ等)② 保育における留意点

②. 調査対象詳細

対象施設の概要は図表 74 のとおり。

図表 74 ヒアリング対象施設

施設	施設の取組
施設 A	<ul style="list-style-type: none">• 「ひとりひとりの子どもたちが生涯にわたって学習し、人間性をより高めていくための基礎を築けるような学習環境を提供する」ことをミッションに、モンテッソーリ教育を踏まえた保育カリキュラムを提供している。

	<ul style="list-style-type: none"> ・また、園児の7割以上が英語を母語とする外国人乳幼児であり、英語のネイティブスピーカーである保育人材が、言語教育も含めて保育を行うという運営方針を持っている。 ・卒園後は、日本人乳幼児の場合はおよそ7割程度が地域の公立小学校に進学し、2～3割がインターナショナルスクールに進学する。外国人乳幼児の場合は、米軍基地内の小学校に進学するケースが多い。
施設 B	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちの社会性・情緒・身体・認知の発達を促す経験を提供することをミッションにしている。社会的かつ道徳的な価値観をベースとした自身の価値観の構築に加え、自立心、リーダーシップ等を身につけるための環境を提供している。 ・保育にあたっては、モンテッソーリを取り入れており、保育は全て英語で行う。卒園後は、インターナショナルスクールに進学するケースが多い。
施設 C	<ul style="list-style-type: none"> ・設立当時、ブラジル出身の乳幼児を受け入れられる保育施設がなく、困っている家庭がたくさんいらっしゃったため、保育施設の運営を始めた。岡崎市の外国人労働者は、保育施設の一斉入園時期以外にも来日するため、いつでも外国人乳幼児を受け入れることが出来るような、地域の外国人乳幼児の受け皿としての役割を担っている。 ・外国人乳幼児がブラジルに帰国した際に、ブラジルの保育に適応できるようにしたいという方針の下、日本とブラジル双方の保育方針に従い、保育を行っている。令和7年2月にブラジル教育省の認可取得に向けて申請予定で、仮に認可が下りた場合は、小学校も開設予定である。 ・ブラジルの小学校に進学する場合は、5歳を目指してブラジルに帰国する家庭が多く、年間3～5人が帰国する。卒園後は、半数が他地域にあるブラジル人学校、半数が日本の公立小学校に進学。

③. ヒアリング結果

ヒアリング結果概要は図表 75～図表 77 のとおり。

図表 75 保育施設 A のヒアリング概要

カテゴリ	施設 A のヒアリング概要
外国人乳幼児の保育に知見を有する人材の募集方法	<ul style="list-style-type: none"> 海外の求人サイトで募集を出している。採用が決まると就労ビザをとっていただき、海外から来日いただく。
外国人乳幼児の保育に知見を有する人材の資格・知見	<ul style="list-style-type: none"> 保育施設の運営方針を踏まえ、①モンテッソーリ資格を所持している人材、②保育士・教員としての経験を有している人材を採用している。 日本人乳幼児の保育に知見を有する人材についても、保育経験に加え、英語でのコミュニケーションが取れることを重視しており、例えば、米軍基地での就労経験がある方や海外在住経験がある方が勤務している。
外国人乳幼児の保育に知見を有する人材と、日本の保育士資格を有する人材の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> モンテッソーリ資格の所持状況により、クラスの主担当を決定しており、日本の保育士資格の有無による役割の違いは設けていない。 一方で、例えば虐待の疑いがある乳幼児を発見した際等、然るべき機関に適切な情報の連携が必要な場合は、日本の保育士資格を有する者を第一の相談先としている。日本の保育士資格を有する場合は、虐待の研修を受けており、通報是非の判断を行うことが可能であり、通報先への説明にあたっても、正確に状況を伝えられるため、適任だと考えている。
特例措置の効果・課題	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置の適用対象に指定されたことにより、指導監督基準を満たすことができ、施設の運営方針に合致する人材を募集しやすくなり、また英語を母語とする外国人乳幼児とのコミュニケーション上の懸念も払拭された。 本特例措置の活用前後で、日本人乳幼児がいる家庭からの問合せが、1割から2～3割に增加了。本特例措置の対象外の保育施設が、2024年10月以降に無償化の対象外となったことで、転園先として検討される方が多くなったように感じる。また、無償化対象の施設であるということは、自治体の指導監督基準を満たしていることの裏返しであるため、安全面も含めてしっかりと施設を運営しているという印象を持たれるようになったのではないかと考えている。

外国人乳幼児の保育における課題(外国における保育基準とのギャップ等)	<ul style="list-style-type: none"> モンテッソーリ資格の取得にあたっては、教材の使用方法や効果についての学習がメインとなり、保育における安全面の教育は行われない。モンテッソーリ資格を所持しているからといって、現場でも保育士と同等の扱いにすることは、保育の安全性へのリスクがあると感じている。 このため、当施設では、県や国から発行されている、保育やSIDS(乳幼児突然死症候群等)についてのハンドブックを用いた研修を月に1度実施し、職員の知識の更新を行っている。また、年に1度、消防署を訪問し、嚥下や心肺蘇生の勉強を行うことで、保育の安全面を担保するようにしている。
------------------------------------	---

図表 76 保育施設 B のヒアリング概要

カテゴリ	施設 B のヒアリング概要
外国人乳幼児の保育に知見を有する人材の募集方法	<ul style="list-style-type: none"> 海外のエージェンシー(日本のハローワークのような機関)で人材を募集し、採用面接を行う。採用面接では、資格・経験の確認と共に、保育のデモンストレーションを行ってもらう。採用の場合は、就労ビザを発行し、来日いただく。最初の3か月間は、業務の説明や研修等を行ったうえで試用期間として保育にあたつてもらい、水準を満たしていると判断した場合は本採用となる。
外国人乳幼児の保育に知見を有する人材の資格・知見	<ul style="list-style-type: none"> ①プリスクール免許もしくはモンテッソーリ資格を所持している人材、②保育士としての経験を2年以上有している人材、③3か月の試用期間を踏まえ、当該保育施設の水準を満たす人材を採用している。試用期間では、様々な国籍の乳幼児がいる中、接し方や我慢強さ等を確認し、乳幼児に適切に対応できているかを判断する。 実際に当施設で勤務している人材として、Early Childhood Education(初等幼児教育)を専門に研究し、モンテッソーリ資格を取得した後、海外の保育・教育施設にて勤務経験を積んだ職員が多数在籍している。 当施設における、日本の保育資格を有する人材は、全員英語でのコミュニケーションが可能である。
外国人乳幼児の保育に知見を有する人材と、日本の保育士資格を有する人材の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> 日本の保育資格を有する人材と、外国人乳幼児の保育の知見を有する人材に、特段の役割分担を設けていないが、日本語を教える際は、日本の保育資格を有する職員にお願いしている。 当施設には様々な国籍の乳幼児がいるため、各国の乳幼児の性格等の傾向を踏まえ、適切な対応を、日本の保育資格を有する人材と、外国人乳幼児の保育の知見を有する人材がお互いに共有しあ

	ている。
特例措置の効果・課題	<ul style="list-style-type: none"> 外国人乳幼児とコミュニケーションがとれる人材を採用できることで、外国人乳幼児が何を欲しているか、何をしたいかの理解が容易になった。また、外国人乳幼児にとっても、指示理解が容易になった。 日本人乳幼児の「英語を学びたい」というニーズに応えることが出来ている。 日本の保育資格を有する職員と、外国人乳幼児の保育の知見を有する人材が協力しあいながら保育することで、乳幼児に良い影響を与えているのではないかと考えている。
保育における留意点	<ul style="list-style-type: none"> 事故防止や事故発生時の対応におけるガイドラインを各クラスに掲示している。ガイドラインの内容は、各項目において、日本とアメリカのうち、より良い内容を取り入れている。特に、食品の取り扱いや衛生基準に対する基準は、日本の方がより厳しい基準を設けているため、日本の基準を取り入れるようにしている。 消防署の協力のもとで避難訓練や救命講習を行うほか、アレルギーが出てきた際の適切な対応方法や寝かせ方の向き等、安全面の確保にあたり必要な内容を職員と共有している。そのほか、3か月に1度、2名ずつ、東京にある研修機関に職員を派遣し、幼児発達やクラスルームマネジメント、安全対策、年齢に適した学習活動、職員のストレスマネジメント、タイムマネジメント等を英語で学んでいる。 虐待対応については、傷跡やあざがないか、毎朝体のチェックを行っている。 外国人乳幼児が日本社会に適応しやすいような環境をつくるようにしており、日本と母国との良いところを取りをしながら取り組むようにしている。日本のマナーやそろばんを教える先生を雇っているほか、日本の挨拶の仕方や、食事が終わった後のテーブルの片付けなど、日本の良い文化を積極的に取り入れている。日本におけるお正月やひな祭りや子どもの日、アメリカにおけるクリスマスといった、お互いの国の文化を乳幼児に触れさせることで、多文化交流に繋がっている。

図表 77 保育施設 C のヒアリング概要

カテゴリ	施設 C のヒアリング概要
外国人乳幼児の保育に知見を有する人材の募集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブラジル人コミュニティ内からの紹介が最も多い。コミュニティは繋がりが深く、知り合いを辿っていくと、資格保有者に繋がることが多い。
外国人乳幼児の保育に知見を有する人材の資格・知見	<ul style="list-style-type: none"> ・ ブラジルの小学校教諭資格の他、教育学の大学院を卒業し、知的障害や発達障害等の教育に知見を有する職員が勤務している。 ・ ブラジルには、日本の保育士に該当する資格がなく、乳幼児の保育を行うためには小学校の教諭資格が必要なためである。当該保育施設の運営方針も踏まえ、ブラジルの資格基準に準拠して採用している。
外国人乳幼児の保育に知見を有する人材と、日本の保育士資格を有する人材の役割分担	<ul style="list-style-type: none"> ・ 担任を受け持つのは、ブラジル人乳幼児の保育に知見を有する職員であり、生活計画の策定や部屋の掃除、連絡帳の記入、おもちゃの片付け、生活状況の記録といった、乳幼児の管理に関する業務を担当する。 ・ 日本の保育士資格を有している職員は、ポルトガル語が堪能ではないため、毎月各クラスに日本語を教える役割を担っている。
特例措置の効果・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特例措置の活用により、無償化が適用されると、外国人乳幼児の家庭が当保育施設に入園しやすくなり、地域の外国人乳幼児の受け皿として機能しやすくなると考えている。 ・ 市に待機児童がいる状況のため、外国人乳幼児が当保育施設に入園しやすくなることで、結果として地域の他の保育施設に空きが出て、地域の乳幼児が保育施設に入りやすくなるのではないかと考えている。 ・ 課題としては、日本の小学校への進学後、言葉や食事文化への適応に時間がかかる場合があることである。当日本の小学校に進学する意向を持っている場合は、年中頃から日本人乳幼児が多い保育施設への転園を勧めている。 ・ 当保育施設から日本の小学校に進学する場合は、小学校に、それぞれの性格や日本語レベル等を詳細に連携している。 ・ 保育施設の職員が、言葉をサポートするために 2 週間小学校に通い、小学校のシステムや食事、授業のことを教えた事例もある。そのうち 1 人は、日本の小学校に馴染むことが出来なかつたため、当保育施設で勉強のサポートを行っている。
保育における留意点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員に、救命講習や乳幼児の健康に関する講習を受講してもらうほか、地震訓練や消防署に協力いただいて避難訓練を行ってい

	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none">保育にあたっては、換気やエアコンの温度といった環境に気を配るほか、毎日2回の体温測定をし、顔色を見ながら乳幼児たちの状況を判断している。アクセサリーを禁止しているほか、担任に意見を求めながらおもちゃの安全点検を実施し、大きさ等月齢に合わせたものを各部屋に置くようにしている。日本人との文化交流を積極的に行っている。当保育施設と日本人乳幼児が多い保育施設で文化交流を企画したり、市が主催の交流会で、当保育施設の乳幼児がダンスの発表等を行ったりしている。
--	--

(6) 特例措置未活用保育施設に対するヒアリング調査

特例措置活用における課題の検証にあたり、特例措置未活用保育施設の取組や課題をヒアリングにて収集する。

①. 調査概要

調査の概要は図表 78 のとおり。

図表 78 特例措置未活用保育施設ヒアリング調査の概要

調査対象 選定方法	外国人乳幼児が多い保育施設のうち、特例措置を未活用であり、外国人乳幼児の保育対応に工夫をしている保育施設を選定
調査方法	オンライン会議によるインタビュー
調査期間	令和 6 年 12 月～令和 7 年 2 月
調査項目	1. 外国人乳幼児に対する保育 ① 基本情報(外国人乳幼児の国籍、保育施設の運営理念等) ② 外国人の乳幼児に対する保育の留意点 ③ 外国人の乳幼児に対する保育の課題 等

②. 調査対象詳細

対象施設の概要は図表 79 のとおり。

図表 79 ヒアリング対象施設

施設	運営方法	施設の取組
施設 A	認可外	<ul style="list-style-type: none">・ブラジル出身の外国人乳幼児を多く受け入れている。・県が定める「基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する経過措置」の対象施設。・保育園から高校まで運営しており、当施設を卒業すると、日本とブラジルの両方の卒業資格を取得可能。ほぼ全員が当校の小学校に進学する。
施設 B	認可	<ul style="list-style-type: none">・日本の文化を伝えつつ、母国語やその文化を大切にする保育を実施。・園のお知らせや掲示等、重要な案内物の多言語対応。・卒園後は、地域の小学校に進学する場合が多い。

③. ヒアリング結果

ヒアリング結果概要は図表 80～図表 81 のとおり。

図表 80 保育施設 A のヒアリング概要

カテゴリ	施設 A のヒアリング概要
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> 職員は 5 名全員がブラジル国籍、乳幼児も全てブラジル国籍である。保育もポルトガル語で行っている。日本の保育資格取得者はいない。 ブラジルの文部科学省の指定校として、ブラジルの基準に沿った保育・教育方針をとっている。保育園から高等部まで運営しており、ポルトガル語で教育を受けられる環境を構築している。
経営理念・運営方針	<ul style="list-style-type: none"> 当校は保育園から高等部まで運営しているが、保育施設が最も長い歴史がある。1990 年代のブラジル人が出稼ぎに来た時代には保育施設もなかったため、認可もない単なるベビーシッターのような託児所から始まった。 保育にあたっては、まずは母国語を身につけることを重視している。もし、子どもが日本語を話し、親や親族がポルトガル語を話す場合は、親子や親族間のコミュニケーションが取れなくなってしまうためである。
新経過措置の対象施設認定の背景	<ul style="list-style-type: none"> 国の方で新たな経過措置が示され、その中で日本の保育資格以外の基準を施設 A は満たしている。地域の外国人乳幼児の受け皿になっており、認可保育園で預かることが難しい乳幼児を受け入れている背景より指定している。本来は、保育従事者のうち、日本の保育士資格取得者を 1/3 以上置かないと指導監督基準は満たせないが、この指定を受けると、最長 5 年間は保育無償化対象となる。5 年間のうちに、日本の保育士資格取得者を増やす計画を保育施設で立てている。施設 A においては、職員に資格を取得してもらうよう計画している。
人材の保有資格や採用基準	<ul style="list-style-type: none"> ポルトガル語を話すことができ、外国人乳幼児の保育の知見を有する人材として、ブラジルの小学校教諭資格を所持している人材を採用している。 夫が日系ブラジル人で妻が教員免許を持っており、学校や保育施設で働きたいというケースが多い。また、教員同士は交流があり、ブラジル人コミュニティ内で情報交換をして採用に至るケースが多い。
保育の質や安全面での留意点	<ul style="list-style-type: none"> 誤飲対策として食べ物の大きさへの配慮や、ブラジリアン柔術のマットを部屋全面に敷き詰め、角は保護することによる怪我対策等を行っている。
外国人乳幼児・児童生徒が日本	<ul style="list-style-type: none"> ほぼ全員が付属の小学校に進学するが、クラスで 1~2 名程度は、経済的な理由等により、日本の小学校に進学する。日本の小

社会へ適応するための取組	<p>学校に進学する幼児は、言葉や食べ物、習慣に困りごとが出て、小学校に登校しなくなってしまうケースがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> そのため、保育施設としては、週に1～2回、遊びながら日本語に慣れるための時間を設けている。また、近隣の図書館に2・3歳児を連れて行き、日本人乳幼児との交流を図っている。
特例措置について	<ul style="list-style-type: none"> 現在は、「基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する経過措置」の対象施設として、5年間の期限付きで無償化対象としていただいているが、特例措置を活用すれば、無償化措置が無期限で適用されることになるため、メリットを感じる。 既存の職員が日本の保育士資格を取得することで、資格基準を満たそうとしているが、勉強時間の捻出が大変であり、また費用がかかることもあります、取得に係る負荷が無くなるのであれば、ありがたいと感じる。

図表 81 保育施設 B のヒアリング概要

カテゴリ	施設 B のヒアリング概要
基本情報	<ul style="list-style-type: none"> ベトナム・カンボジア・中国・ラオス・ブラジル等様々な国出身の外国人乳幼児を受け入れており、在籍する乳幼児数における外国人乳幼児数の割合は、およそ5割。 外国人乳幼児の保育の知見を有する人材はおらず、ほぼ全員が日本の保育資格を有している。また、英語でコミュニケーションを取れる職員は今年度1名。（公務員のため異動あり）
経営理念・運営方針	<ul style="list-style-type: none"> 日本での生活に適応することを重視し、母国語でのコミュニケーション対応は特にしていない。 親子でコミュニケーションが取れなくなってしまうことを避けるため、面談時に、家庭では母国語でコミュニケーションを取るように伝えている。
地域に外国人乳幼児が多い背景	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な県営団地を抱えている地域である。隣の市のベトナム難民センターが解体された際に、当該団地に多くのベトナム人が住むようになった。
日本での外国人乳幼児の保育の課題	<ul style="list-style-type: none"> 乳児の時から入園している外国人乳幼児の場合、3歳時には日本語で簡単な会話が出来るようになり、年長時には、友達との日本語の日常会話はほぼ問題なくやり取りできるようになっている。 幼児期から入園する外国人乳幼児は、日本語のコミュニケーションに課題があるが、絵を見せたり、身振り手振りで伝えたりしながら保育している。 保護者と保育士のコミュニケーションに、最も苦慮している。日

	<p>常的な様子は細かく伝えられないため、簡単に伝えられることのみお伝えしたり、翻訳ツールを活用したりと工夫している。月1～2回、通訳が当施設に滞在するため、そのタイミングで保護者との個人面談を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 簡単なやり取りは翻訳ツールも使用するが、精度が低く、使用シーンが限られる。
特例措置について	<ul style="list-style-type: none"> 保育の質が守られるかという懸念はあると思う。適切な保育研修を行い、質の向上に努める必要がある。

(7) 小学校に対するヒアリング調査

特例措置活用における課題の検証にあたり、特例措置活用保育施設出身の児童が在籍する、もしくは外国人児童が多い小学校に対し、課題及び外国人児童への対応をヒアリングにて収集した。

①. 調査概要

調査の概要は図表 82 のとおり。

図表 82 小学校ヒアリング調査の概要

調査対象 選定方法	特例措置活用保育施設の 2 km 圏内かつ外国人児童への対応を工夫している小学校を選定。
調査方法	オンライン会議によるインタビュー
調査期間	令和 6 年 12 月～令和 7 年 2 月
調査項目	<ol style="list-style-type: none">1. 外国人児童の状況<ol style="list-style-type: none">① 外国人児童及び特例措置活用保育施設を卒園した児童の数② 他の児童や先生とのコミュニケーションの状況③ 保護者における、先生とのコミュニケーションの状況④ 授業の理解状況⑤ その他、小学校生活を送るうえでの課題2. 外国人児童への対応<ol style="list-style-type: none">① 外国人児童への対応における工夫

②. 調査対象詳細

対象施設の概要は図表 83 のとおり。

図表 83 ヒアリング対象施設

施設	施設の取組
小学校 A	<ul style="list-style-type: none">・日本語教室を配置し、曜日によりポルトガル語/タガログ語/中国語に対応できる講師が出勤している。・ホームページ多言語対応（ポルトガル語/タガログ語/中国語。）
小学校 B	<ul style="list-style-type: none">・様々な背景をもつ、国際色豊かな学校教育が行われている。・日本語指導学習支援を配置し、日本語の指導に従事。

③. ヒアリング結果

ヒアリング結果概要は図表 84～図表 85 のとおり。

図表 84 小学校 A のヒアリング概要

カテゴリ	小学校 A のヒアリング概要
外国人児童数	<ul style="list-style-type: none"> 全校児童 734 名、うち外国人児童は 66 名となる。 1 年生から入学してくるケースは少なく、日本における言語・文化のベースがない状態で、ブラジル、フィリピン、中国等から転校してくるケースが多い。日本の保育園を卒園した児童の場合、日本語は喋れるが、サポートは必要となるケースが多い。 特例活用施設の卒園児童は 1 名のみと認識している。最初は言葉がわからず馴染めない状況もあったが、大きな困りごとはなかった。
外国人児童のコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 転校時のクラス編成の検討にあたり、同じ母語を話す児童がいる学級に入るように調整し、まずは児童同士のコミュニケーションから慣れてもらい、不安感を軽減することも心掛けている。 友人付き合いにおいては、最初は言葉が分からず、馴染めない状況も見受けられるが、児童も担任も外国人児童の状況を理解しており、大きな困りごとは発生していない。言葉の違いによる壁はあまり見受けられず、性格の相性で仲良くなっている印象を受けている。
保護者とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 保護者とのコミュニケーションについては、職場で通訳を付けている場合は同席する場合もあるが、半数以上は翻訳ツールの活用や、簡潔な伝え方により、コミュニケーションを行っている。特に、転校時には 3 時間程度時間をかけ、学校のシステム等について丁寧な説明を行っている。
授業の理解度	<ul style="list-style-type: none"> 当小学校が独自に設けている日本語教室での学習を 3 クラスで行っており、児童の理解度に合わせた日本語の教育を行っている。日本語や日常会話の勉強を行いながら、国語や算数の学習にも繋がるように、カリキュラムを工夫している。クラスの通知表と併せて、日本語教室の通知表も作成し、日本語の理解がどれほど進んでいるかを評価している。日本語に慣れていない児童の場合は、週に 3 ~ 4 日、一日 1 ~ 2 時間程度、日本語教室で過ごし、外国人児童の心のケアも兼ねる場所として日本語教室を機能させている。 授業を円滑に進めるうえでの工夫として、翻訳ツールを活用し、要所での理解状況の確認や、同じ母語を話す児童と席が近くなるように配置し、サポートしやすくする等の対応を取っている。
外国人児童の課題	<ul style="list-style-type: none"> 文化の違いに伴い、「休日は休む日」として、授業参観や運動会等の休日に実施される行事に、親子で欠席するケースが見受けら

	<p>れる。「家族」を大切にする外国文化の家庭を、学校側がどこまで巻き込んでいいか難しく、参加の強制は難しい。運動会の練習は参加してもらい、本番は欠席しても他の児童が困らないよう臨機応変に対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童の体に触れざるを得ないような場面も非常にセンシティブなため、研修を行っている。例えば、誘導のために腕を取る行為など、児童を守る目的であっても、外国人児童の母国文化では差別・体罰にあたる可能性があり、親と話し合いを行うことがある。
就学前の情報連携	<ul style="list-style-type: none"> 特例措置活用保育施設が行うイベントに声をかけてもらうことがある。

図表 85 小学校 B のヒアリング概要

カテゴリ	小学校 B のヒアリング概要
外国人児童等の数	<ul style="list-style-type: none"> 日本語指導が必要な児童のうち、外国籍の児童は比較的少ない状況。当校においては、国際結婚等により、日本国籍も有しているが、家庭言語が外国語のため日本語指導が必要となる児童が多く、保護者は、米軍基地と直接契約して、基地で働いている場合が多い。 国際結婚等により家庭言語が外国語である児童について、乳幼児期は基地内の保育施設やインターナショナルスクールに通園するが、日本語の環境に慣れるため、年長時に日本人乳幼児が多い幼稚園や保育施設に転園することが多い。 特例措置活用保育施設を卒園した児童は 1 名在籍しているが、日本国籍の児童である。
外国人児童等のコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 入学して半年から 1 年経つと、簡単な意思疎通ができるようになるが、うまく意思疎通できずにトラブルに発展するケースも見受けられる。
保護者とのコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> 英語を交えながらの日本語や、英語以外の言語の場合は、翻訳ツールを使用しながら母語でメールやお知らせ等を配信することで、コミュニケーションを取っている。 多言語でお知らせや行事予定表を配ることで、保護者が行事を把握し、参加しやすいようにしている。
授業の理解度	<ul style="list-style-type: none"> 高学年になるにつれ、語彙力等の問題により、勉強についていくことが難しくなるケースが見受けられる。日本語と母語両方を使用する環境で育っているため、母語で学習のことを聞かれても分からぬ場合や、日本語での学習に難しさを感じるケースもある。

	<p>る。高校受験のタイミングで勉強に躊躇、インターナショナルスクールに戻る生徒もいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 日本語教室で日本語と教科の統合学習を行っており、授業のカリキュラムを分かりやすい日本語を用いて教えたり、日本で生活するにあたり必要な習慣等を教えたりするようにしている。また、包括的に能力を伸ばせるテーマを与えることを意識し、母語で考えたり、話したりできる場を設けている。
外国人児童への対応の工夫	<ul style="list-style-type: none"> キャリア教育として、外国人生徒等の中学生と小学生の交流の場を設け、外国人児童が将来のビジョンを描くきっかけとなる場をつくっている。

4.まとめ

(1) 本研究の成果・考察

アンケート調査及びヒアリング調査の結果を基に、本調査研究で設定したリサーチクエスチョンの解を記述する。

(再掲)図表1 リサーチクエスチョン

- | |
|---|
| ① 都道府県、指定都市、中核市及び児童相談所設置市が、特例措置についてどのように考えているかを把握 |
| ② 特例措置の効果検証 |
| ③ 特例措置活用の今後の方向性の検討 |

1. 自治体における特例措置の活用意向

- ① 特例措置を未活用の自治体における活用意向は低く、保育の安全面や質の確保において、懸念を有していることが明らかになった。
- 特例措置を「知っている」と回答した自治体は 77.4%(106 自治体中 82 自治体)。
 - 特例措置を知っている自治体のうち、国家戦略特別区域に指定された自治体における、本特例措置の活用意向について、「活用に関心がある」が 8.1%(37 自治体中 3 自治体)。また、国家戦略特別区域に指定されていない自治体における、本特例措置の活用意向について、「活用意向がある」が 6.7%(45 自治体中 3 自治体)。
 - 本特例措置の活用意向について、国家戦略特別区域に指定された自治体のうち、「すでに活用している」「活用意向があり、検討中である」「活用に関心がある」、国家戦略特別区域に指定されていない自治体のうち、「活用意向がある」を選択した自治体における、活用意向がある理由について、「指導監督基準を順守できていない施設があるから」が 75%(8 自治体中 6 自治体)、次いで「外国人乳幼児とコミュニケーションが取れる保育人材の確保のため」、「幼児教育・保育の無償化、消費税非課税等による経済的負担軽減のため」が 37.5%(8 自治体中 3 自治体)と多い。
 - また、自治体が想定する、特例措置の活用による保育施設のメリットについて、「日本語を話さない保護者との円滑なコミュニケーションが実現する」が 50.9%(106 自治体中 54 自治体)と最も多く、次いで「外国人乳幼児と円滑にコミュニケーションを取れる保育人材が増える」が 50%(106 自治体中 53 自治体)と多い。
 - 検討委員会では、「外国人乳幼児の多い保育施設は、認可施設に行けなかった乳幼児の受け皿にもなっているため、特例措置の活用による、幼児教育・保育の無償化、消費税非課税等による経済的負担の軽減は、特区外でも必要な措置だと考える。」といった意見があった。加えて、特区外で同様の課題を抱えている地域が、国家戦略特別区域に指定された自治体でないことを理由に本特例措置を活用できないことで、外国人乳幼

児の扱いの差が地域間で生じてしまうことを懸念する意見もあった。

- 一方、特例措置を知っている自治体のうち、国家戦略特別区域に指定された自治体における、本特例措置の活用意向について、「活用の関心・意向はない」が 54.1%(37 自治体中 20 自治体)。また、国家戦略特別区域に指定されていない自治体における、本特例措置の活用意向について、「活用意向はない」が 37.8%(45 自治体中 17 自治体)。
- 本特例措置の活用意向について、国家戦略特別区域に指定された自治体のうち、「活用への関心・意向はない」、国家戦略特別区域に指定されていない自治体のうち、「活用意向はない」を選択した自治体における、活用意向がない理由について、「現在、地域内に居住する外国人の数が少ないから」が 45.9%(37 自治体中 17 自治体)と最も多く、次いで「その他」が 24.3%(37 自治体中 9 自治体)、「認可外保育施設において、乳幼児の安全確保に課題が生じると懸念したから」が 13.5%(37 自治体中 5 自治体)、「現状においても、保育者が外国語を話せなくとも保育の実施ができるから」が 13.5%(37 自治体中 5 自治体)の順に多い。
- また、自治体が想定する、特例措置の活用による、懸念される課題について、「外国人乳幼児の保育の知見を持つ人材との文化等の違いにより、保育方法の違いが生じる」が 42.5%(106 自治体中 45 自治体)と最も多く、次いで「日本の保育士・看護師を保有する者への負担が増加する」が 29.2%(106 自治体中 31 自治体)、「乳幼児の安全確保に課題が生じる」が 28.3%(106 自治体中 30 自治体)、「保育の質が低下する」が 24.5%(106 自治体中 26 自治体)の順に多い。

➤ これらを踏まえ、特例措置の活用にあたり、自治体は保育中の安全や保育の質の確保に課題が生じることを懸念しており、全国展開にあたっては当該懸念が払拭されることが前提であると考える。

② 特例措置の理解が十分ではないと感じられる自治体が見受けられた。

- 特例措置を「知らない」と回答した自治体は 22.6%(106 自治体中 24 自治体)。
- 特例措置を「知っている」と回答した自治体のうち、国家戦略特別区域に指定されていない自治体における本特例措置の活用意向について、「分からない」と回答した自治体は 53.3%(45 自治体中 24 自治体)
- 特例措置の活用による保育施設のメリットについて、「分からない」と回答した自治体は 21.7%(106 自治体中 23 自治体)。

➤ これらを踏まえ、全国展開の前に、特例措置の期待効果や、既に特例措置を活用している自治体及び保育施設における取組の実態等について、自治体への理解促進を図ることが必要ではないか。

➤ 理解促進を踏まえ、現在活用可能な自治体において、特例措置活用保育施設を増やすことが、今後の全国展開においても有効ではないか。

2. 特例措置の効果検証

本調査研究のアンケート調査やヒアリング調査において、特例措置の効果に差異があることが明らかとなった。

① 特例措置を活用している地域の産業構造や施設の特色の違いにより、選ばれる理由が異なっていた。

- 特例措置活用自治体である沖縄県には米軍基地が多数あり、外国人乳幼児を多く取り扱う保育施設が北谷町、沖縄市、うるま市に多く存在する。沖縄県にある保育施設のうち、外国人乳幼児が5割以上を占める保育施設は18施設あり、多くが米軍関係の保育施設である。
- 特例措置活用自治体である愛知県岡崎市にある西三河地域は製造業が多く、工場を中心にブラジル人等の外国人労働者が多い地域である。愛知県岡崎市にある保育施設のうち、外国人乳幼児が5割以上を占める保育施設は1施設のみである。
- 特例措置を活用している保育施設に在籍する外国人乳幼児の出身国について、沖縄県の2施設は、アメリカが最も多く、その他の国籍として、韓国、中国、フィリピン、インドである(片方の親が日本人の場合も含む)。愛知県岡崎市の施設は、ブラジルが最も多く、その他の国籍としてフィリピンである(片方の親が日本人の場合も含む)。
- 保護者アンケートによると、沖縄県の保育施設において、出身国がアメリカの場合、保育施設を選択した理由について、「保育の質・安全性が高いと感じたから」が16件中15件と最も多い。他方、「母国語での保育が可能だから」が16件中7件、次いで「費用が抑えられるから」が16件中8件である。愛知県岡崎市の保育施設において、出身国がブラジルの場合、保育施設を選択した理由について、「母国語での保育が可能だから」「保育の質・安全性が高いと感じたから」が4件中3件と最も多い。

他の保育施設を選択しなかった理由について、沖縄県の保育施設において、出身国がアメリカの場合、「特になし」が16件中8件と最も多い。他方、愛知県岡崎市の保育施設において、出身国がブラジルの場合、「母国語での保育が不可能だから」が4件中4件と最も多い。

現在通っている保育施設への満足度について、沖縄県の保育施設において、出身国がアメリカの場合、「保育の質・安全性が高いと感じたから」「職員の対応・サービスが良いから」が16件中15件と最も多く、「母国語での保育が出来ているから」が16件中10件、「費用が抑えられているから」が16件中11件である。愛知県岡崎市の保育施設において、出身国がブラジルの場合、「母国語での保育が出来ているから」が4件中4件、「費用が抑えられるから」が4件中3件である。

- 愛知県岡崎市で特例措置を活用している保育施設へのヒアリングによると、特例措置を活用した効果として、保育無償化の措置が適用されることで、外国人乳幼児が当該

施設に入園しやすくなり、他の保育施設の枠が空くことで地域の待機児童の解消に貢献していることが挙げられる。

- 特例措置活用自治体である愛知県岡崎市へのヒアリングによると、外国人乳幼児が半数を超える保育施設において、保育無償化の措置期間が終了した場合、外国人乳幼児の保護者が経済的な理由から子どもを保育施設に預けることが難しくなり、就労機会の損失、定着の損失、生活の質低下の懸念がある。結果として、子どもたちにとって良好な保育環境が提供できず、健全な育ち、母国語の発達等に影響を与える懸念がある。
- これらを踏まえると、沖縄県においては、他にも類似の保育施設がある中で、保護者は保育の質や保育内容等を重視して保育施設を選択している傾向が見られ、特例措置の活用に付随する、母国語での保育や保育料無償化といった利点はそこまで重視していないことが伺える。
- 他方、愛知県岡崎市においては、そもそも外国人乳幼児の受け皿となる保育施設の選択余地が少ない中で、保護者は特例措置の活用に付随する利点を基に保育施設を選択していることが伺える。
- 地域の産業構造の違いや、保育施設の特色により、保護者の保育施設の捉え方が異なり、特例措置の活用における有効性に差があることが分かった。

② 特例措置を活用している地域の実情により、日本社会への適応における課題感に差が見受けられた。

- 特例措置活用自治体である沖縄県には米軍基地が多数あり、外国人乳幼児を多く取り扱う保育施設が北谷町、沖縄市、うるま市に多く存在する。他方、特例措置活用自治体である愛知県岡崎市にある西三河地域は製造業が多く、工場を中心にブラジル人等の外国人労働者が多い地域である。
- 特例措置を活用している保育施設に在籍する外国人乳幼児の出身国について、沖縄県の2施設は、アメリカが最も多く、その他の国籍として、韓国、中国、フィリピン、インドである(片方の親が日本人の場合も含む)。愛知県岡崎市の施設は、ブラジルが最も多く、その他の国籍としてフィリピンである(片方の親が日本人の場合も含む)。
- 保護者アンケートによると、沖縄県の保育施設において、出身国がアメリカの場合、「今までの居住年数」は5～10年未満が37%(16件中6件)と最も多く、次いで3～5年未満が25%(16件中4件)と多くなっている。また「今後の居住期間」は、1～3年未満が44%(16件中7件)と最も多い。他方、愛知県岡崎市の保育施設において、出身国がブラジルの場合、「今までの居住年数」は10年以上が100%(4件中4件)を占めており、また「今後の居住期間」は、10年以上が75%(4件中4件)と最も多い。
- 「外国人乳幼児が通う予定の小学校」について、沖縄県の保育施設において、保護者の出身国がアメリカの場合、保護者の出身国的小学校への進学が37%(16件中6件)と

最も多く、次いで保育園と同じ地域の小学校への進学が 25%(16 件中 4 件)と多くなっている。また、沖縄県及び特例措置を活用している保育施設へのヒアリングの結果を踏まえると、地域の小学校においても、米軍基地内の小学校に進学するケースが多くなっている。他方、愛知県岡崎市の保育施設において、出身国がブラジルの場合、その他が 50%(4 件中 2 件、いずれも愛知県内の地域の小学校)と最も多く、次いで保育園と同じ地域の小学校への進学が 25%(4 件中 1 件)、同一県内の異なる小学校への進学が 25%(4 件中 1 件)となっている。

- 沖縄県北谷町で特例措置を活用している保育施設へのヒアリングによると、日本の小学校に通学する幼児はほぼおらず、インターナショナルスクールや米軍基地内の小学校に通学するケースが多い。一方で、愛知県岡崎市で特例措置を活用している保育施設へのヒアリングによると、地域の日本の小学校に進学する幼児はおよそ半数程度である。
- 愛知県岡崎市で特例措置を活用している保育施設へのヒアリングによると、地域の日本の小学校に進学した後、言葉や食事の違いに躊躇するケースが複数見受けられる。そのため、当該保育施設から日本の小学校に進学する意向がある場合は、年中頃から日本人乳幼児が多い保育施設への転園を推奨している。また、地域の小学校に入学後、上手く適応できていない場合は、当該保育施設の先生が小学校に一定期間通い、言葉のサポートをする等の個別対応を行っている。
- 上記保育施設の近くに位置する小学校へのヒアリングによると、外国人児童への対応として、クラス分けや席替え時の配慮や、翻訳ツールの活用、当該小学校が独自で実施している日本語教室によるサポートを行っている。
- 特例措置活用自治体である愛知県岡崎市へのヒアリングによると、特例措置を活用している保育施設に在籍する外国人乳幼児が日本の小学校への進学を検討している場合に、日本人乳幼児が多い保育施設への転園を推奨していることは、自治体として把握していなかった。
- 沖縄県北谷町に位置する小学校へのヒアリングによると、日本語指導が必要な児童は、外国籍の児童は比較的少なく、国際結婚等により、日本国籍も有しているが、家庭言語が外国語のため日本語指導が必要となる児童が多い。保護者は、米軍基地と直接契約して、基地で働いている場合が多い。国際結婚等により家庭言語が外国語である児童について、乳幼児期は基地内の保育施設やインターナショナルスクールに通園するが、日本語の環境に慣れるため、年長時に日本人乳幼児が多い幼稚園や保育施設に転園することが多い。高学年になるにつれ、語彙力等の問題により、勉強についていくことが難しくなるケースが見受けられる。日本語と母語両方を使用する環境で育っているため、母語で学習のことを聞かれても分からぬ場合や、日本語での学習に難しさを感じるケースもある。高校受験のタイミングで勉強に躊躇し、インターナショナルスクールに戻る生徒もいる。
- 国家戦略特別区域指定自治体ではない滋賀県に所在する特例措置未活用保育施設へのヒアリングによると、滋賀県はブラジル人の外国人労働者が多い地域であり、愛知県

岡崎市に類似した産業構造である。当該保育施設は、ブラジルの文部科学省の指定校として、保育園から高等部までポルトガル語で学習できる環境を構築している。当該施設を卒業すると、日本とブラジルの両方の卒業資格を取得可能。

- これらを踏まえ、地域の産業構造等の違いにより、外国人乳幼児が日本に滞在する期間や生活環境が異なることが判明した。
- 沖縄県においては、保護者が国際結婚や軍人以外の職業に就いている場合は、長期滞在を前提としているケースもあるものの、基本的には、保護者が比較的短期で帰国することを前提とした職業に従事していることから、日本社会に中長期的に溶け込んで生活していくことへのニーズが薄い。
- 他方、愛知県岡崎市のように、保護者が、滞在期限が定められていない職業に従事している場合は、中長期の滞在を前提としていることから、子どもは、卒園後は地域の小学校に進学するケースが多く、卒園後に言葉や文化の違いによる日本社会への適応の困難さが生じている場合もある。
- 愛知県岡崎市の特例措置活用保育施設においては、地域の小学校へ進学する意向がある場合には、保育施設卒園後に日本社会に馴染めるよう、小学校入学前に日本人乳幼児が多い保育施設への転園を勧めるか、保育施設もしくは小学校独自の細やかなサポートにより対応しているが、これらの対応の有効性検証は行えていない状態であり、既存の特例措置の枠組みにおいては、日本社会への移行への対応策が十分ではないことがわかった。

特例措置を活用する地域の産業構造等により、日本社会への円滑な移行の課題が異なることが明らかとなり、全国展開に向けての障害になり得ると思慮される。

- ③ 特例措置活用保育施設が採用する、「外国人乳幼児の保育に知見を有する人材」の有している資格及び経験の違いにより、保育の安全性における課題感に差が見受けられた。
 - 「外国人乳幼児の保育に知見を有する人材」の採用にあたり、特例措置を活用している全ての保育施設が、外国における保育に関連する資格を有していることを重視している。また、外国における保育又は教育に関連する資格として、全ての保育施設が保育士資格と小学校教諭資格、3施設中2施設が幼稚園教諭資格を重視しており、日本の保育士資格に相当する外国の資格が重視されている中、3施設中1施設においては、モンテッソーリ資格を所持していることが重視されている。
 - モンテッソーリの資格の所持を重視している保育施設では、モンテッソーリの資格は、あくまでもモンテッソーリ教育やそのプログラム、教材についての知識を有する資格であることから、保育の安全面の確保を担保するため、県や国から発行されている、SIDS(乳幼児突然死症候群等)についてのハンドブックを用いた研修や、消防署の協力の下、嚥下や心肺蘇生の研修を行っている。また、当該保育施設では、例えば虐待の疑

いがある乳幼児を発見した際等、然るべき機関に適切な情報の連携が必要な場合は、適切な判断・対応が可能な日本の保育士資格を有する者を第一の相談先としている。

- 保護者アンケートからは、保育施設に対し、「非常に満足している」と回答した割合が 96%(24 件中 23 件)、「やや満足している」と回答した割合が 4%(24 件中 1 件)である。また、満足している理由として、24 件中 23 件が保育の質が高いからと回答している。
 - 特例措置活用自治体である愛知県岡崎市へのヒアリングによると、特例措置を活用している保育施設が実施している研修指導の内容を、自治体は把握していないが、指導監査等を通じ、保育の安全性における問題が生じていないことを把握している。
- 保育施設は、研修の実施等、独自の工夫により課題への対応を行っている。現状は保護者からの懸念も見られていない。
- 一方で、当該 3 施設は先行地域であり、沖縄県においては、県が保育の安全性を確保し、避難方法等有事の際の対応基準がしっかりと定められている等の優良な施設を選定している。また、愛知県岡崎市においても、保育施設が毎年度の立ち入り調査に通訳者の手配や事前の書類を準備する等、対応状況が常に良好であることを確認したうえで、特例措置の認定を行っている。
- 今後、全国展開するとすれば、自治体の関与の差によって、各施設の安全意識等の違いが乳幼児に安全上のリスクの差として生じうることが懸念される。
- 特例措置の活用においては、外国人乳幼児の保育に知見を有する人材の基準の違いにより、全国展開において差が出る傾向にあることが分かった。

3. 全国展開の方向性について

- 特例措置の全国展開にあたり、下記課題が明らかになった。
 - ✓ 特例措置の理解が十分ではないと感じられる自治体が見受けられる。
 - ✓ 自治体は、特例措置の活用にあたり、安全面の確保及び保育の質に対する懸念を有している。また、安全面の確保と保育の質について、現状は特例措置を活用している保育施設の創意工夫に委ねられている。
 - ✓ 保護者が、中長期的な滞在を前提にした職業に従事している場合や、卒園後は地域の小学校に進学するケースが多い地域については、言葉や文化の違いによる日本社会への適応の困難さが生じる場合がある。当該懸念への対応として、現状は日本人乳幼児が多い保育施設への転園か、特例措置を活用している保育施設もしくは小学校の創意工夫に委ねられている。
- 現在特例措置を活用している保育施設は 3 施設であり、うち中長期にわたり日本に住むことを前提にした乳幼児を預かる施設は 1 力所で、ここから経験則を見出すのは困難であった。今後更に多くの事例を確認することが必要である。
- そのため、特例措置の活用事例を増やしていくにあたっては、自治体の関与・役割を明確

にするとともに、全国展開については、今回明らかになった課題への対応策をしっかりと準備したうえで検討するのが良いと考える。

- ✓ 課題への対応策として、特例措置を活用している自治体及び保育施設の事例展開、当該課題を踏まえ、自治体及び保育施設が留意すべきことの整理、整理結果を踏まえた留意点の通知等が考えられる。
- なお、全国展開の時期として、現在、国家戦略特別区域に指定されていないため特例措置が活用できず、「基準を満たさない認可外保育施設の無償化に関する経過措置」を活用している自治体に居住する家庭が、経済的不利益等を被らないような配慮も考慮すべきではないか。
 - ✓ このため、遅くとも、当該経過措置が終了する令和 11 年度末までに、構造改革特別区域への移行も含め、改めて方向性を見定めることが必要ではないか。

付録

付録 1 沿用体に対する意向調査 項目一覧

外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例措置_沿用体意向調査_アンケート項目

【回答形式の凡例】
・SA：単一回答、MA：複数回答、Num：数値での回答、FA：自由記述回答

カテゴリ	回答対象者	#	設問	回答形式	選択肢
基本情報	全員	1	沿用体の名称をご回答ください。	FA	-
	全員	2	ご担当部署をご回答ください。	FA	-
	全員	3	担当者様のご連絡先をご回答ください。	FA	メールアドレス： 電話番号：
保育に係る情報	全員	4	地域内の保育施設の総数をご回答ください。	Num	-
	全員	5	地域内の認可外保育施設の総数をご回答ください。	Num	-
	全員	6	地域内の外国人乳幼児の入所率が半数を超える認可外保育施設の総数をご回答ください。	Num	-
	全員	7	地域内における最新の乳幼児の人数をご回答ください。 ※把握している最新の数値をご記入ください。把握していない等の場合は、「-」をご記入ください。	Num	-
	全員	8	地域内における最新の外国人乳幼児の人数をご回答ください。 ※把握している最新の数値をご記入ください。把握していない等の場合は、「-」をご記入ください。	Num	-
特例措置に係る認識	全員	9	本特例措置について知っているかについて、ご回答ください。	SA	①知っている ②知らない
	#9で①と回答し、国家戦略特区に該当する場合	10	本特例措置を知っている方のうち、貴自治体が国家戦略特区に指定されている場合、ご回答ください。 国家戦略特区の指定区域内の保育施設に対し、本特例措置を活用する意向があるか、ご回答ください。 なお、市町村等にあっては、所在する都道府県が当該特区に指定されている場合は特区に該当します。	SA	①すでに活用している ②活用意向があり、検討中である ③活用に興味がある ④活用を検討したが、申請しなかった ⑤活用への興味・意向はない ⑥分からない
	#9で①と回答し、国家戦略特区外の自治体の場合	11	本特例措置を知っている方のうち、貴自治体が国家戦略特区に指定されていない場合、ご回答ください。 本特例措置が、国家戦略特区指定区域以外でも活用可能となった場合、活用する意向があるか、ご回答ください。	SA	①活用意向がある ②活用意向はない ③分からない
	#10で①～④、#11で①と回答した方	12	本特例措置の活用を検討した、もしくはしている理由をご回答ください。	MA	①外国人乳幼児とコミュニケーションが取れる保育人材の確保のため ②外国人乳幼児の文化背景に理解をもつ保育人材の確保のため ③現在、地域内に居住する外国人の数が多いから ④将来的に、地域内に居住する外国人の数が増加すると予測されるから ⑤指導監督基準を順守できていない施設があるから ⑥幼児・教育保育の無償化、消費税非課税等による経済的負担軽減のため ⑦その他(FA)
	#10で④と回答した方	13	本特例措置の申請をしなかった理由をご回答ください。	MA	①認可外保育施設において、保育の質が低下することを懸念したから ②認可外保育施設において、乳幼児の安全確保に課題が生じると懸念したから ③地域の小学校への入学など、当該地域での生活に課題が生じると懸念したから ④本特例措置を導入するにあたり、地域内の認可外保育施設が保育士基準を満たしていないと判断したから ⑤本特例措置を導入するにあたり、地域内の認可外保育施設が保育士基準以外の環境整備を十分に行えてないと判断したから ⑥現状においても、保育者が外国語を話せなくとも保育の実施ができるから ⑦外国人乳幼児が多いから ⑧検討し始めたばかりだから ⑨その他(FA) ⑩特にない

	#10で⑤、#11で②と回答した方	14	木特例措置の活用意向がない理由をご回答ください。	MA	<p>①認可外保育施設において、保育の質が低下することを懸念したから ②認可外保育施設において、乳幼児の安全確保に課題が生じると懸念したから ③地域の小学校への入学など、当該地域での生活に課題が生じると懸念したから ④木特例措置を導入するにあたり、地域内の認可外保育施設が保育士基準を満たしていないと判断したから ⑤木特例措置を導入するにあたり、地域内の認可外保育施設が保育士基準以外の環境整備を十分に行えてないと判断したから ⑥現状においても、保育者が外国語を話せなくても保育の実施ができるから ⑦現在、地域内に居住する外国人の数が少ないので ⑧将来的に、地域内に居住する外国人の数が増加しないと予測されるから ⑨その他(FA)</p>
	全員	15	木特例措置の活用により、保育施設にどのようなメリットがもたらされることを期待しているか、ご回答ください。	MA	<p>①保育の担い手不足が解消する ②外国人乳幼児と円滑なコミュニケーションを取れる保育人材が増える ③外国人乳幼児の文化背景に理解をもつ保育人材が増える ④子どもの健全な成長により寄与できる可能性がある ⑤日本語を話さない保護者との円滑なコミュニケーションが実現する ⑥わからない ⑦その他(FA)</p>
	全員	16	木特例措置の活用により、保育施設にどのような課題が発生しうることを懸念しているか、ご回答ください。	MA	<p>①外国人乳幼児の保育に知見を持つ人材との文化等の違いにより、保育方法の違いが生じる ②日本の保育士・看護師資格を保有する者への負担が増加する ③保育の質が低下する ④乳幼児の安全確保に課題が生じる ⑤地域の小学校への入学など、当該地域での生活に課題が生じる ⑥外国人人材の増加により、職員間のコミュニケーションに支障が生じる ⑦保護者に対する特例措置に係る説明の負担が生じる ⑧特になし ⑨その他(FA)</p>
外国人乳幼児への対応	全員	17	地域内の保育施設における外国人乳幼児への対応にあたり、困りごとの有無について、ご回答ください。把握していない等の場合は、「③把握していない」をご選択ください。	SA	<p>①ある ②ない ③把握していない</p>
	#17で①と回答した方	18	地域内の保育施設における外国人乳幼児の保育にあたり、現在どのような課題があるか、ご回答ください。把握していない等の場合は、「⑧把握していない」をご選択ください。	MA	<p>①外国語でのコミュニケーション ②文化の相違への配慮(食事や行事など) ③保護者への情報伝達方法 ④保育担当者の担当決め ⑤円滑なコミュニケーションが取れないことによる子どもの健全な発達に係る懸念 ⑥課題はない ⑦その他(FA) ⑧把握していない</p>
	#17で②と回答した方	19	地域内の保育施設における外国人乳幼児への対応につき、留意している点について、ご回答ください。把握していない等の場合は、「⑧把握していない」をご選択ください。	MA	<p>①外国人乳幼児とのコミュニケーションにおいて通訳や翻訳ツールを使用する ②外国人乳幼児の母国語を織り交ぜたコミュニケーションを行う ③文化の相違に対応し、食事内容などに配慮する ④保護者への伝達や案内資料の作成を外国語で行う ⑤外国語が堪能な保育者を優先的に外国人乳幼児の保育にあらせる ⑥特になし ⑦その他(FA) ⑧把握していない</p>

	全員	20	貴自治体内において、外国人乳幼児に特化した保育施設を設立してほしいという声が上がったことはありますか。把握していない等の場合は、「③把握していない」をご選択ください。	SA	①ある ②ない ③把握していない
#20で①と回答した方		21	外国人乳幼児に特化した保育施設を設立する要望があつた先について、ご回答ください。把握していない場合は、「⑥把握していない」をご選択ください。	MA	①保育施設 ②地域住民 ③保育施設利用者 ④地域企業 ⑤その他(FA) ⑥把握していない
	全員	22	木特例措置は、保育に従事する者の数及び資格基準の緩和であり、それ以外の、保育室等の構造設備・面積、非常災害に対する措置、保育内容等の指導監督基準は十分に満たしている必要があります。 木特例措置の活用により、各認可外保育施設において、保育に従事する者の数及び資格以外の基準を満たす意識が高まると考えますか。	SA	①高まる ②変わらない ③低くなる ④分からぬ
	全員	23	設問22で選択した回答内容について、指導監督基準に対する意識への考え方についてご回答ください。	MA	①指導監督基準を満たせば、保護者からの評判が良くなり、入所児童がより増えるため。 ②幼児・教育保育の無償化、消費税非課税等の対象となる可能性が高まるため。 ③保育に従事する者の数及び資格以外の基準を満たすことのハードルが高いと感じている施設が多いため。 ④保育に従事する者の数及び資格の基準が満たせていれば、それ以外の基準は満たしていないても良いと考える施設があるため。 ⑤わからない ⑥その他(FA)

付録2 特例措置活用保育施設に対するアンケート調査 項目一覧

外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例措置 特例活用認可外保育施設 調査項目

[回答形式の凡例]					
・SA : 単一回答、MA : 複数回答、Num : 数値での回答、FA : 自由記述回答					
カテゴリ	回答対象者	#	設問	回答形式	選択肢
基本情報	全員	1	施設の名称をご回答ください。	FA	-
	全員	2	施設で受け入れる乳幼児の定員数をご回答ください。	Num	-
	全員	3	令和6年10月1日時点に入所している乳幼児の人数をご回答ください。	Num	0歳児： 1歳児： 2歳児： 3歳児： 4歳以上：
	全員	4	令和6年10月1日時点で入所している乳幼児のうち、外国籍の乳幼児の人数をご回答ください。	Num	0歳児： 1歳児： 2歳児： 3歳児： 4歳以上：
	全員	5	令和6年10月1日時点に入所している外国籍の乳幼児の出身地域について、当てはまるものをご回答ください。	MA	①中国 ②ベトナム ③韓国 ④フィリピン ⑤ブラジル ⑥スペイン ⑦インドネシア ⑧ミンマー ⑨アメリカ ⑩台湾 ⑪その他(FA)
	全員	6	令和6年10月1日時点でお仕事として、保育を行っている職員の合計人数をご回答ください。	Num	-
	全員	7	令和6年10月1日時点でお仕事として、保育を行っている職員のうち、日本籍または日本語を話せる(日本人乳幼児とコミュニケーションが取れる)職員の人数をご回答ください。	Num	-
	全員	8	令和6年10月1日時点でお仕事として、保育を行っている職員のうち、外国籍または外国語を話せる(外国人乳幼児とコミュニケーションが取れる)職員の人数をご回答ください。	Num	-
	全員	9	#7でご回答いただいた職員のうち、日本の保育士、看護師または准看護師資格を有している職員の数をご回答ください。	Num	-
	全員	10	#8でご回答いただいた職員のうち、日本の保育士、看護師または准看護師資格を有している職員の数をご回答ください。	Num	-
施設職員に係る情報	全員	11	外国籍または外国語を話せる(外国人乳幼児とコミュニケーションが取れる)職員を採用する際に重視した点について、ご回答ください。	MA	①日本で保育経験がある ②外国での保育経験がある ③日本における保育に関連する資格を有している ④外国における保育に関連する資格を有している ⑤日本での子育て経験がある ⑥外国での子育て経験がある ⑦その他(FA)
	#11で①または②と回答した方	12	前の設問で①または②に該当する方々のうち、最も保育歴が短い方の保育に係る通算業務経験年数について、ご回答ください。	Num	-
	#11で④と回答した方	13	その方が保有している海外の資格がどのような資格かについて、ご回答ください。	MA	①保育士資格 ②幼稚園教諭資格 ③小学校教諭資格 ④中学校教諭資格 ⑤ベビーシッター資格 ⑥看護師、准看護師等の資格 ⑦その他(FA) ⑧わからない

全員	14	外国籍または外国語を話せる(外国人乳幼児とコミュニケーションが取れる)職員のうち、日本の保育資格を保有していない人材に対する研修の実施状況について、ご回答ください。	MA	①保育施設独自で実施している ②自治体の研修等を利用している ③民間団体の研修等を利用している ④その他(FA) ⑤実施していない
	15	#14で①～④を選択した方 研修を実施している場合、研修の内容について、ご回答ください。	MA	①乳幼児の生活と遊びについて ②乳幼児の発育チェックなどの健康管理 ③食品衛生及び栄養管理 ④事故防止と事故対応方法 ⑤児童虐待等について ⑥緊急時の安全確保とリスクマネジメント ⑦保育に従事する者の健康管理及びその他指導 ⑧その他(FA)
	16	#14で①～④を選択した方 研修を実施している場合、研修の頻度について、ご回答ください。	MA	①採用時に1回 ②年に1回 ③四半期に1回 ④月に1回 ⑤その他(FA)
	17	#14で①～④を選択した方 研修を実施している場合、対象者の受講率について、ご回答ください。	SA	①100% ②80%以上100%未満 ③60%以上80%未満 ④40%以上60%未満 ⑤20%以上40%未満 ⑥0%以上20%未満 ⑦わからない
	18	特例措置の活用前後を比較した際に、職員の増員状況について、ご回答ください。	MA	①日本の保育資格を持つ外国人の職員を増員した ②海外の保育資格を持つ外国人の職員を増員した ③海外の保育資格を持つ日本人の職員を増員した ④保育以外の資格を持つ日本人の職員を増員した ⑤保育以外の資格を持つ外国人の職員を増員した ⑥その他(FA) ⑦増員していない
全員	19	特例措置の活用開始前後に比較した際に、受け入れる乳幼児の属性にどのような変化が生じたか、ご回答ください。	MA	①日本語を話さない外国人の乳幼児が増えた ②日本語を話す外国人の乳幼児が増えた ③日本語を話す日本人の乳幼児が増えた ④日本語を話さない日本人の乳幼児が増えた ⑤その他(FA) ⑥特に変化していない
全員	20	特例措置の活用後に、どのような効果があったか、ご回答ください。	MA	①保育の担い手不足が解消した ②外国人乳幼児とのコミュニケーションをより取りやすくなった ③子どもの健全な成長により寄与できる可能性が高まった ④日本語を話さない保護者との円滑なコミュニケーションが実現した ⑤その他(FA) ⑥特に変化していない

	全員	21	特例措置の活用後に、どのような課題が生じているか、ご回答ください。	MA	<ul style="list-style-type: none"> ①外国人乳幼児の保育に知見を持つ人材の文化等の違いにより、保育方法に齟齬が生じた ②保育士・看護師資格を保有する者への負担が増加した ③職員間のコミュニケーションに支障が生じた ④保育の質が低下した ⑤乳幼児の安全確保に課題が生じた ⑥地域の小学校への入学など、当該地域での生活に課題が生じた ⑦保護者に対する特例措置に係る説明の負担が生じた ⑧その他(FA) ⑨特になし
外国人乳幼児への対応	全員	22	外国人乳幼児への対応につき、留意している点について、ご回答ください。	MA	<ul style="list-style-type: none"> ①外国人乳幼児とのコミュニケーションにおいて通訳や翻訳ツールを使用する ②外国人乳幼児の母国語を織り交ぜたコミュニケーションを行う ③文化の相違に対応し、食事内容などに配慮する ④保護者への伝達や案内資料の作成を外国語で行う ⑤外国语が専門的な保育者を優先的に外国人乳幼児の保育にあたらせる ⑥乳幼児が日本社会に適応しやすいような環境を作る ⑦わからない ⑧その他(FA) ⑨特になし
	全員	23	外国人乳幼児の預かりにあたり、地域の小学校への入学前に情報の連携を実施しているかについて、ご回答ください。	SA	<ul style="list-style-type: none"> ①実施している ②実施していない
	#23で①と回答した方	24	地域の小学校との連携時に、外国人乳幼児について共有している情報の種類をご回答ください。	MA	<ul style="list-style-type: none"> ①外国人乳幼児とのコミュニケーション方法 ②外国人乳幼児の文化的背景 ③外国人乳幼児と日本人乳幼児のコミュニケーション方法 ④保護者とのコミュニケーション方法 ⑤その他(FA) ⑥特になし
	全員	25	地域の小学校から施設に対して外国语におけるコミュニケーションについて意見があった場合には、ご回答ください	FA	-

付録3 保護者に対するアンケート調査 項目一覧

外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例措置_保護者アンケート_調査項目

【回答形式の凡例】
・SA：単一回答、MA：複数回答、Num：数値での回答、FA：自由記述回答

カテゴリ	回答対象者	#	設問	回答形式	選択肢	
基礎情報	全員	1	ご出身の国について、ご回答ください。	FA	-	
	全員	2	今までの日本国内での居住年数をご回答ください。	SA	①1年未満 ②1~3年未満 ③3~5年未満 ④5~10年未満 ⑤10年以上	
	全員	3	今後の日本国内での想定居住期間について、ご回答ください。	SA	①1年未満 ②1~3年未満 ③3~5年未満 ④5~10年未満 ⑤10年以上	
	全員	4	現在お子様が通わっている保育園の利用期間について、ご回答ください。	SA	①半年未満 ②半年~1年未満 ③1年~3年未満 ④3~6年未満	
	全員	5	お子様が通われる予定の小学校について、ご回答ください。	SA	①保育園と同じ地域の小学校 ②同一県内に異なる地域の小学校 ③他県の小学校 ④保護者様のご出身国の小学校 ⑤他国(ご出身国以外)の小学校 ⑥その他(FA)	
	全員	6	保護者の方とお子様の間でコミュニケーションをどのように実施しているか、ご回答ください。	MA	①日本語 ②英語 ③母国語(英語以外) ④その他(FA)	
	お子様が通う保育施設を選んだ理由について	全員	7	お子様が通う保育施設を選択した理由をご回答ください。	MA	①母国語での保育が可能だから ②自宅や通勤先に近いなど、通いやすかったから ③費用が抑えられるから ④保育の質・安全性が高いと感じたから ⑤外国語教育が整っていると感じたから ⑥食事・遊び・しつけ等において、多様性があり魅力的に感じたから ⑦口コミが良かったから ⑧知人の子どもが通っていたから ⑨施設の雰囲気・方針に賛同したから ⑩その他(FA) ⑪特にない
	全員	8	認可保育施設や、特例措置を活用していない認可外保育施設を選択しなかった理由をご回答ください。特に理由はない場合は、「特にない」をご選択ください。	MA	①母国語での保育が不可能だから ②自宅や通勤先から遠いなど、通園が難しく感じたから ③費用が高いために感じたから ④保育の質・安全性が低いと感じたから ⑤外国語教育が整っていないと感じたから ⑥食事・遊び・しつけ等において、多様性がないと感じたから ⑦口コミが悪かったから ⑧周囲で通っている人がいなかったから ⑨施設の雰囲気・方針に賛同できなかつたから ⑩その他(FA) ⑪特にない	
	全員	9	認可外保育施設には指導監督基準が存在し、保育に従事する者の数及び資格、保育室等の構造設備・面積、非常災害に対する措置、保育内容等の様々な観点で基準が設置されています。 お子様が通う保育施設を選択する際に、この基準を満たしているか否かを考慮されたか、ご回答ください。	SA	①考慮していた ②考慮していなかった ③その他(FA) ④基準について知らない	
お子様が通う保育施設について	全員	10	お子様が通わっている保育施設に対する満足度についてご回答ください。	MA	①非常に満足 ②やや満足 ③どちらともいえない ④あまり満足でない ⑤全く満足でない	

全員	11	保育施設に対する満足度に関して、そのように考えた理由をご回答ください。満足する理由については①～⑩を、満足していない理由については⑪～⑯を、その他は⑰、特にない場合は⑱を選択してください。	MA	①母国語での保育が出来ているから ②自宅や通勤先に近いなど、通いやすいから ③費用が抑えられるから ④保育の質・安全性が高いから ⑤外国語教育が整っているから ⑥食事・遊び・しつけ等において、多様性が容認されていると感じるから ⑦職員の対応・サービスが良いから ⑧施設の雰囲気・方針が良いから ⑨施設で使用されている言語での保育を望んでいないから ⑩自宅や勤務先等から遠く、通いにくいから ⑪費用が高すぎると感じているから ⑫保育の質・安全性が低いと感じているから ⑬外国語教育が不十分だと感じているから ⑭食事・遊び・しつけ等において、多様性がないと感じるから ⑮職員の対応・サービスが悪いから ⑯施設の雰囲気・方針が悪いから ⑰その他(FA) ⑱特になし
全員	12	お子様と保育施設の職員のコミュニケーションをどのように実施しているかについて、ご回答ください。	MA	①日本語 ②英語 ③母国語(英語以外) ④翻訳ツールを使用 ⑤その他(FA)
	13	お子様と保育施設の職員がコミュニケーションを取る際の言語について希望をご回答ください。	SA	①日本語を用いてほしい ②母国語(日本語以外)を用いて欲しい ③日本語と母国語両方を用いて欲しい ④どちらでもいい
全員	14	保護者の方と保育施設の職員のコミュニケーションをどのように実施しているかについて、ご回答ください。	MA	①日本語 ②英語 ③母国語(英語以外) ④翻訳ツールを使用 ⑤その他(FA)

付録4 保護者に対するアンケート調査 地域別調査結果(抜粋)

1. 日本の居住年数

- 地域ごとの日本の居住年数は図表86のとおり。

図表 86 日本の居住年数

沖縄県 (アメリカ出身) n=16	<ul style="list-style-type: none">最も多かったのは「5～10年未満」37%次いで「3～5年未満」が25%
愛知県岡崎市 (ブラジル出身) n=4	<ul style="list-style-type: none">全件「10年以上」

2. 今後日本国内の想定居住年数

- 地域ごとの今後日本国内の想定居住年数は図表87のとおり。

図表 87 今後日本国内の想定居住年数

沖縄県 (アメリカ出身) n=16	<ul style="list-style-type: none">最も多かったのは「1～3年未満」44%次いで「3～5年未満」、「5～10年未満」が19%
愛知県岡崎市 (ブラジル出身) n=4	<ul style="list-style-type: none">最も多かったのは「10年以上」75%次いで「わからない」が25%

3. 通学予定の小学校

- 地域ごとの通学予定の小学校は図表88のとおり。

図表 88 通学予定の小学校

沖縄県 (アメリカ出身) n=16	<ul style="list-style-type: none">最も多かったのは「保護者様のご出身国的小学校」37%次いで「保育園と同じ地域の小学校」が25%
愛知県岡崎市 (ブラジル出身) n=4	<ul style="list-style-type: none">最も多かったのは「その他」50%次いで「保育園と同じ地域の小学校」「同一県内の異なる地域の小学校」が25%

4. 保育施設を選択した理由

- 地域ごとの保育施設を選択した理由は図表89のとおり。

図表 89 保育施設を選択した理由

沖縄県 (アメリカ出身) n=16	• 最も多かったのは「保育の質・安全性が高いと感じたから」15件 • 次いで「口コミが良かったから」が14件
愛知県岡崎市 (ブラジル出身) n=4	• 最も多かったのは「母国語での保育が可能だから」「保育の質・安全性が高いと感じたから」3件 • 次いで「外国語教育が整っていると感じたから」「施設の雰囲気・方針に賛同したから」が2件

5. 認可・非特例保育施設を選ばなかった理由

- 地域ごとの認可・非特例保育施設を選ばなかった理由は図表90のとおり。

図表 90 認可・非特例保育施設を選ばなかった理由

沖縄県 (アメリカ出身) n=16	• 最も多かったのは「特になし」8件 • 次いで「費用が高いと感じたから」が5件
愛知県岡崎市 (ブラジル出身) n=4	• 最も多かったのは「母国語での保育が不可能だから」4件 • 次いで「保育の質・安全性が低いと感じたから」「外国語教育が整っていないと感じたから」が2件

6. 保育施設満足理由・不満理由

- 地域ごとの保育施設満足理由・不満理由は図表91のとおり。

図表 91 保育施設満足理由・不満理由

沖縄県 (アメリカ出身) n=16	• 最も多かったのは「保育の質・安全性が高いから」「職員の対応・サービスが良いから」15件 • 次いで「施設の雰囲気・方針が良いから」が14件
愛知県岡崎市 (ブラジル出身) n=4	• 最も多かったのは「母国語での保育が出来ているから」「保育の質・安全性が高いから」「職員の対応・サービスが良いから」「施設の雰囲気・方針が良いから」4件 • 次いで「費用が抑えられるから」「外国語教育が整っていると感じたから」「食事・遊び・しつけ等において、多様性が容認されていると感じたから」が3件